

神淳名川耳天皇 綏靖天皇

此天皇の御名義既に云り。○綏靖は。書曰有綏靖宗廟社稷之大勳とあり。

神淳名川耳天皇。神日本磐余彦天皇第三子也。母曰媛踏鞬五十鈴媛命。事代主神之女也。

紀綏靖天皇

第三子は。記云。坐日向之時。娶阿多之小椅君。妹名阿比良比賣。生子多藝志美美命。次岐須美美命二柱坐也云々。後伊須氣余理比賣參入宮内之時云々。然而阿禮坐之御子。名日子八井命。次神八井耳命。次神沼河耳命二柱。とあるを。大日本史に。按本書爲第三子。蓋據皇后所生而書也。然帝有二庶兄。則古事記作第五子爲得。と云り。されど岐須美美命は。此紀になき方正かるべきよし既に云り。また日子八井命も。姓氏錄に神八井耳命男とある傳正しく。記は混れたるなるへけれは。神武天皇の御子は。手妍耳命。神八井耳命。神淳名川耳尊。三柱に坐り。然れば此紀に。天皇を第三子也とある傳そ。中々に正しかるべき。○五十鈴媛命の媛は。姫とあるべき例なり。○大女は。此天皇の後五十鈴依媛命を。安寧紀に事代主神之少女。とあるによりて記せるなり。

天皇風姿岐嶷。少^{イコカナリ}有^{フサナクシテ}雄拔之氣^{マシマス}。及^フ壯^{シキ}容貌魁偉^{イキ}。武藝過人^ニ。而志^{ミコト}尚沈毅^シ。

風姿云々。仁德紀にも。此四字を此と同じく訓たり。神代紀に容貌且閑^{ミヤヒナリ}。繼體紀に斐然之藻^{ミヤヒナリ}。持統紀に閑雅^{ミヤヒナリ}。また雄略紀温雅^{ミヤヒナリ}などあり。言義は已に云り。○岐嶷。垂仁紀天武紀にもあり。仁德紀にはイヤヤカとあり。舊事紀にはイヤヤカとよめり。和訓栞に。文選に森字。常に森字をよみ。舊事紀に岐嶷をよみ。土佐日記にイヤカとも。新撰字鏡に。森森をいよかとよめり。いよは彌彌の義なり。森は草木の盛なるなりとあり。此紀仁德卷にも然訓り。されどイヤヤカは誤なるへし。土佐日記なるは假名異なり。てイコヤカのイコは。殿の義なるへしと。重胤云り。イヤヤカのイヨは。此も武意か。そは語林類葉にいよよか。字鏡枕冊子堀川百首よたけき。よそたつる。山家集上。けふりたつふしのちもひのあらそひて。よたけきこひをするかへそ行く。同下。思ひ出よみつの濱松よそたつる。しかのうら浪たむ心快を。とあるに依るに。武意もありけなり。なほよく考ふへし。岐嶷は。字書に岐嶷之狀。文選に偉。通證に。萬葉集云。望月乃滿波之計武。又云。望月乃多田波志家武。與湛訓意通。とあり。○魁。不足處なく。成とのひて。世に過絶玉へるを云か。○志尚。晋書に少有志尚とあり。孟子に。高志尚

至四十八歲^{シヨウジハチヤウジ}神日本磐余彥天皇崩。時神淳名川耳尊^{カミナリノミナトノミコ}性^{シヨウ}純深^{ジュンシン}。悲慕^{ヒキボク}無已^{ムイ}。特留^{トクリウ}心於喪葬之事^{シノシム}焉。其庶兄手研耳命^{テノミミノミコ}。行年已長久歷^{ユキトシノミカド}。朝^{アサ}機^{ツグ}故亦委事而親之^{ユキトシノミカド}。然其王立操盾懷^{カミナリノミナトノミコ}。本乖仁義^{ホトシカニ}。遂以諒闇之際^{スエニ}。威福自由^{イキフクヨウ}。苞藏禍心^{カケテ}。圖害^ス。弟于時也大歲已卯^ニ。

要葬。本に哀葬とあるはあやまり也。兼永本考本舊事紀に喪とあり。重胤云。喪葬之事。其式見奉知へからずと雖。七十六年三月崩御より。翌年九月に至るまで。殯宮に令坐て。仕奉らせ給へるを。留心於云々と書されたるなり。其後の御世御世なるも。此に准へて知へし。と云り。○庶兄を。イロ子と訓めるは義たかへり。ママアニと訓へし。異母に坐せはなり。○諒闇。ミモノオモヒは。仲哀紀に喪をもよめり。物思なり。親の喪に籠るを云ひて。中昔の書にもにはあまた見えたと。古くは見あたらず。記傳にミアガリノホトとよめるは。上代のさまなり。○威福自由。本に威を盛に認れり。

今永享本舊事紀に依る。集解本にも苞藏の苞は。古本に包とあり。されど文選辨命論に。苞藏禍心と
 もあれば。本のまゝにてもよろし。○圖害二弟。記云。故天皇崩後。其庶兄當藝志美美命。欲襲其嫡
 后伊須氣余理比賣之時。將殺其三弟。而謀之間。其御祖伊須氣余理比賣。患苦而。以歌令知其御子
 等。歌曰。佐章賀波用。久毛多知和多理。宇泥備夜麻。許能波佐夜藝奴。加是布加牟登須。又歌曰。宇泥備夜
 麻。比流波久毛登章。由布佐禮婆。加是布加牟登會。許能波佐夜牙流云々。○于時也大歲。この天皇即位
 の下に。大歲庚辰とありて。事は足れるを。ここにもかく記せるは。其中間に非常の事あるを。しら
 ずる時の文例と見えたり。其は神武天皇日向を發し玉へる年を。是年也大歲甲寅と記し。神功皇后韓
 征ありて後。攝政し玉へる元年を。是年也大歲辛巳と記し。さて崩御の年を。また大歲己丑と記せる
 など。なへての天皇の御例とは異なればなるへし。○己卯。先帝崩御丙子六十歳より。此年まで四年
 なり。千丑然るに。崩の明年丑秋九月。葬畝傍山東北陵とあるは。忽この文とたかへり。記傳にもし
か云へり。
 つら／＼考るに。崩の明年畝傍山に殯斂し奉りて。山陵の御構とも。未だ造畢へさりしほとに。手研
 耳命の禍心を包藏し。二弟を害はんと圖り玉ひし事などありて。百官人とも二方にわかれなとして。
 いと／＼事多く。其間御陵の事も。さなからうちすてありしなるへし。故三年經て。漸其功畢たり
 しものと見えたり。上代の事故。書の上にてはさしも大きな亂とも見えねど。先帝の山陵の事など。
 かく滞れるを以て。其世のさまをふしはかりしるへきなり。しかるを綏靖帝三年の喪畢へまして。位

に即給ひしなと云へるは。此御世のさまを。よくも思ひ知らて。附會たる説なれば。とるに足らず。

冬十一月神渟名川耳尊。與兄神八井耳命。陰知其志。善防之。至於山
 陵事畢。乃使弓部稚彥造弓。倭鍛部天津眞浦造眞麁鏃。矢部作箭。
 及弓矢既成。神渟名川耳尊欲以射殺手研耳命。會有手研耳命於
 片丘大窰中獨臥于大牀。

陰知其志は。此頃よりの事にはあらず。既くより其志は知たまへるものから。御孝心深く。山陵の事
 功畢るを。かにかくに待たまひて。其間善防き玉ひしなり。さて至於山陵事畢といふより以下。此
 月の事にかけて見へし。○ここに聊私の考按をのふへし。この山陵のかにかくに。年月をあまた經し
 ことは。上にも云へることく。手研耳命の禍事によりてなるへけれど。さるにても。三年の間。いた
 つらに過にし事のいふかしまきに附て。つら／＼按ふに。はしめ丁丑年崩の畝傍山東北陵に葬とある
 は。即記に畝火山北方白檜尾上とあると。一なるはもとよりにて。其は今の山陵の處にはあらて。
 今の陵の事。なほ此はかの山本村の内。洞村にある字丸山。又御殿山とも。丸山御殿ともいひて。畝傍山
 の尾につゞける處なるへきか。この地の事は既に云り。今の山陵字ミサンザイ。又神武堂。又神武田

は。自然の石窓なるへし。さて大牀は臥牀のいと大きなるを云にや。記傳云。是に大窓中に臥とあるに依て思へは。記に持し兵入而云々。持し兵入以云々。乞取其兄所持之兵入殺云々と。三度まで入と云るは。窓内なる故か。と云れたり。次文に。吾當先開窓戸云々。とあるを合せあふに。けにさる意も見えたり。

時神淳名川耳尊。謂神八井耳命曰。今適其時也。夫言貴密事宜慎。故我之陰謀。本無預者。今日之事。唯吾與爾自行之耳。吾當先開窓戸。爾其射之。因相隨進入。神淳名川耳尊突開其戸。神八井耳命則手脚戰慄。不能放矢。時神淳名川耳尊。掣取其兄所持弓矢。而射手研耳命。一發中胸。再發中背。遂殺之。

神淳名川耳命。本に神字脱たり。永享本考本に依て補へし。集解にも補へり。○言貴密。事宜慎。此六字漢文の潤飾過たり。通證に。易係辭。幾事不密則害成。韓非子曰。夫事以密成。語以泄敗。などあり。○預者。舊訓アソフとある。古言なるへし。アソフと訓るはことばなし。相副也と通證にいへる。さもあるへし。顯宗紀

に。有預^{ソヒテ}鎔造天地之功とあるも。高皇產靈尊の御靈の相副はして。天地を鎔造玉ひしを云なり。此預字紀中みえたる。雄略紀に。子孫々八十餘綿。其預能臣之例。禮記に。國內大人預昇堂者一二。預本作預。安開紀。自今以後。勿預。郡司。皇極紀に。預中大兄於法興寺樹之下打獵之侶。孝德紀預。其徒。などの訓。アソフ。カハル。マシム。いづれもソフと云るに。○戰慄。記には手足和那々岐豆とあり。記傳云。神功卷に戰々栗々。清寧卷に慄然振怖。敏達卷に搖震。皇極紀に動し手又掉。戰などみえ。字鏡に。悸動也。亦惶也。和奈々久。又乎乃々久とあり。このほか物語文などにも。常に云る言なり。和乎とは。殊に親しく通ふ音にて。乎乃々久も同音なり。俗言に身の震動ふ貌を。和那々々とも。乎打々々ともいふ。これも同じ。とあり。○一發再發。箭を佐と云るは。天武紀一箭。萬葉投左乃遠離。また伊乎佐五百箭などあり。さて矢の數を。ヒトサフタサとは云へけれども。一發再發の訓にはいかなり。陸奥風土記に。日本武尊執。則七發之矢者云々。八發之矢者云々。とあるに。よらば。一發再發も。ヒトハナチノヤ。フタハナチノヤと訓へさか。○遂殺之。記云。於是其御子聞知而。驚乃爲將殺。當藝志美美之時。神沼河耳命曰。其兄神八井耳命。那泥汝命。持し兵入而殺。當藝志美々。故持し兵入以將殺之時。手足和那々岐豆。不^レ得^レ殺。故爾其弟神沼河耳命。乞取其兄所持之兵。入殺。當藝志美々。故亦稱其御名。謂建沼河耳命とあり。

於是神八井耳命慙然自服。讓於神淳名川耳尊曰。吾是乃兄。而懦弱不能致果。今汝特挺神武。自誅元惡。宜哉乎。汝之光臨天位。以承皇

祖之業。吾當爲汝輔之奉典神祇者。是即多臣之始祖也。

慙然自服。名義抄には慙然をマドフとよめり。説文に慙煩也と注せり。自服を。ウヘナヒヌと訓たれどもあたらず。舊訓にシタカヒとよめるに由れり。○讓。この事次に論あり。○不能致果の訓。イシキナカラス。またイシキナキコト。とよみたれど。他にさる訓の例みえず。言の義もわきかたければ。暫く記傳の訓によれり。通説の説は非なり。なほよく考へし。○宜哉乎。此の文いとうたかはし。さるはまづ。記云。爾神八井耳命。讓弟建沼河耳命。曰。吾者不能殺仇。汝命既得殺仇。故吾雖兄。不宜爲上。是以汝命爲上。治天下。僕者扶汝命。爲忌人而仕奉也。とありて。記傳云。上代には。日嗣御子と申すは。一柱に限らざりしかは。神八井耳命も。神沼河耳命も。共に日嗣御子に御坐て。此時御位を嗣坐へきは。いまた何れとも定り玉はざりし故に。今如此る御論議はあるなり。若豫て。定まり賜へらむには。今更に此御議論はあらめやも。然るを書紀には。四十有二年春正月壬子朔甲寅。立皇子神沼川耳尊爲皇太子。とありて。此に至ては。於是神八井耳命慙然自服。讓神沼河名川耳尊曰云々。とあるは。心得ぬことなりかし。其故は。若神沼河耳命一柱。既く皇太子に定まり坐てあらむには。皇位を嗣坐むこと本より論なきに。此に至りて。今更に讓云々とあるは如何そや。宜哉乎云々とある語は。かねてより定まり坐る如くきこゆれども。若然らば。いよく讓曰云々と云語に叶

はず。されは。此は哉乎二字を除きて。宜汝之光臨天位以承皇祖之業。と云てこそ。本末あひ叶ふへけれ。此に宜哉乎と云給へるは。上に爲皇太子とあると。首尾を合さむとの文なるへし。と云れたる論は。實にさることなれば。今暫く其説に因て。哉乎の二字をよます。記傳の説に従ひてあるなり。永享本には哉乎の二字なし。これよろしきに似たれども。この前後文。彼本も誤りかた。○奉典神祇。記云。僕者扶汝命。爲忌人而仕奉也。とあり。記傳云。忌人は。紀にも吾當爲汝輔之奉典神祇者と有て。天皇の御親行ひ玉ふ御神事を。扶輔奉り玉ふ職を云なり。然るは。上代には。神事を有か中に。最嚴重き御業として。天皇大御親仕奉り賜へる故に。後世までも。大嘗な。とには此式遺れり。其御扶輔を爲玉ふなれば。甚々重き職掌にそ有ける。上に扶汝命といひ。書紀にも爲汝輔とあるに。心を著へきものそ。爲主と云すして。忌人云るは如何と云に。海主は。中臣忌部などの。諸の神職を帥て。仕奉る職なる故に。主と云を。今此神八井耳命の仕奉玉ふは。然には非ず。天皇の御自ら仕奉玉ふ御事。扶奉玉ふ方の職なる故に。主とは稱さるなり。と云れたる。こゝも其意なり。

○多臣。記に意富臣とあり。記傳云。意富は地名。和名抄に大和國十市郡依富とある。今も十市郡に。大とも書り。神名帳に。多坐彌志理郡比古神社。臨時祭式に。太社と見え。或作多社とある是なり。此社今も多村にあり。此氏神にや坐らむ。此より出たる姓なり。天武紀十三年十一月多臣賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇別。多朝臣。出自神武皇子神八井耳命之後也。とあり。さて此氏人の神祇を奉典給ひし事は。和州五郡神社神名帳大畧注解といふ書に。此書文安三丙寅之歲。黃嶽上旬。牟佐神社。禰宜散位正六位上宮道君述之。とありて。傳はりて。關本なり。此書近きころ。牟佐神社の社家より出たり。これ式に所謂多坐彌志。理津比古神社の事なり。多神宮注進状と云ものを引て。葛城高岳宮御宇。神沼名川耳天皇。隆日經傳。爲人皇二代。御世二年辛巳之歲春中。皇弟神八井耳

命。自_二帝宮_一以降_二居於當國春日縣_一。造_二營大宅_一。鹽_二梅國政_一。斯蓋起_二立神羅磐境_一。祭_二禮皇祖天神_一。陳_二幣物_一。啓_二祝詞_一。以答_二神祇之恩_一。而主_二神事之典_一。馮_二使縣主遠祖大日諸命_一。爲_二祝而奉_一仕之。洎_二于磯城瑞籬宮御宇_一。御開城入彦五十瓊殖天皇。依_二卜令_一祭_二八十萬群神_一之時。詔_二武惠賀前命_一。爲_二改作_一神詞。云。武惠賀前命。此處六所神社の神名をもを出されたり。疑はしき事おぼし。今略けり。號_二社地_一曰_二太郷_一。定_二天社_一。封_二神地_一。舊名_二春日宮_一。今云_二多神社_一。其後志賀高穴穗宮御宇。稚足彦天皇御世五年乙亥之歲初秋。詔_二武惠賀前命孫仲津臣_一。爲_二祭_一多神之主。負_二多氏_一。依_二社號_一也。是同天皇依_二神託_一。詔_二仲津臣_一。奉_二齋_一祀外戚天神皇妃兩神於目原地。今目原神社是也。武惠賀前命。天神高御產靈日尊。皇妃。梯幡子。媛命。同治に見たり。及_二于泊瀨朝倉宮御宇_一。大泊瀨幼武天皇。詔_二六世孫螺贏_一。或曰子。云々。中即位九年乙巳初春。天皇依_二靈夢_一。詔_二螺贏_一。奉_二齋_一祀皇枝彦日根兩神於于部里。武惠賀前命。子部神社二座天之國。今日。子部神社是也。至於淨御原宮御宇。天淳中原瀛真人天皇。即位十三年甲申仲冬。改_二天下之萬民_一。姓。而分_二爲_一三等之日。多清眼十一世孫。小錦下品治。賜_二姓_一曰_二多朝臣_一。厥後和銅五年壬子孟春。正五位上太安磨。品治子也。安磨改_二氏_一。奉_二勅撰_一古事記三卷。以献上之。養老四年庚申仲夏。一品舍人親王。奉_二勅撰_一日本書紀三十卷。于時安磨預_二筆削_一。既功畢。因以授_二從四位下_一。武惠賀前命。續紀には。靈龜元年正月。爲_二太氏長者_一。武惠賀前命。二年九月。爲_二加位補_一民部卿。然後水火知男女神。武惠賀前命。是も同書に。大宮二坐珍于賢津日。延曆五年丙戌孟夏望前。奉_二授_一正四位上勳六等。永治改元。年辛酉季夏初旬。進_二加神位階_一。奉_二授_一正一位。

充_二位田_一納_二神稅_一。先是制_二撰弘仁式_一之節。改入_二神祇官神牒_一。每_二春冬_一預_二口度_一。新年月次官幣。奉_二祈_一禱。年殺豊稔。修_二禮_一。請_二鎮_一護天下安全。致_二敬_一。應_二令旨_一。獻_二注進_一。如_二右狀_一。謹恐敬白。久安五年己巳三月十三日。上_二肥直尙書_一。祝部正六以下川邊連恭和。とあり。此中には疑かはしき事もあれども。かにかくに。古傳とあほしければ。ここに擧つ。さて此紀には。多臣をのみ録されたり。記には。此命の御末の氏々いと多く出されたり。其は神八井耳命者。意富臣。小子部連。火君。大分君。阿蘇君。筑紫三家連。雀部臣。雀部連。小長谷造。都祁直。伊余國造。科野國造。道與石城國造。常道仲國造。長狹國造。伊勢船木直。尾張丹羽臣。島田臣等之祖也。とあり。

元年庚辰

元年春正月壬申朔己卯。神淳名川耳尊即天皇位。都_二葛城_一。是謂_二高丘宮_一。尊_二皇后_一曰_二皇太后_一。是年也大歲庚辰。

神淳名川耳尊。本に耳字なし。今考本信友校本に依て補ふ。○葛城。前紀に出。○高丘宮。記云。坐_二葛城高岡宮_一。治_二天下_一也。記傳云。高岡此名他に見えたることなし。大和志に。此宮葛城上郡藤原村にありと云れ。南葛城郡(葛城上郡)吐田郷村大字藤原の神宮の芝と云。地。これ皇居の一部なるべし。其地荒廢すと云り。高宮と云は。若は此宮の跡にて。岡を省きて云る名か。はた其は別なるか知らず。とあり。倭姫命世記。垂仁天皇二十二年遷_二飯野高宮_一。四箇年奉_二遷_一。二十五年從_二飯野高宮_一。遷_二幸于伊蘇宮_一。今_二坐_一支云々。とあるを。同記一書には。倭姫命入_二坐飯野高丘宮_一。作_二之機屋_一云々。

また垂仁天皇二十二年。飯野高丘宮坐云々。ともあり。これ高丘宮を。高宮とのみも、古へ云りし一例證なり。記傳の前説は當れりと云へし。

二年辛巳

二年春正月。立^ス五十鈴依媛命^{イノノミコ}爲^シ皇后^{ミコ}。一書云。磯城縣主女川派媛。一書云。春日縣主大日諸女糸織媛也。即天皇之姨也。后生^ス磯城津彦玉手看天皇^{ミコ}。

五十鈴依媛命。媛例に依に姫に作るへし。次の安寧紀なるも同じ。本に命字脱したり。水戸本に依て補ふ。此姫命は。御名義媛踏躰五十鈴姫とは異にて。五十鈴と多くの鈴を御裝束に取飾るか如く。麗き御姿を美稱へたる御名なり。依は宜なり。○磯城縣主。河内志貴縣主なる事。已に出。○川派媛。記に師木縣主之祖河侯比賣とあり。記傳云。河侯は地名。和名抄に河内國若江郡川侯郷是なり。神名帳に。同郡川侯神社もあり。武郷云。靈異記中。河内國若江郡川派里有二女人。書紀應神卷大雀命御歌に。伽破摩多與とよませ賜へるも。此處の江なるへし。川侯村今もあり。又川。又神名帳に。大和國高市郡川侯神社あり。是は御子天皇の御代祭り玉へるなどにやあらん。○武郷云。記には御子天皇を。此川侯比賣の生たまへるとしたる傳なり。此紀と異也。然れど此御名は。なほ河内のより出たるなるへし。と云れたるか如し。磯城縣主。河内に住たる。前紀の法に委く云り。舊事紀に。彦湯支命日下部馬津名久流久美女河野姫爲^レ妻。とある日下は。河内國河内郡なれば。是も由あり。彦湯支命は。可美眞手命の子なり。記傳に。河侯比賣は。時世を以思ふに。彼日子湯支命の女にやあらむ。若姉妹ならんには。祖とは云へからず。日子湯支命は。此縣主の始なればなり。第二世よりの姉妹をこり。祖とは云へけれ。とあるも。さる言なり。○

春日縣主。和名抄に。大和國添上郡春日郷加須加とある。地は名高き處なれとも。此春日はそれにはあらず。上にも引る多神宮注進狀に。神八井耳命。自^レ帝宮。以降^レ居於當國春日縣。後改^ス十市縣。とある地にて。大和國十市郡の舊名なり。故春日縣主十市縣主。同氏なるよしも。五郡神社略解に引る。十市縣主系圖に見えたり。さて此縣主の祖は。右系圖に載たるを見れば。事代主命の子鴨王命。亦曰^ス天日方命。とあり。但し鴨王は鴨主の誤なること。次に云り。四世孫春日縣主豐秋狹太彦子五十坂彦の下に。孝照天皇御世。春日稱^ス改名云^ニ十市縣。詔^ス五十坂彦爲^レ縣主。此紀孝安天皇二十六年の下に。十市縣主五十坂彦とある人也。とあるにて明らけし。なほ次に云。○大日諸女糸織媛。右の系圖に。鴨王命の子大日諸命。亦曰^ス武研究。春日縣主大社祝部。其子大間宿禰。春日縣主。妹糸織媛。綏靖天皇妾妃。とあり。さて大日諸も。糸織媛も。名義詳ならず。○五十鈴媛命を爲^レ皇后の下に。一書云と有ては。川派媛も糸織媛も。一傳には爲^レ皇后に給へるよしの如く通ゆれと。さにはあらず。此人等は妾妃として。御たまへるを。皇后の因に記志出たるなり。次々の卷いつれも同じ。○磯城津彦玉手看天皇。記に師木津日子玉手見命。記傳云。師木は御母の家の師木。玉手は今河内國安宿郡に。玉手村玉手山あり。此地名なるへし。見は耳と同くて尊稱なり。とあり。此御名によれば。河侯比賣の生給へるとせるや正しからん。

四年夏四月。神八井耳命薨^ス。即葬^ス于畝傍山北^ニ。

四年癸未

此御墓は。通證に。在高市郡山本村。稱御陵山。傍有小祠。曰岩井耳。とあり。畝傍山の北とあるにあたり。岩井耳は。八井耳の轉訛なるへし。

二十五年
甲辰

二十五年春正月壬午朔戊子。立皇子磯城津彦玉手看尊。爲皇太子。

壬午。本に壬子とあるは誤なり。永享本考本に依る。小寺本にも改めたり。○戊子は。七日なり。○爲皇太子。此時御年二十一と舊事紀にあり。大日本史安寧帝即位下云。按據本書立爲皇太子。時年二十一之文上推之。則天皇即位年二十九。然與本書崩年五十七之文不合。若據崩年推之。則此時年十九。然據本書懿德帝立爲太子。時年十六之文。則天皇年十五。懿德帝已生頗爲可疑。蓋立爲太子。年二十一近是。而崩年五十七。五或六之誤。又按。水鏡愚管抄並云。元年年二十。此亦據本書崩年推之耳。今姑闕疑。不注即位時年幾とあり。なほ下にも云り。

三十三年
壬子

三十三年夏五月甲子朔。天皇不豫。癸酉崩。時年八十四。

甲子朔三字。本になし。今は考本朱書。及信友校本に。異本とあるに依て補ふ。○癸酉。十日なり。○八十四。記には肆拾伍歳とあり。甚く異れり。

安寧天皇
紀

磯城津彦玉手看天皇 安寧天皇

史記。周本紀曰。成康之際天下安寧。

磯城津彦玉手看天皇。神渟名川耳天皇太子也。母曰五十鈴依媛命。事代主神之少女也。天皇以神渟名川耳天皇二十五年。立爲皇太子。年二十一。三十三年夏五月。神渟名川耳天皇崩。其年秋七月癸亥朔乙丑。皇太子即天皇位。

事代主神少女。已に綏靖紀に云るか如く。媛踏鞮五十鈴姫命は。事代主神の大女にあらず。大物主神。三島溝樞耳大女溝樞姫に御合て生る御子なるを。誤りて事代主神の大女とし。それに依て。五十鈴依媛命を少女としたる誤なり。まことには。神代紀に既に云るか如く。事代主神。溝樞耳少女玉櫛媛に合て。生る御子五十鈴依媛命なれば。事代主神の少女には非ず。たゞ女也とあるへき也。○二十一。集解本また信友校本に二字なし。水鏡にもしかあり。此は即位の年を二十として。推考したるにもあるへし。さるにても一年の相違あり。○秋七月。秋字本に脱したり。水戸本に据て補ふ。○皇太子。本に皇字な

し。考本また信友校本に依て補ふ。○即天皇位。舊事紀水鏡皇代紀愚管抄ともには。元年癸丑即位とあり。

元年癸丑

元年冬十月丙戌朔丙申。葬神渟名川耳天皇於倭桃花鳥田丘上陵。尊皇
后曰皇太后。是年也太歲癸丑。

桃花鳥田丘上陵。記に御陵在_二街田岡_一也とあり。諸陵式に。桃花鳥田丘上陵。葛城高丘宮、御宇綏靖天皇。在大和國高市郡。兆域東西一町南北一町。守戸五烟とあり。武郡云。陸軍一團にも。此陵を高市郡四條村とあり。記傳云。此御陵今は詳ならず。都夜を桃花鳥と作れたるは借字にて。和名抄に。鴈和名豆木。とある鳥名にて。今は登夜と云り。登夜色も此鳥の色なるを云なり。加漢名朱鷄ともいふ。此郡内に身狹桃花鳥坂垂仁紀にみゆ。神武紀のあれは。其と同地ならむか。大和志に。桃花野在_二三瀬村_一と云るは。今然云野のあるにや尋ねし。いかにも身狹るは。是か非か。又鳥田村の西南方に。宣化天皇の御陵と申すあり。是桃花鳥田丘上陵ならむか。周は池にて。中に御陵あり。樹も生茂れり。廟記に。桃花鳥田丘。俗云鳥田丘。在_二久米寺成亥_一と云るも。此所と云るに似たり。若此御陵ならは。桃花鳥坂と同地には非ず。桃花鳥坂の御陵の事。檜宮宮段に云へし。空海益田池神鏡序に。右鳥田丘と云へるは。桃花鳥田丘上陵と云るか。若然らば益田池の西方近所にあるへし。此鳥田丘を倭建命の白鳥陵のことと謂は非なり。其は彼池より程遠ければなり。と云れしは。允當れる考なり。其は五郡神社略解に。高市郡牟佐坐神社の下に。在_二久迷郷牟佐村築田_一云々。安康天皇勅_二吳使主青_一爲_二牟佐村主_一。當_二此之時_一。依_二靈夢_一。奉_二祀生雷神於牟佐村築田_一。爲_二祝部_一云々。また同郡鳥坂神社の下に。在_二久迷郷牟佐_一。街鳥坂とも見えて。築田も街鳥坂も。久迷郷牟佐村にありといへ

れは。同地なること明らかし。されは御陵も此地にあること疑なし。さるを大和志に。桃花鳥田丘上陵。在_二慈明寺村東南丘_一。俗呼_二主膳家_一と云るは非ず。其は記傳にも其を辨へて云く。神武安寧懿徳などの御陵。畝火山に附たるは。何れをも此記書記共に。畝火山某陵と記されたれば。此綏靖の御陵も。若かのいはゆる主膳家ならは。殊に畝火山に附たる尾なれば。必畝火山某とあるへきに。是は畝火山を云す。たゞ街田丘とあれは。彼山をは離れたる地なること明らかし。貝原氏か。畝火山の乾方に鳥田陵あり。綏靖天皇御陵なりと云る。乾方と云るは。彼主膳家の如く聞ゆれども。鳥田陵と云るは。又彼廟記の鳥田丘のことと聞えられたれば。乾方は誤なるへし。と云れたるにて知へし。

二年。遷都於片鹽。是謂_二淨孔宮_一。

二年甲寅

遷都。記云。坐_二片鹽淨穴宮_一治_二天下_一也。記傳云。凡て書紀に遷都とあるは。たゞ漢籍にちらひて。記されたるものにして。實は後世の如く。引遷されたるには非ず。上代に御代ことに。都のかはれるは。大方上代には。皇子たちも御父天皇と。同大宮には住坐すて。多くは別地に住坐りしかは。御父天皇崩坐て。皇太子天津日嗣所知めせは。其元より住坐る郷。即都となれりしなり。さるは諸臣連たちとも。多くは各其本郷に住りしかは。都城と云ても。後世の如く。こよなく大きになとはあらず

りしかは。何地にまれ。元來住坐る宮なからに。天下治じふなり。されは此記なとの如く。坐某宮。治天下と云るぞ。實に古言には有ける。と云り。○片鹽。大倭葛下郡なり。次に云。記傳に訶多志波と訓れたれど。此地の在處さたかならねは。本のまゝに訓てあるなり。たゞし記傳に。此は萬葉九に。見河内大橋獨去娘子歌に。級照。片足羽河之左丹塗。大橋之上從云々。と賦る地なりと。師の説れつる。信に然るへし。と云れたるによらば。訶多志波と訓へし。されと同處と定めかたし。○浮孔宮。大和志に在葛下郡三倉堂村とあるに付て。舊都趾要覽云。北葛城郡(舊葛下郡)浮穴村。大字三倉堂字北大殿字西大殿字南大殿の地。これ皇居の一局部なるへし。其地荒廢す。といへり。記傳云。姓氏錄河内國神別に。浮穴直ありて。續後紀三に。女婿河内國若江郡人。浮穴直永子賜。姓春江宿禰。和名抄。伊豫國の郡名に浮穴と云あり。續後紀に。伊豫國人浮穴直千繼等。賜。姓春江宿禰。とある。是ら共に。春江宿禰。姓を賜へるをおもへば。河内國なると同姓なるへし。然らば伊豫なる浮穴も。元河内なるよりうつれる地名なるへきか。とあると。天皇の御母の御名の。川俣の在所を思合すれば。若江郡ならむか。但河内志に。片足羽河を志紀郡と安宿郡との界なる。石川の舊名なりと云。或人も此川なりとして。彼大橋は。今國府渡と云所に掛れりしなりと云る。石川は。石川郡より古市郡を経て。安宿郡西志紀郡東界を。北へ流れて大和川に入川なり。國府渡と云は。大和國平群郡より津國住吉郡へ通る大道にて。此川を渡る所なり。是ら古く語傳へたる説にやあらむ。天皇の御名の師木も由あり。志紀。かの玉手てふ村も。此石川に近き地にて。かた／＼由縁あれば。此宮は。此川の近きあたりにそありけむ。郡。被若江郡と志紀。郡の北に並へり。とあり。されとをほ大和なるへし。

三年春正月戊寅朔壬午。立淳名底仲媛命。亦曰淳名。爲皇后。一書云。磯城縣主葉大間宿禰女系并媛。先是后生三皇子。第一曰息石耳命。第二曰大日本彥相友天皇。一云。生三皇子。第一曰常津彥弟。第二曰磯城津彥命。

淳名底仲媛命は。懿德紀に事代主神孫鳴主女也。とありて。其御父の事はそこに云り。御名義未考得ず。○磯城縣主葉江女川津媛。記には河俣毘賣之兄。縣主殿延之女。殿は波阿久斗比賣とあり。磯城縣主の事も。川派媛の事も。既に由。葉江は。記傳にも地名かされたかならずとあり。川津地名なるへし。記に阿久斗とあるは。神名帳に攝津國島上郡阿久斗神社あり。此社芥川村にありと云り。然らば。芥はもと阿久斗なるへし。と記傳に云り。○大間宿禰は。上に引る十市縣主系圖に。大日諸命の子。大間宿禰春日縣主とありて。糸織姫の兄なるよしみえたり。名義未詳。地名か。姓に大眞連とあるは異なり。記傳云。私記に昔稱三皇子。爲大兄。又稱三近臣。爲少兄也。宿禰之義取於少兄也。とある此意の稱なり。但し允恭天皇の御名にも風給へるは。御兄の大兄云々にて對へて。少兄と申せるなるへし。然らば臣のみに限らざりけむ。須久泥と云なり。○武烈云。須久泥は直に須久那泥なり。臣のみに限らざりけむ。と云れたるはさる言なれど。允恭天皇の御名は御兄の大兄に對へたるにはあらず。履中天皇。さて此は古はたゞ臣等を。尊み親みて云る稱にして。姓の加婆禰になれるは。淨御原御世より始れり。とあり。按ずるに宿禰は。上代執政の職名なりしこと。近臣のみに限らざり。○糸井媛。右の系圖に。大

間宿禰子二人あり。兄を春日日子。春日縣主。妹を糸井姫。安寧天皇妾妃。と見えたり。春日日子の事。春日に出。さて
 糸井地名とみゆ。通證に。敏達紀有_二糸井王_一。神名式城下郡有_二糸井神社_一。姓氏錄有_二糸井造_一。○生_二三皇_一
 子。記には常根津日子伊呂泥命。次大倭日子組友命。次師木津日子命と三柱。○息石耳命。息石地名
 か。此命記には見えす。舊事紀には。次の常津彦某兄を。此命の亦名とせり。さて同紀に無_レ後と云
 るは誤なり。孝昭紀に息石耳命之女天豊津媛命とあり。○大日本彦相友天皇。彦は大日本へ屬て讀へ
 し。相は磯城なり。大御父天皇。及弟命などの御名に負坐ると同じ。何れも地名なるよし。上に云り。記傳云。友は登毛
 志と云事にて。美稱なり。と云り。○一云生皇子。記とあへり。○常津彦某兄。記には常根津日子伊
 呂泥命とあり。記傳云。御名義。常何の由にか未思得す。若書紀の如く。御母彦名底仲媛命とせば。其御名の底根
 は美稱。伊呂泥は伊呂勢と同くて。同母兄の意か。書紀に此御名を某兄と作れ。神代卷神武卷欽明卷
 孝徳卷などに。兄をも然訓り。和名抄にも。兄日本紀云伊呂禰とあり。されは此は男女に通ふ稱也。
 さて伊呂とは人を親み愛みて云る言にて。某入彦某入姫と申す御名の伊理。又郎子郎女などの伊良
 も。皆此同言の活用にて同意なり。さて此伊呂泥を。書紀に某兄と書れたる。某は如何なる由にか。
 若くは古に人を親みて云るより轉りて。其名を云へき時に。名に代へて伊呂と云しことありしに
 や。某是那爾賀志。會禮賀志など訓て。名に代て云字なり。書紀には此下なる。蠅伊呂泥。蠅伊呂
 抒をも。緇某姉。緇某弟と書れ。垂仁紀に。某邊とも書れたり。とあり。

十一年癸亥

十一年春正月壬戌朔。立大日本彦相友尊爲皇太子。弟磯城津彦命。是猪使連之始祖也。

爲皇太子の下に。本に也字あり。今は信友校本集解に無に依る。○弟磯城津彦命云々。此皇子上には
 分注に。一云としていさせるを。ここに本文とせるはいか。○猪使連は。天武紀十三年十二月宿禰
 になれり。姓氏錄右京皇別。猪使宿禰安寧天皇々子。紀都比古命之後也。紀上に志。また左京皇別新田
 部朝臣。安寧天皇々子。磯津彦命之後也。と見ゆ。磯下に城を脱せり。氏人は。天武紀猪使連子首とある外。書
 に見えず。さて舊事紀には。猪使連等祖。新田部等祖。とあり。また同書に。神皇產靈尊子生魂命。猪使連等祖。とあるは別氏なり。記云。師
 木津日子命之子。二王坐。一子孫者。伊賀須知之稻置。武郷云。和名抄名張郡周知。式阿拜郡須知荒木神社。那婆理之稻置。武郷云。名
 三野之稻置之祖。武郷云。伊賀郡身野。一子知都美命者。坐淡道之御井宮。武郷云。宮跡未詳。故此王有_二二女_一云々。とあ
 りて。猪使連又新田部等は漏たり。さて又中原氏系圖云。本姓十市宿禰。安寧天皇第三皇子磯城津彦命之後
 也云々。天祿二年九月日。博士有象。助教以忠等。改十市首姓爲_二中原宿禰_一。天延二年十二月日。改_二宿
 禰賜_二朝臣_一。と云ことあり。これもこの皇子の裔なり。此事他に見えず。なほ考へし。

三十八年庚寅

三十八年冬十二月庚戌朔乙卯。天皇崩。時年五十七。

乙卯は。六日なり。○年五十七。記傳に云。此御年數に依るときは。綏靖天皇の十五年に生坐るなり。然るに其二十五年に。皇太子に立坐る年二十一とあるは。十年違へり。其年は十一歳にこそ當りたまへ。とあり。上に引る大日本史にも。崩年五十七。五或六之誤。とあり。記には。御年肆拾玖歳とあり。甚く異なり。

大日本彦耜友天皇 懿德天皇

毛詩大雅。燕民曰。民之秉彝好是懿德。傳曰懿美也。

大日本彦耜友天皇。磯城津彦玉手看天皇第二子也。母曰淳名底仲媛命。事代主神孫鴨主女也。磯城津彦玉手看天皇十一年春正月壬戌朔。立爲皇太子。年十六。二十八年冬十二月。磯城津彦玉手看天皇崩。

第二子。大日本史云。按水鏡皇代記爲第三子一誤。とあり。○事代主神孫鴨主。主字本に王と作り。永享本には。此は記傳にも。鴨王と云名心得す。其故は。王とは必皇胤ならては申さぬ例なるに。事代主神御子に。此名あるへきよしなし。と云れたるか如く。必誤なり。今は信友校本に依る。名義。鴨は大和國葛上郡鴨郡波八重事代主命神社。高市郡高市御縣坐鴨事代主命神社。などの鴨と一つなるへ

し。さてここに。事代主神孫とあるは。五郡神社略解に引る所の。十市縣主系圖には。事代主命子鴨王命。亦曰天。其子大日諸命。次に淳名底仲媛。次に建飯勝命と系て。一世の違あるか如くなれと然らず。淳名底仲媛を。事代主命の孫にまして。鴨主命。即天日の女なりと云傳なり。然見る時は。系圖とよく符へり。推論云。式部陸國新治郡鴨大神御子神主神社とあるを。常陸國志に。按神主宜訓加毛奴志。鴨主命是也。と有か如るは。さることなり。神と鴨とは。古へ通はせたる例殊多し。さて天日方命の事は。地神本紀に。○壬戌朔。本に朔字漏たり。信友校本にあるに依る。

元年辛卯
元年春二月己酉朔壬子。皇太子即天皇位。秋八月丙午朔。葬磯城津彦玉手看天皇於畝傍山南御陰井上陵。九月丙子朔己丑。尊皇后曰皇太后。是年也太歲辛卯。

即天皇位。大日本史云。時年四十四。據皇代記及本書立爲太子。年十六之文。按愚管抄作三十四一誤。とあり。○畝傍山南御陰井上陵。記には御陵在畝火山之美富登とあり。御陰は山をも人體に准へて云るにて。崩腹腰脚なども云類なり。按此陸國の嶺起したる所に在。諸陵式に。畝傍山西南御陰井上陵。片鹽浮穴宮御宇安寧天皇。在大和國高市郡。兆域東西三町南北二町。守戸五烟。とあり。此御陵吉田村と

三十四年
甲子

戊午は十二日なり。本に午を子に誤れり。考本水戸本永享本信友校本等に依て改む。
三十四年秋九月甲子朔辛未。天皇崩。

辛未は八日なり。○天皇崩。記云。天皇御年肆拾伍歳とあり。大日本史云。年七十七。據水鏡皇代記皇年代畧記及本書立爲太子一年十六之文とあり。

觀松彥香殖稻天皇 孝昭天皇

漢書惠帝紀。師古曰。孝子善述父之志。故漢家之諡。自惠帝以下皆稱孝也。又昭帝紀。應劭曰。禮諡法聖聞周達曰昭とあり。諸本及唐書百四十五の傳に昭を照に作る。さらば昔は二方にも書しなるべし。

觀松彥香殖稻天皇。大日本彥耜友天皇太子也。母皇后曰天豐津媛命。息石耳命之女也。天皇以大日本彥耜友天皇二十二年春二月丁未朔戊午立爲皇太子。三十四年秋九月。大日本彥耜友天皇崩。明年冬十月戊午朔庚午。葬大日本彥耜友天皇於畝傍山南。織沙谿上陵。

孝昭天皇
紀

母皇后曰云々。本に日字なし。信友校本集解本に依て補ふ。必あるべき字なり。其例は。垂仁紀に母皇后曰御間城姫。景行紀。母皇后曰日葉洲媛命。などなり。○息石耳命は。天皇の御兄なり。○明年冬。乙丑年なり。或説に。明年以下當屬前紀。削尊號八字。此帝以甲子一崩。而乙丑年空位也。據神武天皇紀之例。以宜知其誤。とあるはさる事なり。されとさる本あるにはあらず。○朔戊午。本に此三字脱したり。考本に依る。○戊午朔。本に戊子に作る。北野本永享本に依て改む。○庚午。十三日。○織沙谿上陵。記に畝火山之眞名子谷上とあり。諸陵式に。畝傍山南織沙谿上陵。輕曲峽宮御宇懿德天皇。在大和國高市郡。兆域東西一町南北一町。守戸五烟。とあり。記傳云。此御陵は。畦樋村より西方。吉田村へ越る路の。少し南方にあり。即畝火山の南の谷の内なり。具原氏か。畝火山の南の方に小谷陵あり。懿德名を省ける名にや。其ころ此處は然云るにこゝあらめ。天皇の御陵なり。と云る小谷は。眞名子谷の眞又或説に久米寺の東南にありと云るは。甚くたかへり。とあり。

元年春正月丙戌朔甲午。皇太子即天皇位。夏四月乙卯朔己未。尊皇后曰皇太后。秋七月遷都於掖上。是謂池心宮。是年也太歲丙寅。

元年丙寅

甲午。本に甲子に作る。舊事紀及帝王編年記考本集解等に依て改む。九日なり。○即天皇位。大日本史云。時年二十一。據本書立爲太子一年十八之文。水鏡作三十二。歷代皇紀三十四。とあり。○己未は五

日なり。○秋七月。本に秋字なし。今は北野本永享本中臣本集解等による。さて七月の下に。大倭神社注進狀家牒には。甲寅朔の三字あり。此紀に無きは脱したるなるへし。○掖上。記には葛城掖上宮とあり。葛上郡にあり。此地名。神武紀三十一年の下に云り。此の掖上を。大倭神社注進狀には葛城とあり。○池心宮。此宮趾大和志に。葛上郡池心宮。古蹟在池内御所二村間。即此一名大草古原。今云蓬原とあり。武郷云。舊郡趾雲龍云。今御所町の蓬原と云地。もと大草古原。守部云。池心は是も地名なり。其は記の仁德天皇の大御歌に。美母呂能。會能多迦紀那流。意富草古賀波良通阿流。岐毛牟加布。許々呂袁陀迦加。とある意富草古賀原。即此所にて。其原に在る池心の地を。許々呂と御詠坐るにて。下へ續く意は。心をたに歎なり。と云るさもあるへし。さらば此地とは心と云へりけむを。池のあるに依て。池心とは稱しならむ。今池内村と云にて。池ありしこと知られたり。さ右の御歌の美母呂は。葛上郡なる御室山にて。御所町へ出る方の路なり。又其山の下。御所村の邊と云。古く高城と云へり。と云り。

二十九年
甲午

二十九年春正月甲辰朔丙午。立世襲足媛爲皇后。
女大井媛也。后生天足彦國押人命。日本足彦國押人天皇。

一云。磯城縣主葉江女淳名城津媛。一云。倭國豊秋狹太雄

世襲足媛。舊事紀には。尾張連祖瀧津世襲の妹と紀にあり。記には。余曾多本臣賣命とあり。記傳云。舊事紀に。天忍男命の二男一女を擧て。瀧津世襲命。次建額赤命。妹世襲足命。亦名日置姫命。と云

り。和名抄に。大和國葛上郡に日置姫あり。名義。妹兄共に未思得す。とあり。多本を此紀には足とあるに依て思ふに。本は利の誤か。さらばコソタリとよむへくや。○爲皇后。此に尾張氏の女を以て。皇后と爲玉ふ事甚疑し。熟考るに。上古には皇后は必皇親。又は特貴なる神の御子に限る事にて。臣下の女の皇后に立し事なし。既に大賚令にも。皇后はさておき。其次なる妃と云るをさへも。臣下の女は加へられず。四品以上とあるにて。皇后はもとより。皇親に限る事明らかなり。然るに仁德天皇の皇后磐之姫を立玉ふを。臣下の女の立后の例なりとて。聖武天皇御世天平元年八月に。藤原不比等公の女安宿媛。所謂光。明皇后を。皇后に立玉ふ時の詔に。此時の宣勅は。人親王に坐き。藤原夫人乎皇后止定賜。加久定賜者云々。然毛朕時乃未爾波不有。難波高津宮御宇大鶴熊天皇。葛城會豆比古女子。伊波乃比賣命皇后止御相坐而。食國天下之政。治賜行賜家利。今米豆良可爾新伎政者不有。本由理行來述事會止詔。とありて。故にかく詔ふを見れば。此に尾張氏の女を立て。爲皇后とあるをはしめ。孝靈天皇二年二月。立細媛命爲皇后。此は磯城縣主大目之女とあり。また孝元天皇七年二月。立鸕色謎命爲皇后。是は物部氏遠祖大雄命之妹とあり。また開化天皇六年正月。立伊香色謎命爲皇后。是は物部氏遠祖大雄命之妹とあり。とある此等の文。決く撰者の當昔の本文にあらずして。後世藤原氏の徒か。爲にする所ありて。時の文人等に命して。作り加へしめたるものとそおぼしき。かく正かに録してあるからには。眞に如此もありしものならむと云もあるへけれど。若然らば。仁德天皇の皇后の事は。珍らしからず。不比等公の女を皇后に定玉はむとて。かく事々しけなる詔詞を作りて。臣の女なれと。云々の縁ありて。此般皇后に立玉ふ例證は。

仁徳天皇の皇后磐之姫なりとやうに。理り玉ふへき謂もなき事にあらすや。なほいはく。此磐之姫もまことは臣下の女にはまます。其御父葛城襲津彦命は。武内宿禰の子にして。未姓をも玉はらす。臣下の列に屬し人にあらず。いはく王族に坐せば。其子とある磐之姫命。何てか臣の女なるへき。此事委しき辨論ありて。成務紀に詳に云れば。此にいはず。其をしもかく取出て詔へるは。全く藤原氏の所爲にて。當時不比等公の權勢はあれども。此れまで例なき事なれば。世の議論あらも事を。さすかに思慮備みて。古代の事實をかきくらまし。武内宿禰其子葛城襲津彦も。既に姓を賜はりて。臣下の列に入しものと取做し。それを宜しき様に。天皇にも奏上げ。臣下の女の例なりとして。詔をさへに潤飾したる當時のさま。まことに思ひ遣らるゝ計なり。さてさやうに世をも人をも欺きつゝ。わか預り作爲りたる大賈令をすら。蔑にしたる計策の。遂に行はれしもの。なほ其後の藤原氏の人等か。かにかくに。其例の鮮きに苦しみつゝ。また其上に。此及び孝靈孝元開化の御世の皇后も。既に此例なりとやうに。後より作爲加へし文の。遂に本文とはなりしものなる事明けし。此事は既く本居豐顯もしか心附れし説ありて。記したるを見たり。卓見るは惜 倍又次の御世孝安紀に。元年八月尊皇后曰皇太后とあり。これも同じ。もとより天皇の生の御母ならんからには。其御世となりては。大御祖と崇ひて。先帝皇后に准玉はも事。申もさらなれど。かく際やかた。尊皇后曰皇太后などあるへき世のさまならず。此事は記傳にも既く云ふかれし説あり。なほ上古皇后の御事は。神代紀海宮遊行章に。委しく云る事あり。立歸りてよく讀知ぬか

し。○磯城縣主葉江は。安寧天皇の妃に立玉ふも。磯城縣主葉江女川津媛。記には河俣屋兄縣主殿之女。阿久斗比賣とあり。また懿徳天皇の妃も。葉江男弟猪手女泉媛とありて。また此御世にも葉江女とあるは。聊か疑はし。別人か。また下に孝安天皇の妃をも。磯城縣主葉江女長媛とあり。ますます疑はし。 ○淳名城津媛。名義未詳。○倭國豊秋狹太雄女大井媛。此人は。十市縣主系圖にみえて。上に出せる。春日縣主大間宿禰子。春日日子の子豊秋狹太彦。春日縣主。と見えて上にも引り。大井媛。右の系圖に。秋狹太彦子二人ありて。兄を五十坂彦。この人のこと。妹を大井媛。孝昭天皇妾妃とあり。大井地名なるへし。天武紀に大井寺あり。今本雄を媛とあるを。信友校本に。古本に雄とあるよしなればそれに依る。 集解にも。系圖には彦とあり。いつれにしても媛は誤れり。さて倭國は。熱田本ヤマトクニと訓れたるに據るへし。ヤマトノと訓むはわろし。狹太雄は。佐多袁とよむへきか。式大和國宇智郡高山佐太雄神社あり。倭國今在。佐多袁村。 ○天足彦國押人命。日本足彦國押人天皇。記には天押帶日子命。大倭帶日子國押人命とあり。記傳云。二柱の御名共に皆美稱なり。押は大の意。帶は足の意なり。萬葉二に。御壽者長久。天足有。とあり。

六十八年春正月丁亥朔庚子。立日本足彦國押人尊爲皇太子。年二十。天足彦國押人命。此和珥臣等始祖也。

六十八年癸酉

和珥臣。和珥は地名。既に出。記傳云。此氏は。水垣宮段に。日子國夫玖命。訶志比宮段に。難波根子建振熊命。其餘明宮。高津宮。多治比宮。朝倉宮。廣高宮などの段々にも見えたり。雄略卷には。春日和珥臣ともあり。さて淨御原朝御世に。臣の尸の氏々。多く朝臣の尸を賜へるに。如何なる故にか。此氏は漏たり。續紀二十六に。天平神護元年七月。左京人九部臣宗人等二人。賜姓宿禰。二十九に。神護景雲二年閏六月。左京人和珥部臣男綱等三人。賜姓和邇部朝臣。姓氏錄に。左京和邇部宿禰。和珥部朝臣同祖。彦姥津命四世孫。矢田宿禰之後也。また和珥部朝臣。彦姥津命三世孫。難波宿禰之後也。九部。彦姥津命男。伊富都久命之後也。また右和珥部。天足彦國押人命三世孫。彦國尊命之後也。また城山和邇部。天足彦國押人命六世孫。米餅搗大使主命之後也。三代實錄七に。播磨國飾磨郡人。和珥部臣宅繼賜姓邇宗宿禰。自言。天帶彦國押人命之後也。邇宗はチカム子と訓へまか。なと見えたり。さて此姓古くは。和邇のみあるを。天武紀に始て和邇部臣君手とある。是より後の書には。和邇部とのみあり。何時よりか部は添りけむとあり。氏は。雄略紀春日和珥臣深目。天武紀和珥部臣君手。稱徳紀九部臣宗人。和邇部臣男綱。仁明紀和邇臣龍人。九部臣明麻呂。清和紀和邇部大田麻呂。陽成紀九部臣百世。類聚符宣抄。醍醐帝時。九部安澤。除目大成抄。一條帝時。九部宿禰秋時。平戸記。後嵯峨帝時。和邇部忠棟あり。天台座主記に九部連。除目大成抄に九部首あり。連首も同族と見えたり。さて記には。天押帶日子命者。春日臣。大宅臣。粟田臣。小野臣。柿本臣。壹比韋臣。大坂臣。阿部臣。多紀臣。羽栗臣。知多臣。

八十二年
戊子

八十二年秋八月丁巳朔辛酉。天皇崩。

辛酉。五日なり。○天皇崩。御年は大日本史云。一百十四。據水鏡皇代記一説。皇年代畧記及本書立爲太子一年十八之文あり。記には玖拾參歳とあり。

日本足彦國押人天皇 孝安天皇

後漢書。安帝紀注。諡法曰。寬容和平曰安。

日本足彦國押人天皇。觀松彦香殖稻天皇第二子也。母曰世襲足媛。

孝安天皇
紀

尾張連遠祖瀛津世襲之妹也。天皇以觀松彦香殖稻天皇六十八年春正月立爲皇太子。八十三年秋八月。觀松彦香殖稻天皇崩。

世襲足媛の下。考本舊事紀本に命字あり。○尾張連。遠祖瀛津世襲の下。信友校本舊事紀に命字あり。尾張連は既に出。此氏人は。天神本紀に。饒速日命天降ませる時の。御供奉三十二神の首に。天香語山命。尾張連等祖。とあり。又天孫本紀に。饒速日尊兒天香山命は天火明命の子ともあり。神代紀に出て既に云り。天香語山命。異妹穗屋姫命爲妻。生一男。孫天村雲命。亦名天五多麻此命阿俣良依姫爲妻。生二男一女。三世孫天忍人命。此命異妹角屋姫。亦名葛木出石姫爲妻。生二男。次天忍男命。此命葛城土神劔根命女。賀奈良知姫爲妻。生二男一女。妹忍日女命。四世孫瀛津世襲命。亦云葛木成命。尾張連等祖天忍男命之子。此命池心朝御世。爲大連供奉。次建額赤命。此命葛城尾治置姫爲妻。生一男。妹世襲足媛命。亦名日置姫命。此命腋上池心宮御宇。觀松彦香殖稻天皇立爲皇后。誕生二皇子。則天足彦國押人命。次日本足彦國押人天皇是也。とありて甚詳なり。記傳云。此氏人の尾張國に住むは。十四世孫小豐命や初也けん。かくて其孫尻綱根命に至りて。尾張連と云姓を賜ひしなり。武郷云。これらの事。國造本紀姓氏錄を引て既に云り。○天皇崩。此下に舊事紀には。明年八月葬於掖上博多山上陵とあり。この事下に云。

元年己丑

元年春正月乙酉朔辛卯。皇太子即天皇位。秋八月辛巳朔。尊皇后曰皇太后。是年也太歲己丑。

辛卯は七日なり。○即天皇位。大日本史に。時年三十六。據水鏡歷代皇紀愚管抄及本書立爲太子二年二十之文とあり。

二年庚寅

二年冬十月。遷都於室地。是謂秋津島宮。

室地は。和名抄に。大和國葛上郡牟婁郷あり。是なり。今も室村あり。又三室村と云もあり。履中紀に。掖上室山とあるも此處なり。○秋津島宮。記に葛城室之秋津島宮とあり。舊都趾要覽云。秋津村字室の宮山と云地。これ皇居の一局部なるべし。とあり。秋津島の名の起本。既神武紀に出。

三年辛卯

三年秋八月庚午朔己丑。葬觀松彦香殖稻天皇于掖上博多山上陵。

此一段は。本には三十八年秋八月丙子朔己丑云々として下に出せり。此はいとも心得ぬ事なるを。信友校本に。古本にかくあるよし見えたるは。正しとおほゆれば。それによれり。舊事紀には。明年葬るよし見えて。上に引出たるか如し。

されどかくまじき文あるか
らには。此文によるへきなり。○己丑は二十日なり。○掖上博多山上陵。諸陵式に。掖上池心宮御宇孝昭天皇。
在大和國葛上郡。兆域東西六町南北六町。守戸五烟。大和志に。在室村。陵畔有八幡祠并冢四。とあり。
り。陵墓一覽には。葛上郡三室村とあり。

甲寅 二十六年

二十六年春二月己丑朔壬寅立姪押媛爲皇后。一云。磯城縣主葉江女長媛。一云。十市縣主五十坂彦女五十坂媛也。
后生大日本根子彦太瓊天皇。

壬寅は十四日なり。○姪。記傳云。姪は和名抄に。姪釋名云。兄弟之女爲姪。和名米比。と見ゆ。女媧の
意の稱なるべし。○押媛。記に忍鹿比賣命とあり。押は大なり。記傳に。鹿の義未
曰。押媛。蓋天足彦國押人命之女乎。とあり。○葉江女。このこと孝昭紀に云り。○十市縣主。十市は
和名抄大和國十市郡止布知。印本布を保とあり。今は信友が校本に依る。筑前國遠賀郡十市をも止布知とあり。とある是なり。さて十は登袁なるを。止
布とあるは。假字違へるか如くなれど。布と袁と通はせて書る例。淡路國郷名賀集加之なども。之布
と之乎と通はせられたは。古はかくも書しなるへし。北邊隨筆に。之を通ひかたしと定めし。和名抄の例を考られざりしなり。されは唱は和名抄に
従ふへし。記傳の説は。印本によられたるものにて信かたし。さて此縣主は。春日縣主と一にて。事代
主命の裔孫なること。既に綏靖紀に云り。○五十坂彦は。孝昭紀に。倭國豊秋狹太雄か子にて。大井

甲辰 七十六年

七十六年春正月己巳朔癸酉立大日本根子彦太瓊尊爲皇太子。年二十六。
十六。

癸酉は五日なり。

乙未 百二年庚

百二年春正月戊戌朔丙午天皇崩。

丙午は九日なり。○天皇崩。記云。御年壹佰貳拾參歳とあり。大日本史云。一百二十七。據水鏡皇代記皇年代畧記及本書立爲太子二年二十之文とあり。

大日本根子彥太瓊天皇 孝靈天皇

後漢書。靈帝紀注。諡法曰。亂而不損曰靈。

大日本根子彥太瓊天皇。日本足彥國押人天皇太子也。母曰押媛。蓋天足彥國押人命之女乎

押媛。考本信友校本に。媛下命字あり。○蓋以下十一字。集解には削れり。其説に云。舊事紀無。明矣私記。摺入。上文既曰姪。而天皇連枝。獨天足彥而已。不書其父以既明也。と云れたるは然る言なり。信友校本に。かくさきに疑ひて。蓋云々乎と云へるは。紀中何れも摺入なる例なり。但し水戸本に乎を也に作れり。されど蓋字ありてはなほいかゞなり。さかしらに改められしものなるべし。但しに。天皇連枝獨天足彥而已。不書其父以既明也。と云へれば此は。記傳に於て疑ひて記されたる故は。天皇の御兄弟は。天子命一柱のみ坐は。御姪ならんには。必此御なるべし。されど此の御女と云ふことは傳はらざれば。決ては云難きなり。と云れたるか。故今は姑く闕て訓ます。

天皇以日本足彥國押人天皇七十六年春正月。立爲皇太子。百二年春正月。日本足彥國押人天皇崩。秋九月甲午朔丙午。葬日本足彥國押人天皇于玉手丘上陵。冬十二月癸亥朔丙寅。皇太子遷都於黑田。是謂廬戶宮。

甲午。本に甲子に作る誤なり。永享本考本に依る。○丙午は十三日なり。○玉手丘上陵。記も同じ。諸陵式に。玉手丘上陵。室秋津島宮御宇孝安天皇。在大和國葛上郡。兆域東西六町南北六町。守戸五烟。とあり。今も玉手村ありて。即御陵も其地にあり。前皇廟陵記に。玉手村是也。在室村西北河東。といひ。大和志。陵南有天神祠。小家二在邑中。と云り。○丙寅は四日なり。○黑田。記傳云。和名抄に。大和國城下郡黑田郷久留多。とある此なるへし。今も黑田村あり。出雲風土記に。意字郡。黑田。土體色黑。故云黑田。とある。此例に依らば。此處も然る故の名にや。○廬戶宮。大和志云。城下郡廬戶宮。古蹟在宮古黑田二村間都杜。とあり。舊都趾要覽云。磯城郡(舊式上郡)都村大字黑田大字宮古の兩地に亘る都杜。宮古の前。大君。内裏ヶ坪など云處。これ皇居の一局部の地名となりて。今に存するものなるへし。其地荒廢す。集解云。按上古制世々遷都。綏靖天皇以下。皆以即位以後。獨天皇以即位以前。與先例異。と云れたれど。此は上にも既に云る如く。後の

備馬樂歌に玉ひかる志多ひかる志多。も同言。また神代に下照姫と申す御名も此意なるへし。なほ此媛の本 ○大日本根子彦
 國牽天皇。記に大倭根子日子國玖琉命とあり。記傳云。御名義。玖琉は括クツにて統スる意なり。今の俗言に。
留米流とも。久々流とも云り。凡て久流てふ言は。積る意なれば。統ると云も括ると云も。取らし包て。もらざる意より云なり。さて書紀に。奉字をしも書かれたるは。縁寄引く意か。又拘也と注せる意か。其は史記に奉。於所。開なき云る類にて。俗言に久々。其留々云に。あたれり。とあり。 ○倭國香媛。此上に出たる。春日千乳早山香媛の事なり。訓は孝昭紀に。倭國豊秋狹太雄此氏人
 の。倭國云々と同じく。ヤマトクニカ媛とよむへし。熱田本しか訓めり。本にヤマトノと訓れしは宜しからず。 ○緇某姉。緇ハの義未思得
 す。緇は借字なるへし。記には。浮穴宮天皇の御子。師木津日子命。御子和知都美命の御子。蠅伊呂
 泥。亦名意富夜麻登久邇阿禮比賣命とあり。されと上に引る十市縣主系圖に據れば。倭國早山香媛。
 亦曰緇某姉とありて異なり。今何れを正しとも云へからねど。此系圖も捨かたければ。暫くそれによ
 りて見る時は。山香媛も。此國香媛も。同人なれば。名義も此媛の山にも國にも香に香ふ狀を以て。
 美たるなるへし。○倭迹々日百襲姫命。記には。娶意富夜麻登玖邇阿禮比賣命。生御子夜麻登々母々會
 比賣命とあり。記傳云。此御名夜麻登々のこと。紀には倭迹々とあり。又御妹の御名倭飛羽矢若屋
 比賣と申すも。紀には倭迹々稚屋姫命とありて。各互に少しづつの異なるを。彼此相照して參考るに
 委く云へは。倭登々なるを。登を一略ツキて倭登とも云るなり。記は略ける方。紀は委き方なり。 又崇神卷に。倭迹速云々
 と云名もある。是も同じことなるを。迹を一略けるなり。凡て同音の重なるときは。一略かるゝ例多
 し。さて又紀にも。御妹の御名にも。共に登の下に毘ヒてふ言めれば。此も然るまへか。脱たるにやと

も見ゆめれど。然らず。毘は稱名なれば。添ても省きても云るにて。御妹の御名倭飛ヤマトヒを。紀には倭
 迹々とありて。毘はなく。又彼倭迹速は。速と連きたるゝ同じきにも。毘は添さる。これらを以准
 知るへし。さて御名義は。登々登を一略ける。は。上の千々と同じ。音母々は百。會は勤功なり。伊曾は伊
 さて此日女命は。崇神卷に。朝廷の御爲に。種々の勤功しみ坐ける故に。百勤功とは稱奉られしなる
 へし。とあり。○彦五十狹芹彦命。亦名吉備 記には。右の母々會比賣命の次。日子刺肩別命。此紀に 次
 比古伊佐勢理昆古命。亦名大吉備津日子命とあり。記傳云。御名義。伊佐は勇。勢理は神代の火須勢
 理命の須勢理と同く。進進む意なり。進進む意なり。彼神名を。一書に火進命命ともあるを以知へし。 續紀二十
 五に。周敷伊佐世利宿爾とあるも。勇を貫たる由の姓なるへし。 とあり。さて記には。孝安天皇の御子に。大吉備諸進命と申坐せり。此は此
 の彦五十狹芹彦命。亦名吉備津彦命を。傳へ誤れるには非るか。其故は大吉備と申す御名負坐る由
 も。おほつかなく。又進も伊佐勢理と同意なればなり。と記傳に云れたり。○吉備津彦命。記には大
 吉備津日子命とありて。吉備上道カミミチ臣之祖也とあり。吉備は國名。如此御名に負坐る由も。此氏の祖
 なるよしも次に云。○倭迹々稚屋姫命。記には倭飛羽矢若屋比賣とあり。記傳云。名義。飛は登々毘
 の略なること。御姉の御名の例に同じく。其意も同じ。毘は稱名なり。羽矢は千々速などの速と一な
 り。屋は阿夜にて美稱なり。繼體天皇の皇女若屋郎女を。紀には稚綾姫とあるにて知へし。とあり。
 ○緇某弟。記には和知津美命の御子。阿禮比賣命の弟なるよし。既に引り。ざるを十市縣主系圖には。

上に見えたる。倭國香媛の弟にて。倭真舌媛。亦曰_ニ組某弟姫。とあり。○彦狹島命。記には日子寤間命とあり。記傳云。名義未思得す。紀には彦狹島命とあり。此御名は論あり。彼景行卷に。五十五年以_ニ彦狹島王_ヲ拜_ニ東山道十五國都督_ト。是豐城命之孫也。然到_ニ春日穴_ニ。臥_レ病而薨之。是時東國百姓。悲_ニ其王不_レ至_ト。竊盜_ニ王尸_ト。葬_ニ於上野國_トとありて。下總國に狹島郡あれば。此地名を以て。後に稱へたる御名なるへし。然れば彦狹島命と申まじは。此御代の皇子には非るを。寤間と名の似たるに依て。まされつるものにて。此は記を正しとすへきにや。姓氏錄垂水史條にも。豐城入彦命男彦狹島命と見えたり。男とあるは。書紀に孫とあると。少し異なれとも。何れにまれ。是又此御代の皇子に非る證なり。又國造本紀に。活目帝皇子。大入來命孫。彦狹島命と云り。大入來命は。崇神の皇子なるを。活目帝皇子と云。彦狹島を其孫と云る。是又異なる傳なれとも。此御代の御子には非る證なり。凡て古には。同名も多けれとも。又一人を紛らはしく。此にも彼にも擧たる例も多そかし。と云り。さて記には。日子寤間命者。針間_ノ牛鹿臣_ノ之祖とあり。姓氏錄右京皇別。宇自可臣。孝靈天皇々子。彦狹島命之後也。又三代實錄。貞觀六年八月。右京人宇自可臣吉人。賜_ニ姓笠朝臣_ト。彦狹島命之後也。また元慶元年にも見えたり。藤原記に。孝靈天皇皇子。伊與皇子諱彦狹島尊云々。と云と見えたるは。疑はしき書さなり。大日本史氏族志云。按河野系圖。豫章節叙_ニ世系_ト曰。孝靈皇子彦狹島。有_ニ三子_ト。長居_ニ伊豆三島_ト。爲_ニ大宅氏_ト。次居_ニ備前_ト。親相_ニ通_ト。且_レ避_ニ祖諱_ト也。又以其所_ニ居_ト。命_ニ族爲_ニ河野玉澄_ト。十四世孫家時無_レ子。以_ニ嵯峨帝第十子爲_ニ世_ト。爲_ニ增_ト。河野氏。爲_ニ世六世孫_ト。親經。又無_レ嗣。後源賴隆子。爲_ニ後_ト。遂_ニ以其女_ト。即親經也。今按_ニ國史_ト。無_レ彦狹島封_ニ伊豫_ト一文。蓋_ニ以_ニ崇神帝曾孫彦狹島_ト。誤爲_ニ孝靈皇

于彦狹島之事。而不知_ニ同名別人_ト也。と云れたるは。さる言と聞えたり。○稚武彦命。記には若日子建吉備津日子命とあり。舊事紀には。大弟稚武彦命とあり。記に。三皇子と爲るは誤なり。記に。また若建吉備津日子命ともあり。建の上の日子は。省きても申まじなり。されど此の御名に。吉備てふことの無きはいふかじと。記傳にもいはれたり。其よし次に云。○吉備臣之祖。記云。大吉備津日子命。與_ニ若建吉備日子命_ト。二柱相副而。於_ニ針間冰河之前_ト。居_ニ忌_ト。針間爲_ニ道口_ト。以_ニ言_ト。向和吉備國_ト也。故此大吉備津日子命者。吉備上道_ノ臣之祖也。次若日子建吉備津日子命者。吉備下道_ノ臣。笠_ノ臣祖云々。とあり。まづ此氏の。吉備臣の姓を賜へる根本は。應神天皇吉備に幸行しける時。此稚武彦命の子。吉備武彦命_ノ子。御友別_ノ子。三代實錄_ノか。謹慎み仕奉れる状を悦坐して。此國を分ちて。其子等に封し給へりしこと。其御卷に委しく見えたるか中に。則分_ニ川島縣_ト。封_ニ長子稻速別_ト。是下道_ノ臣之始祖也。次以_ニ上道縣_ト。封_ニ中子仲彦_ト。是上道_ノ臣云々之始祖也。とありて。記に兄命の子孫は。吉備上道臣之祖。弟命の子孫は。吉備下道臣祖とあると異なり。ここに栗田寛云。紀の傳にては。下道臣も上道臣も。並稚武彦命の子孫なれば。兄命の子孫は無しにや。甚いふかし。其故は。崇神紀四道將軍のうち。吉備津彦_ノ道_ノ西道とありて。西道を言向玉ひしは。此兄命にこそあれ。弟命の御事は見えす。若西道を言向給はずは。彼國に弟命の御子孫の。其處にあるへき由縁なければなり。されは書紀の此傳は誤れるにて。記に二柱相副而。とある傳を正しかりける。さて御兄弟相副して。彼國言向玉ひしかとも。兄命の御末はなくて。たゞ弟命の御末のみ。榮えましてあめれば。其上祖をいへるは。

記の誤にて。紀の方を正しかりける。と云れたるは然る説なりけり。記傳にもさるさまに既に論はれて。姓氏録などにも。吉備より出たる氏々は。稚武彦命之後とのみありて。大吉備津彦命之後と云は見えず。故且く紀の傳に従ひていはく。御兄弟相副して。彼國言向玉ひしかとも。兄命の御末は。無くて。たゞ弟命の御末を。彼國に榮えけん。其世嗣は。若建日子命の御子。吉備建日子命。其弟二男彼御友別なり。かくて其長子別は。下道臣の祖。次子彦仲は上道臣の祖なるを。記には此兄弟を誤りて。始祖御兄弟大吉備建日子命と若建日子命と傳へたるまきれとやいはむ。と云れたり。さて此吉備氏。後には此彼と別れつれとも。上世には唯廣く吉備臣と云つて見えて。記日代宮段。神功雄略顯宗欽明御世の卷々にも。しか云るあり。かくて雄略紀二十三年此氏人衆ありしこと見えたればそれより衰へやしにけむ。天武天皇御世に。朝臣姓を玉ひし氏々の中にも漏れ。姓氏録などにも。此氏は見えず。續紀十六に。天平十八年十月。從四位下道朝臣眞備。賜姓吉備朝臣。此人のみ此時下道を改て吉備となれり。式に備中國賀夜郡吉備津彦神社。大神。是は此氏神に坐り。相傳へて。吉備武彦に所謂吉備津宮にて。さて上道臣下道臣。其餘の氏々の事は。其出たる所々に云。

三十六年
丙午
七十六年
丙戌

三十六年春正月己亥朔。立彦國牽尊爲皇太子。
七十六年春二月丙午朔癸丑。天皇崩。

癸丑は八日なり。○天皇崩。記云。御年壹佰陸歳とあり。大日本史云。年一百二十八。據皇年代畧記

愚管抄及本書立爲太子二年二十六之文。水鏡百三十四。愚管抄百十。とあり。

大日本根子彦國牽天皇 孝元天皇

漢書。孝元紀。應劭曰。謚法行義悅民曰元。

大日本根子彦國牽天皇。大日本根子彦太瓊天皇太子也。母曰細媛命。磯城縣主大目之女也。天皇以大日本根子彦太瓊天皇。三十六年春正月。立爲皇太子。年十九。七十六年春二月。大日本根子彦太瓊天皇崩。

磯城縣主大目。記には十市縣主之祖大目とせり。此事は既に云り。集解云。按十市磯城接界。故古通而稱之。蓋十市縣主。則磯城縣主也。と云れたるは非也。磯城縣主と。十市縣主とは。其出自異なるものを。しかに界を接へたればとて。一なりとすへきや。此はもとより異なる傳なり。さて十市縣主とあるは。誤りなるよしは。既に云り。大目は地名に據れる名なるへし。屋張佐渡等に。大目神社見えたり。又細名もあり。

元年丁亥

元年春正月辛未朔甲申。皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是年也太歲丁亥。

甲申は十四日なり。○皇太子。本に皇字脱せり。今考本信友校本に據て補ふ。雄解にも補たり。○即天皇位。大日本史云。時年六十。據水鏡愚管抄及本書立爲太子二年十九之文。皇代記作五十一。歷代皇記皇代記一說並六十一。とあり。

四年庚寅

四年春三月甲申朔甲午。遷都於輕地。是謂境原宮。

三月。清水謙光の所藏校本正月とあるよろし。既く大日本史にも。推甲子三月癸未朔。十二日甲午。正月甲申朔。十一日甲午。蓋正訛作三乎。と云れたり。○輕地は上に由。○境原宮。記も同じ。舊都趾要覽云。高市郡白樺村。大字見瀬。字さかきはら(これ昔時むささかるとの堺の地なり)の地。これ皇居の一局部なるへし。其地荒廢す。通證に。寺島氏曰。在高市郡輕村大道西。里民云佐加伎婆羅とあり。帝王編年紀にも。今輕村大路西方とあり。

六年壬辰

六年秋九月戊戌癸卯。葬大日本根子彦太瓊天皇子片丘馬坂陵。

癸卯は六日なり。○片丘馬坂陵。記に御陵在片岡馬坂上也とあり。諸陵式に。片岡馬坂陵。黒田厩戸宮御宇孝靈天皇。在大和國葛下郡。兆域東西五町南北五町。守戸五烟。とあり。前皇廟陵記に。馬坂或曰今馬瀬坂是也。大和志に。在王寺村馬脊坂東山中。陵畔有家二。と云ふ。さて坂の下に。信友校本に上字あるは。記に據て補たるものか。

七年癸巳

七年春二月丙寅朔丁卯。立鸕色謎命爲皇后。后生二男一女。第一曰大彦命。第二曰稚日本根子彦大日日天皇。第二曰倭迹々姬命。一云。天皇男心命也。

鸕色謎命。次紀に。穗積臣遠祖鸕色雄命妹也とあり。記も。名義。記傳云。宇都は美麗の意か。顯見の意かなるへし。志許袁志許賢は。神代の葦原醜男の例なり。さて舊事紀に。此氏の世次を出して。其は次紀に記す。母は坂戸由良都姫とあり。○大彦命。此命の御功の事。崇神紀に見えたり。○稚日本根子彦大日々天皇。大字諸本に太に作るは誤なり。記にも大毘々命とあり。御名義。記傳に。大御父天皇の御名の大倭根子に對へて。若倭根子とは稱奉れるなり。毘々は耳と同じくして稱名なり。と云り。○倭迹々姫命。記には此姫命なし。孝靈天皇の皇女。倭迹々日百襲姫命と申すか坐るにつきて。記傳に。

こは孝靈の皇女と同御名なれば。實は一柱なりしか。まきれて孝靈の皇女とも。孝元の皇女とも。二に傳はりつるを。紀には二方ながら擧られたるものなるへし。然る例いと多し。と云れたり。然るを傳解を。孝元の子崇神天皇十年紀。倭迹々日百襲姫命即此。とあるは非也。なほ其處に云。○一云。紀には大毗古命。次少名日子建猪心命。次若倭根日子日子大毗々命。とあり。○少彦男心命。御名義。記傳云。少名日子は。御兄の大毘古に對へる名。猪心は武き心を云なるへし。紀に男心とあると合せておもへは。猪字は猪の誤かとも思はるれとも。景行卷に。屋主忍男武雄心命と云名を。一云武猪心とあり。又舊事紀に。伊香色雄命の子に。建膽心大禰命猪と膽とは非とイとの異あるれとも。近く似たる故引つ。と云名もあり。然れば男心とも。猪心とも。つたはりたるなり。と云り。

妃伊香色謎命生彦太忍信命次妃河内青玉繫女埴安媛。生武埴安彦命。

伊香色謎命。此姫命。崇神紀に。物部氏遠祖大綜麻杵之女也とあり。舊事紀に。大綜杵命は。色雄命の弟なり。と云り。然るを記には。内色許男命之女。伊賀迦色許賣命とあり。異なる傳なり。なほ崇神紀に云へし。記傳に。名義。伊は發語か。賀迦は赫なるへし。色許賣は上なるに同じ。河内國茨田郡伊香伊加々。阿波國麻殖郡伊

加々志神社など云あり。と云り。○彦太忍信命。記に比古布都押之信命。姓氏錄に。彦布都意斯麻己止命と書り。記傳に。名義。布都は太。布斗を布都と云る例。萬葉十八に。太馬を布都麻とあり。布都々加と云旨も。太つかなり。押は大なり。信は眞事か。と云り。○河内青玉繫。記には河内青玉とのみあり。記傳に。名義字の如きか。神名帳に。伊豆國那賀と云り。繫は玉を繫ると云意の名なるへし。○埴安媛。記傳云。上卷に神名に此と同じきあり。其名義は彼處に云り。此なるは地名なるへし。其は大和國十市郡天香山近き地なり。萬葉一に。埴安乃埴。埴安乃埴。二に埴安乃御門之原。又埴安之池之堤などよめる所なり。此比賣此地に住れる故に。名に負へるなるへし。○武埴安彦命。此御名も。御母の許に生立坐て。其同地なるへし。神名帳に。大和國十市郡畝尾坐健土安神社あり。さて此命の事は。崇神紀十年に出たり。

兄大彦命是阿倍臣。膳臣阿閉臣。狹々城山君。筑紫國造。越國造。伊賀臣。凡七族之始祖也。彦太忍信命是武内宿禰之祖父也。

阿倍臣。記云。其兄大毘古命之子。建沼河別命者。阿部臣等之祖とあり。記傳云。阿部は決て地名なれとも。何地と云こと詳ならず。駿河國に安倍郡あり。大和國十市郡に安部村あり。所謂安部文殊の寺ある地。此地名古書には見えず。又津國東生郡に。安倍野と云處もあり。これらの内にやあらむ。猶よく尋ねへし。とあり。武埴按に。記傳に。阿

倍何地と云こと詳ならずと云れたれど。靈異記上に。酒經奉勅從(宣朝倉宮なり)龍出云々。乘馬從阿部山。さて垂仁紀より。田之道與(豊浦寺之路。走往至子經踏越之衝云々。とありて。たしかに此地名あり。そこに據れる姓なるへし。此氏人御世々々に。此彼と見ゆ。天武紀十三年十一月。阿倍臣賜姓曰(朝臣)とあり。持統紀に。布勢朝臣は阿倍勢臣ともあり。同氏はなるよし。姓氏録にみゆ。姓氏録。左京皇別。阿倍朝臣。孝元天皇々子大彦命之後也とあり。此氏に又引田朝臣。他田朝臣。小殿朝臣。志斐連。陸奥臣。安積臣。信夫臣。柴田臣。會津臣。蝦島臣。磐城臣等姓あり。みな阿倍を冠せたり。氏人は齊明紀天智紀に。阿倍引田臣比羅夫あり。文武紀に。此人の子引田朝臣宿奈磨。賜阿倍朝臣。元明紀に。狛朝臣秋麻呂。原姓阿倍に復し。また久努朝臣長田朝臣も阿倍に復したり。其餘なほ種々續紀に見えたり。後世にも此氏人いと多かる中に。尤著れたるは。阿倍晴明。安倍頼時等なり。頼時子貞任の後。藤崎と稱し。其族に安藤氏あり。また其弟宗任筑紫に居り。其裔松浦黨と爲れりと。氏族志にあり。○膳臣。記云。次比古伊那許志別命。此者膳臣之祖也。とあり。膳は膳夫なり。記傳云。名義は。先いと上代には。凡て饌を木葉に盛ける。其葉をは何木にまれ。總て加志波と云り。其加志波の字は。中卷經島宮殿傳に云り。武都云。此說聊か信ひ難ければ。今略けり。故饌の事を執行ふ人を。加志波傳とは云なり。傳は手なり。凡て物を造る人を。手人といひ。今世にも事を行ふ人を。某手と云類多し。と云り。さて此氏の膳差の事にかゝれる事は。大彦命の子。伊那許志別命の子。磐鹿六鴈と云人。景行天皇五十三年に。賜膳大伴部と云事見えて。其處に云へし。天武紀十三年十一月。膳臣賜姓曰(朝臣)。姓氏録。左京皇別。高橋朝臣。阿倍朝臣同祖。大稻與命之後也。景行天皇巡狩東國。供獻大蛤。時于天皇嘉

其奇美。賜姓膳臣。天淳中原源。真人天皇武天十二年。改膳臣賜高橋朝臣。但しこの文には。聊かまされあまた膳大伴部。阿倍朝臣同祖云々。此文も。景行紀に引出へし。此餘。和泉國皇別。攝津國皇別等にも見えたれど。異なる事なし。氏は。日本靈異記今昔物語に。文武帝時膳臣廣門あり。仁明紀に。膳臣立岡。膳伴公家吉あり。宇佐大鏡に。冷泉帝時膳伴光恒。朝野群載。堀河帝時膳伴宿禰範宣あり。みな膳大伴部の裔なり。此族にまた大鳥膳臣と云るものありと。氏族志に見えたり。○阿閉臣。記傳云。伊賀國阿閉郡によれる姓にて。敢とも書り。阿倍とは清濁異なり。然るを此清濁を辨へずして。此の阿閉。姓氏録。河内國阿閉朝臣。阿部朝臣同祖。孝元天皇皇子大彦命之後也。また阿閉臣。阿閉朝臣同祖。大彦命男彦瀨立大稻越命之後也。また皇別阿閉臣云々。此外も阿閉臣なほあり。かこれに。阿閉は伊那許志別命の末にて。阿倍と別なること。是を伊賀の阿拜と定むる據は。續紀三十六に。伊賀國敢朝臣云々これなり。とあり。また阿閉間人臣。大稻腰命男彦屋主田心命之後とあり。天武紀十三年十一月。阿閉臣賜姓曰(朝臣)。また敢磯部あり。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。敢石部百磨。同姓乎知見えたり。光仁紀。敢磯郡忍國賜姓敢臣。また裝昨臣船主賜敢臣。ともあり。止由氣宮儀式帳に。桓武帝時敢石部廣公。清和紀。阿閉臣次子賜朝臣。西宮記。朱雀帝時阿閉興時。神宮雜例集。敢貞元あり。此氏の族に岸臣あり。東大寺正倉院文書に出。○狭々城山君。狭々城は。和名抄近江國蒲生郡篠筒郷是なるへし。式に同郡沙々貴神社あり。此氏は此地に居住る山君なり。山君とは山を守るに依れる姓にて。記に小月之山君。春日山君。姓氏録和泉皇別に。山君。垂

仁天皇皇子五十山足彦別命之後也。とあるを。又攝津皇別には。山守 など云るあり。姓氏錄に。左京 佐々貴山君。阿倍
 朝臣同祖。攝津皇別にも此姓ありて。如此見ゆ。さて顯宗紀に。狹々城山君韓俗宿禰か。罪ありしを。陵戸に充。守山を兼ぬ
 しめ。籍帳を削除て。隸山部連とあり。守山を兼しめ玉へるは。本より山君なりし故なり。氏人は。
 聖武紀。近江蒲生郡大領。佐々貴山公親人。同姓神前郡大領足人あり。陽成紀。蒲生郡大領同姓是野
 あり。外記日記。佐々貴隨樹。東寺文書に。蒲生郡郡老佐々貴山房雄。朝野群載。村上帝時同姓與恒あ
 り。續紀に。此氏人。蒲生郡司なるも。然らぬも。彼此見えたり。文德實錄三代實錄にも見えたり。○筑紫國造。筑紫は。
 和名抄に。筑前 筑紫乃三 筑後 筑紫乃三 知乃久知 知乃之里 とある是なり。國造本紀に。筑志國造。志賀高穴穗朝御世。阿倍
 臣同祖。大彥命五世孫。田道命。定賜國造。とあり。粟田寛云。田道命考なし。舊印本に田を日に作る。氏人は。織體紀に。國造磐井。
 其子筑紫君葛子。欽明紀に國造某。天智紀筑紫君陸夜麻あり。仁明紀に。筑紫公文公。貞直。兄貞雄。
 忠世宿禰を賜ふとあり。さて神名帳に。筑前國御笠郡筑紫神社 名神 とあるは。此氏人の祭れる神に
 て。今も 同 原田村と云にあり。と云り。此氏人の神を祭れること。風土記に見ゆ。さて原田村の隣村に。筑紫村あり。始は原
 田村も。筑紫村内なりしを。後に別れたるなり。此所口即兩筑前前境なれば。風
 土記に符へり。筑紫氏則當社の神司にして。始は社の邊に居しか。後に兵革を業として。天正の頃武藏を近隣に賣ひし。筑紫上野助は。此社
 司の後裔也。享徳二年筑紫能登守經門。同左近將監後門。此社を遺傳せる由。棟札にあり。具原氏の筑前續風土記に見えたり。此筑紫氏も
 國造の族○越國造。高志は和名抄に。越前 古之乃三 越中 古之乃三 知乃久知 古之乃三 越後 古之乃三 と見え。今の北陸道は。
 古の古志國なり。かくて此の越は。國造本紀の次序に依に。今の越前なるへし。國造本紀に。高志國
 造。志賀高穴穗朝御世。阿閉臣祖。屋主田心命三世孫市入命。定賜國造。とあり。屋主田心命は。姓氏

錄伊賀臣條に。大稻與命男。彥屋主田心命。道公條に。大彥命孫。彥屋主田心命とある人なり。祖運錄
 毘古命の弟比古布都押之信命の子に。屋主忍男武雄心命と云あり。また帝皇系圖にもしかみえたり。此は武内宿
 禰命の父なれば。似たれども異なり。次に云へし。又上に見えたる。開化天皇母弟に。少彥男心命と申す異なり。さて右の國造本紀
 なる高志國造は。若狹國造の次。三國國造角鹿國造の前に出せるに就て。重胤説に。今の越前を三に
 割て。高志三國角鹿とし。國造ある事疑ふへし。この高志は。和名抄に越後國古志郡あるこれならむ
 か。神名式に。古志郡三宅神社ありて。姓氏錄に。三宅人。大彥命男波多武日子命云々。と云ことあ
 り。證とすへし。さらば此は頸城國造 越 の次なりけむを。高志と云へは。越前の如く心得て。こ
 に引上げたるか。と云り。さもあるへし。かくて栗田寛云。成務御世に。この國造と任せしは。如
 何なる由にか詳ならねとも。大毘古命の治め給へる國なりし故に。其子孫をもて。高志に封給へるな
 るへし。と云り。氏人は。稱徳帝時。越後頸城郡大領高志公船代。西大寺資財帳に出。清和紀。同郡節
 婦高志公今子。外記日記。一條帝時。高志秀賀あり。みな國造の後なり。根柢三四九に。高志連の氏人見え。二十
 抄四小右記にも。高志氏人みえ。除目大成抄に。高志宿禰あり。これら異姓か。同姓か。しらす。と重胤云り。○伊賀臣は。伊賀は國名。國造本紀に。難波朝御世。隸伊勢
 國。飛鳥朝代割置如し故。とみえ。持統紀に伊賀國伊賀郡 和名抄に 見ゆ。などあり。姓氏錄右京皇別に。伊賀臣。
 大稻與命男彥屋主田心命之後也。臣を一本に宿禰とあるは非なり。とあり。又攝津國皇別に。伊我水取。阿倍朝臣同祖。大
 彥命之後也。なともあり。天武紀。十三年十一月。伊賀臣賜姓曰朝臣。とあり。さて此氏人の本貫の地
 は。伊賀國なるよしは。東大寺正倉院文書に。聖武帝時伊賀郡領伊賀朝臣果安。清和紀第七に。伊賀

國名張郡節婦伊賀朝臣道虫女云々。第九に。伊賀國名張郡人。左史生從六位下伊賀朝臣春野。改本居一貫三山城國葛野郡。とあれば。此氏の本貫なる事知られたり。また權記に。一條帝時伊賀爲憲あり。さて國造本紀に見えたる。伊賀國造は異姓なり。また天孫本紀に。伊我臣祖。大伊賀彦女。大伊賀姫。此は尾張連八世孫。と云見えたるは。此氏人か。異氏人か。未考す。○武内宿禰。記に建内宿禰と書り。倭得彦命の妻なり。共之多郡宇智と訓へし。世に此名を武之内と。之を添てよむは古言を知らず。後世竹内と云地名のあるにならへる。みたり言な宜しきか如くなれど。しか訓たる例古書になし。或はひかことなり。武は美稱也。記傳云。内は味師内の内と一にて。共に居地名にて。大和國有智郡これなり。と云れたれと然らず。或人云。此は卿等あまた坐中にも。天皇の吾御族と等しく。御憑とも頼みおもほして。朝暮親しく馴きこえさせ玉ふ御睦稱にして。内裏大内等の内と同じ。今世の俗の。自か家を内と云て。家内の者。即下の仁徳天皇大御歌にも。此の如く呼はせ玉ひ。また續紀詔詞に。今朕御世に當^{アキリテ}臣^{ウチノ}内^ノ兵^{ヒコ}。止念召^{トホス}豆^{マメ}云々。また大伴佐伯宿禰波。自^{トホス}遠^{トホス}天皇御世^ノ内^ノ乃^ハ兵^{ヒコ}。止爲^{トホス}而^{シテ}。奉仕來云々。とある。此等の内に合せて。右の意なる事を悟るへし。抑武内兄弟の。宇智郡に居住すと云こと。何弟。兄を武といひ。弟を甘美といひて。美稱玉ひしをみれば。甘美内宿禰命も。武内宿禰命に劣らぬ。いさを人なりけん。さるからに。兄弟共に内と云言をそへて。親しみ玉ひしたこそ。應神紀九年條下。此兄弟に。照神探湯をなせしめ玉ひしことみゆ。さても武内命。此御代までも。五代朝に奉仕て。弟宿禰に見替かた。朝臣なりつるから。爲便なく。さるわざをせしめ玉ひしなりけり。是を以て取わき。此兄弟を。内宿禰と美稱坐つる所以を知へまなり。かれば。此兄弟等。勳功も何事も。相共に劣らぬ人等なりけるに。後世この武内命のみ。名高かるはいかにと云に。甘美内命かの。御時。探湯に獲られたるゆゑそかじ。と云れたる。此説よろし。從ふへし。かくて此人の生の事も。其事跡の

二十二年 戊申

事も。景行紀三年の下^{生武内宿禰}に云へし。○祖父は。景行紀に據るに。此彦太忍信命の子。屋主忍男武雄心命の子。武内宿禰也。他書ともに見えたるみな同じ。然るに。記云。比古布都押之信命。娶^ウ木國造之^ノ祖^ト宇^ツ豆^ツ比^ヒ古^ヒ之^ノ妹^ト。山下影日賣。生子建内宿禰とありて。一世の異あり。今何れを止しとも云へまにはあらぬとも。御父屋主忍男武雄心命と申すは。大稻與命の男。彦屋主田心命の。混れて傳はりたるならむか。御名の状いよく似たり。また近き親族にてもあり。また栗田實説。さて祖父に。田心の誤なり。と云れたるも。然る言なれはなり。さらば。此紀また他書とも云る説は誤にて。記の傳や正しかるへき。倭名抄に祖父於保知とあり。大父の義なり。

二十二年春正月己巳朔壬午。立^ニ稚^ニ日本根子彦大日日尊^ト爲^シ皇太子。年十六。

壬午は十四日なり。

五十七年 癸未

五十七年秋九月壬申朔癸酉。大日本根子彦國牽天皇崩。

癸酉は二日なり。○大日本根子彦國牽八字衍なり。集解に。古本に無として刪去れり。○天皇崩。記云。御年伍拾漆歳とあり。大日本史云。年一百十六。據^レ皇年代畧記異本愚管抄及本書立爲^ニ太子二年十九之文^ト。古事記云。五十七歳。水鏡愚管抄曰。一百十七。とあり。紹運録にも。百十六と有。

稚日本根子彦大日日天皇 開化天皇

宋書顧頡之傳。定命論曰。夫建極開化樹聲昭則。典防之興由來尙矣。

開化天皇 紀

稚日本根子彦大日日天皇。大日本根子彦國牽天皇第二子也。母曰鬱色
謎命。穗積臣遠祖鬱色雄命之妹也。

穗積臣。記傳云。穗積は地名なり。萬葉十三に。帛叫楯從出而。水蓼。穗積。至。鳥網張。坂手乎過。石走。
甘南備山丹云々。とよめる穗積なるへし。かくて其國は。大和なること。本よりにて。何郡に在と云
ことは詳ならず。右の歌に依て思ふに。添上城上下十市などの郡の内なるへし。甘南備山は。飛鳥の神南備山にて。奈良京より其山
處にては。此歌。まての路なればなり。今城下郡に。坂手村はあり。又十市郡に。穂津村と云あり。穂積は是なりと云説あれど。其
の路次に合す。又和名抄に。攝津國島下郡。尾張國丹羽郡。美濃國本巢郡。播磨國賀茂郡などに。穗積
郷あれども。其らには非しか。神名式伊勢國朝明郡に。穗積神社もあり。さて此姓は。白檮原宮段に。
邇邇速日命。娶。登美昆古之妹登美夜昆賣。生子宇麻志麻遲命。此者物部連。穗積臣。姝。臣祖也。とみえた
り。天武卷。十三年十一月。穗積臣賜。姓曰。朝臣。姓氏錄。左京神別。穗積朝臣。石上同祖。神饒速日命五世
孫。伊香色雄命之後也。穗積臣。伊香賀色雄男。大水口宿禰之後也。とあり。○鬱色雄命は。舊事紀天孫

本紀に。宇麻志麻治命五世孫鬱色雄命。此命輕。境。原宮御宇。天皇御世。拜爲。大臣。奉。齋。大神。とあり。
なほ同書に記せる。此氏の世系を考るに。宇麻志麻治命の子彦湯支命。其子出石心。大臣命。其子大
水口宿禰命。其子鬱色雄命。鬱色謎命。大綜杵命。大峯大尼命にて。此四人。母は坂戸由良都姫爲
レ事生。四兒。とあり。四兒は共。大水口命の子なり。この四人。本文大矢口。足尾の子の如く聞えて。混ちしきを。記にも此紀にも。
穗積臣祖鬱色雄命といひ。姓氏錄には。此姓を大水口命之後也とあるにて。大水口命の後なること。著明きを思
ふ。また天皇本紀にも。鬱色謎命。物部連公祖。出石心命孫也。と云り。

天皇以大日本根子彦國牽天皇二十二年春正月。立爲。皇太子。年十六。
五十七年秋九月。大日本根子彦國牽天皇崩。冬十一月辛未朔壬午。皇太
子即天皇位。

壬午は十二日なり。○皇太子。今本に皇字脱たり。今考本信及校本に據て補ふ。○即天皇位。大日本
史云。時年五十一。據。水鏡愚管抄皇代記及本書立爲。太子。年十六之文。歷代皇紀作。五十二。とあり。さて
舊事紀には。元年癸未春二月皇太子尊即。天皇位。と有りて。次の元年甲申を二年とせり。

元年春正月庚午朔癸酉。尊。皇后。曰。皇太后。冬十月丙申朔戊申。遷。都。于

元年甲申

六年春正月辛丑朔甲寅。立伊香色謎命爲皇后。后生御間城入彦五十瓊殖天皇。先是天皇納丹波竹野媛爲妃。生彦湯產隅命。次妃和珥臣遠祖姥津命之妹姥津媛。生彦坐王。

甲寅は十四日なり。○爲皇后の下に。是庶母也の四字本にあり。信友校本に。古本になしとあり。決く後人の接入れなれば。刪去れり。集解にも。既に後人加筆として刪去れり。記に。娶庶母伊賀迦色許賣命とあれば。其文よりそ書加へたりけむ。舊事紀にも。七年正月伊香色謎命立爲皇后(是庶母也)とあり。さるは此事心得かたし。先帝の娶坐る妃夫人を。後帝の御庶母と云へきよしあらめや。其御養子となり玉へるなどは。云へき限にあらす。御子となり玉はずは。いかて御母とは申すへき。此事集解に引る爾雅に。父之妾是謂庶母とあるなど。漢國の上古のさたり。いかなる後人のまはさにか。先帝の妃なれば。御母屬に當るなと思ひて。傍に書入おきしか。記の本文とはなりけらし。さてそれより又。此紀にも。後に書入たりしなり。されは記傳に。御庶母に御合坐ることは。豈不合命の御缺に御合坐し類なり。是も上代には庶母はさし事なりけむ。今漢國のさためを以て。上代の事をかにかくに讀ふべきにあらず。と云るなどは。無用の論なりかし。○御間城入彦五十瓊殖天皇。記に御眞木入日子印惠命。記傳云。御名義。御眞詳ならず。木は城か。武郷云。は。御眞子君か。皇御孫のミマも御眞子なり。入は。伊呂兄伊呂妹などの伊呂と一にて。親み愛しみて云る稱なり。此後御子等の

御名に。入昆古入昆賣と申すか多き。皆同じことなり。印惠は未思得す。玉垣朝の皇子に。印色之入日子命と申すもあり。邇と云はなほ彼此の名に多し。惠は。御眞津日子訶惠志泥命の。惠と同じかるへし。と云り。○丹波竹野媛。記云。娶且波之大縣主名由基理之女竹野媛とあり。丹波は。和名抄に。丹波太邇波。丹後太邇波乃美知乃之利。丹後國に。丹波郡丹波郷あり。續紀六。和銅六年四月。割丹波國五郡。始置丹後國とあり。名義田庭なるへし。田は物を植付る地を云ひ。庭は平坦にして。廣き處を云。倭名抄丹波國丹波郷ある。其地なり。竹野は。和名抄丹後國竹野乃加郡竹野郷あり。此名に因れる名なり。式に同郡竹野神社もあり。垂仁紀。丹波五女と同名。さて記に。且波大縣主の女とあれば。記傳にも云る如く。此丹波は一國の大名にはあらず。一縣の名にて。彼丹波郡郷のあたりの地を。領知る人の女なり。○彦湯產隅命。本に産を彦に誤る。類史及兼永本考本に依る。名義。記傳云。由牟の意未思得す。由は外祖父の名。由基理の由と一にや。若然らば。共。温湯といふ地名などにもやあらん。とあり。須美は。神代紀熊野隈樟日命。又熊野大隅命とも。記に建敷波豆羅和氣王者。忍海部造之祖とあり。御兄弟の間。傳の異なるなり。記傳にいへり。○彦蔭實命。名義詳ならず。通證子比古由牟須美命之後也。とあり。記に建敷波豆羅和氣王者。忍海部造之祖とあり。御兄弟の間。傳の異なるなり。記傳にいへり。○彦蔭實命。名義詳ならず。通證新實之類。倭名抄引。本草。曰。菰一舊事紀に。彦蔭實命。品治部君等祖。彦湯產隅命。と記せり。記に。日子坐王の孫。名稱和名古毛とあれど。物遺し。○和珥臣は。孝昭紀に出。○姥津命。記に丸邇臣之祖日子國意都命とあり。記傳云。名の事は次にいふへし。さて此命。姓氏錄。左京皇別丈部の下には。天足彦國押人命孫。比古意都豆命と見え。攝津皇別羽束首の下には。天足彦國押人命男。彦姥津命と見えたり。何

春日之地。春日。此云。是謂。率川宮。伊社簡波。是年也太歲甲申。

癸酉は。四日なり。○戊申は。十三日なり。○春日。記傳云。和名抄に。大和國添上郡春日郷加須加。とある此なり。神名帳同郡に。春日神社。春日祭神。などあり。繼體卷。勾。大兄皇子御歌に。播磨比能。努須我能俱爾。武烈登歌にも如此あり。加須賀を春日と書くは。云なれたる枕詞の字を。即その地名の起の事。姓氏錄大春日朝臣の條に見えたと疑はし。其は彼氏の先祖。大雀天皇の御代に。糟垣を以垣にせしに因て。糟垣。臣と號たまへるを。後に春日臣と改むとある。此説に依る時は。本糟垣なりしか。後に省りて加須賀とはなれり。さて又其糟垣は。本賜はりし姓なれば。此名になれるは。後の事と聞ゆるなり。然れども。此説の疑はしき由は。先書紀の綏靖卷に。既に春日縣主と云こと見え。武郷云。これは添上郡の春日にはあらず。又此段にも。かく春日之云々とあるは。正しく地名なるに。彼糟垣の事は。遙に後大雀天皇の御世とあればなり。されは地名を本にて。彼姓は其地に因れるにこそ有けめ。然れども若猶彼説をたすけて云はく。糟垣の事は。いと上代のことなりけむを。誤て大雀の御世とは傳へたるにや。其は若くはかの糟垣に因て。其地名を加須賀と云來つるを。後に姓に賜ひしが。大雀の御世なりしにやあらむ。と云れたり。○率川宮。記傳云。神名帳に。大和國添上郡率川坐。大神。御子神社三座。率川阿波神社あり。四時祭式に率川社とあるは。此大神御子神社のことなり。此社は此天皇を祭ると云説ありしか。但三坐とある内。一坐は然にもやあらむしらす。さて此社は。今奈良

の子守町と云にあり。阿波神社は西屋町と云にあり。伊那河の御陵は。林小路町と云に在て。何れも奈良の町の内西方なり。上代には此ありたり。春日地にありけん。○武郷云。率川社三坐は。大物主神。姫路禰五十鈴命。勢夜多良比賣に坐よし。大三輪坐に見えたり。また阿波神社は率代主神に坐り。記傳の説はたかへり。馬寮式に。大和國京南莊。并率川莊。壘田二十四町一段一百三十五步云々。萬葉七に。率去河之音之清。左。此川は今春日山より出て。猿澤池の南を経て。かの子守町の南方を。西へ流るる小川ある是なりと云り。此川の名より。地名にも負るにやあらむ。とあり。さて宮趾は。舊都趾要覽云。奈良市野田の四恩院趾。その宮趾なるへし。其地荒廢すと云り。

五年戊子

五年春二月丁未朔壬子。葬大日本根子彦國牽天皇于劔池島上陵。

壬子は六日なり。○劔池島上陵。記云。御陵在劔池之中岡上。也とあり。此池は應神紀に。十一年冬十月作劔池とあり。記にも。同御世に作。記傳云。諸陵式に。劔池島上陵。輕原宮御宇孝元天皇。在大和國高市郡。兆域東西二町。南北一町。守戸五畑。とあり。大和志に。在石河村劔池南。俗呼中山家。陵畔圓丘六。と云り。前皇廟發記に。或曰劔池在高市郡難波池。中有。此池石川村の東に有て。今も大なる池なり。東西の徑四町ありと云。池の四の堤の下。やかて石川村なり。御陵の山は。南方より池中へ衝出て。まことと島と云つへきとまとして。此山の總七町中餘。池は其東北の方より。西南の方まで廣く周れり。應神天皇の御世に。此池を作られしは。御陵を發して。其處に掘られたるなるへし。と云り。さて記傳にも云れたる如く。此池は。應神天皇御世に出來つれば。陵號となれるは。其後の事なるへし。○葬。通證に不葬者六年矣と云り。此は故ありて。殯斂之處に坐せまつりなとせしを。今年此地に葬奉りしにもあるへし。

六年春正月辛丑朔甲寅。立伊香色謎命爲皇后。后生御間城入彦五十瓊殖天皇。先是天皇納丹波竹野媛爲妃。生彦湯產隅命。次妃。和珥臣遠祖姥津命之妹姥津媛。生彦坐王。

甲寅は十四日なり。○爲皇后の下に。是庶母也の四字本にあり。信友校本に。古本になじとあり。決く後人の撥入なれば。刪去れり。其辭にも。既く後人。加筆として刪去れり。記に。娶庶母伊賀迦色許賣命とあれば。其文よりそ書加へたりけむ。舊事紀にも。七年正月伊香色謎命。立爲皇后。是庶母也とあり。さるは此事心得かたし。先帝の娶坐る妃夫人を。後帝の御庶母と云へきよしあらめや。其御養子となり玉へるなどは。云へき限にあらす。御子となり玉はすは。いかて御母とは申すへき。此事集解に引る爾雅に。父之妾是謂庶母。とあるなど。漢國の上古のさたり。いかなる後人の志はさにか。先帝の妃なれば。御母屬に當るなど思ひて。傍に書入おきしか。記の本文とはなりけらし。さてそれより又。此紀にも。後に書入たりしなり。されは記傳に。御庶母に御合坐ることは。豈不合命の御城に御合坐し類なり。是も上代には庶母と云ふ事なりけむ。今漢國のさたり。めを以て。上代の事をかにかくに譲ふへきにあらず。と云るなどは。無用の論なりかし。○御間城入彦五十瓊殖天皇。記に御真木入日子印惠命。記傳云。御名義。御真詳ならず。木は城か。武郷云。は。御真子君か。皇御孫のミマも御真子なり。入は。伊呂兄伊呂妹などの伊呂と一にて。親み愛しみて云る稱なり。此後御子等の

御名に。入昆古入昆賣と申すか多き。皆同じことなり。印惠は未思得す。玉垣朝の皇子に。印色之入日子命と申すもあり。邇と云はなほ彼此の名に多し。惠は。御真津日子訶惠志泥命の。惠と同じかるへし。と云り。○丹波竹野媛。記云。娶日波之大縣主名由基理之女竹野媛とあり。丹波は。和名抄に。丹波太邇波。丹後太邇波乃美知乃之利。丹後國に。丹波郡丹波郷あり。續紀六。和銅六年四月。割丹波國五郡。始置丹後國とあり。名義田庭なるへし。田は物を植付る地を云ひ。庭は平坦にして。廣き處を云。倭名抄丹波國丹波郷ある。其地なり。竹野は。和名抄丹後國竹野乃郡竹野郷あり。此名に因れる名なり。式に同郡竹野神社もあり。垂仁紀。丹波五女と同名あり。さて記に。且波大縣主の女とあれば。記傳にも云る如く。此丹波は一國の大名にはあらず。一縣の名にて。彼丹波郡郷のあたりの地を。領知る人の女なり。○彦湯產隅命。本に産を彦に誤る。類史及兼永本考本に依る。名義。記傳云。由牟の意未思得す。由は外祖父の名の。由基理の由と一にや。若然らば。共。温湯といふ地名などにもやあらん。とあり。須美は。神代紀熊野隱樟日命。又熊野大隅命とも。の須美と同じきにや。姓氏錄に。河内忍海部。開化天皇皇子比古由牟須美命之後也。とあり。記に建禮部尊和親王者。必海部造之祖とあり。御兄弟の間。傳の異なるなり。記傳にいへり。○彦蔭實命。名義詳ならず。通證衛賢之類。倭名抄引。本草。曰。菰一名蔭和名古毛。とあれと。物遺し。舊事紀に。彦蔭實命。品治部君等祖。彦湯產隅命。と記せり。記に。日子坐王の孫。曙立王は。伊勢之孫。部君之祖。また日子坐王四世孫。息長日子王は。吉備。品治部君之祖。とあり。何れも御兄弟の御末なれば。由縁ある事なるへし。○和珥臣は。孝昭紀に出。○姥津命。記に九邇臣之祖日子國意那都命とあり。記傳云。名の事は次にいふへし。さて此命。姓氏錄左京大部の下には。天足彦國押人命孫。比古意那豆命と見え。攝津羽束首の下には。天足彦國押人命男。彦姥津命と見えたり。何

れか正しからむ。按ふに。天足彦國押人命は。孝安天皇の御兄に坐て。開比天皇は。同天皇の御曾孫に坐せし。孫とある方をや正しとはせむ。さて此命の子孫は。丸瀧臣のみならず。甚多く有て。掖上宮段に見えたり。考ふへし。武郷云。孝昭紀見るへし。○姥津媛。記に意都都比賣命。又云。同母兄妹同名にて。比古と比賣を以分つ例。沙本比古。沙本比賣など。なほ多し。さて名義は未思得す。此比賣の弟。袁都都比賣と云あり。武郷云。日子坐王の御妻。是意と袁とを以て。姉妹の名を分てること。億計王と弘計王との例の如し。大小の意なるへし。郡都は。若し地名なきにや。なほ考ふへし。書紀に。此明紀に。毛津と云名見えたり。○彦坐王。記に日子坐王とあり。又云。坐は伊麻須と訓へし。姓氏錄に。彦今寶命とも作り。御名義は未思得す。さて御代々々の皇子たちの御名。此より前は。此記にも書紀にも。みな某命とのみあるを。此に始て。二記共に王とあるは。某王と申すは。實に此王より始まれるか。はた某命と申し。某王と申すは。後の傳説のうへの異のみにて。本より此異なるには非るか。慥かには定めかたし。但し此後。記には王とある御名をも。書紀には多く皇子と書て。王と書るは。いへく種なるに。此御子孫に出たる處にも王とあれば。此も然あるう正しかるへし。姓氏錄なきに。此御子命とあるなり。凡て美許登と美古とは。唱へしと近ければ。相混ひますへし。さて記中王字を書るは。何れをも。みな美古と訓へし。御子の意なり。そもく御子に王字を用るは。上代よりの事と見えて。此記はさらにもいはず。書紀にも。なへては王字と書るなるに。此彼あり。是古き書さまなり。さて天皇の直御子のみならず。其御子孫をも。姓を賜はぬ限は。みな御子と申せる故に。其にも涉りて皆王字を用わたり。上代には。一世二世など美古と申して。王字を書たり。然るに書紀の書法は。大抵天皇の一世の御子の御名には。皇子と書る。二世よりして王とは書れたり。然れども往々口傳と書るは。まのまの。一世にも王と書れたる處もなきに非ず。さて皇子と王と。文字は差あれども。唱へはなほ通はして。共に美

古なりしを。親王とならぬを。王と書て。其を意高俊美と唱て分ること。なと云れたるは。一部に亘る事なり。心得あり。○武郷云。此以下の文は。天武紀四年の下に。引出て云へし。今略けり。と云れたるは。一部に亘る事なり。心得あり。くへし。されど文をば。約めて出せり。さて此王の御末は。此紀には記されざりしかども。記にはいと詳かなり。次に擧ぐ。日子坐王娶山城之姪名津比賣亦名苜幡戸辨。生子大侯王。次小侯王。次志夫美宿禰王。柱。又娶春日建國勝戸賣之女名沙本之大開見戸賣。生子沙本比古王。次袁邪本王。次沙本比賣命。亦名佐波運比賣。此沙本比賣者。爲伊久米天皇之后。次室毘古王。柱。又娶近淡海之御上祝以伊都玖。天之御影神之女。息長水依比賣。生子丹波比古多々須美知能宇斯王。次水穗之眞若王。次神大根王。亦名八瓜入日子王。次水穗五百依比賣。次御井津比賣。柱。又娶其母弟袁都都比賣命。生子山代之大筒木眞若王。次比古意須王。次伊理泥王。柱。凡日子坐王之子併十一王。とありて。其御子等の御末をも。詳かに載たり。この御名と引出へし。なほ姓氏錄にも。此王の御末見えたり。其御名の出たる處々に云へし。兵部縣但馬國朝來郡栗鹿村に於て。此程臨時大祭を施行せり。同社祭神は。四道將軍の御一人にして。丹波に向せられたる。開化天皇の第三皇子産坐王命にして云々。社地の廣さ一萬七千坪。社藏の古書古器頗る多く。其中に集古十種にのせたる旋輪あり云々と。明治廿七年八月廿一日讀賣新聞に見えり。○本には脱たれど。ここに次妃吉備彦之女色媛。生武豊葉田鹿別命。の十七字。信友校本に。一古本また異本にあるよし見えたり。此は正しき傳と見えたり。今注すへし。○吉備彦。名のさまを思ふに。孝靈天皇の御子なる。五十狹芹彦命。亦名吉備津彦命なるへし。さらば津彦命字など。脱たるにもあるへし。○色媛。色は伊呂と訓へきか。伊理とも通ひて親む辭なり。さて吉備津彦命に。御女ありし事。ものに見えず。此命の御子は。國造本紀に。分國造。日向日代朝御代。吉備津彦命兒。○武豊葉田鹿別命。記には。娶葛城之垂見宿禰井根子命定。開國造。と見えたるのみにて。外に考ふへし。まじし。○武豊葉田鹿別命。記には。娶葛城之垂見宿禰

之女ツク比賣。生御子建豐波豆羅和氣王。とあり。記傳云。垂見宿禰。名義未思得す。地名をらんか。
式に攝津國豐島郡垂水神社あり。和名。神功卷に。依網吾彦男垂見と云名見えたり。とあり。此宿禰もしくは。抄に播磨國明石郡垂見多留美などあり。 依網吾彦男垂見と云名見えたり。とあり。此宿禰もしくは。吉備津彦命の御子などや。比賣も詳ならず。葉田鹿別命。記に波豆羅和氣王。舊事紀には。武齒ツク類命とあり。共に御名義詳ならず。さて此御子の御末は。記に道守臣。忍海部造。稻羽忍海部。丹波之竹野別。依網之阿比古等之祖也。とあり。

二十八年
辛亥

二十八年春正月癸巳朔丁酉。立御間城入彦尊爲皇太子。年十九。

丁酉は五日なり。○御間城入彦尊は。彦尊の間。五十瓊殖の四字脱か。

六十年癸未

六十年夏四月丙辰朔甲子。天皇崩。冬十月癸丑朔乙卯。葬于春日率川坂本陵。一云。坂上陵。時年百十五。

甲子は九日なり。○乙卯は三日なり。○春日率川坂本陵。式に春日率川坂上陵。春日率川宮御宇開化天皇。在大和國添上郡。兆域東西五段南北五段。以在京戸十烟。毎年差充令守。と見ゆ。前皇廟陵記に。或曰今在奈良小路韓國社奥念佛寺境内。と云り。○坂本陵。坂上と云坂本と云。二の傳何にても同

しことなり。上は邊の
後なり。記傳云。兆域の狭きは。平城京内なる故なるへし。今此あたりの坊名に。油坂町坂之新屋町西坂など云あり。坂上と云に由あり。と云り。○時年百十五。記には。御年陸拾叁歳とあり。大日本史云。年一百十一。據皇年代畧記及本書立爲太子。年十六之文。本書注及舊事紀並百十五云々。とあり。考本には百十一歳とあり。さて例に依るに。此五字大書すへし。中臣本水戸本にはしかり。されと永享本にはなし。後の挿入ならむも知へからず。記傳。例にたかへはなり。

日本書紀卷第四終

日本書紀通釋卷之二十六

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第五

御間城入彥五十瓊殖天皇 崇神天皇

本文に崇三重神祇とある。御證此に據れるなり。

崇神天皇
紀

御間城入彥五十瓊殖天皇。稚日本根子彥大日日天皇第一子也。母曰伊香色謎命。物部氏遠祖大綜麻杵命之女也。天皇年十九歲。立爲皇太子。識性聰敏。幼好雄略。既壯。寬博謹慎。崇三重神祇。恒有經綸天業之心焉。六十年夏四月。稚日本根子彥大日日天皇崩。

彥大日日天皇。本に彥字脱したり。今永享本水戸本信友校本に據て補ふ。○大綜麻杵命は。舊事紀に記

せる此氏の世系に。大水口命。饒速日命より四世坂戸由良都姫爲妻。生子鬪色雄命。鬪色謎命。大綜麻杵命。大峯大尼命。また大綜麻杵命。此命輕境原宮御宇天皇御世。爲大禰。春日率川宮御宇天皇御世。爲大臣。則皇后大臣。奉齋大神。高屋阿波良姫爲妻。生二兒。則ち伊香色謎命。弟伊香色雄命なり。然るに記には。内色許男命之女。伊賀迦色許賣命とせるは。兄弟の違あり。名義は。和名抄に。楊氏漢語抄云。卷子問蘇。今按本文未詳。但閭巷所傳續麻。圓卷名也。とあるに依れる名にや。又地名をらむも知かたし。萬葉一の歌に。綜麻形乃林。始とあるも。本の訓のまじらば。此も地名なり。杵は君なるへし。さて本に命字なし。集解に。舊事紀に據て補へるに從ふ。○彦大日日天皇崩。本にこの彦字をも脱したり。永享本にあり。集解にも補ひたり。

元年甲申

元年春正月壬午朔甲午。皇太子即天皇位。尊皇后。曰皇太后。二月辛亥朔丙寅。立御間城姫爲皇后。先是后生活目入彦五十狹茅天皇。彦五十狹茅命。國方姫命。千千衝倭姫命。倭彦命。五十日鶴彦命。

甲午。十三日。○即天皇位。大日本史云。時年五十二。注に據水鏡皇代紀愚管抄及本書立爲太子。年十九之文とあり。○丙寅。十六日。○御間城姫。垂仁紀に。大彦命之女也とあり。記に大毘古命之

女御眞津比賣命とあり。記には開化天皇の御子にも同名の御子あり 舊事紀には。御間城入姫と云り。記傳云。津と城との異。何れか正しからむ。師は城を津に誤れるかと云れたり。さることもあるへし。又開化の皇女も。御同母兄を。御眞木入日子命と申せば。御眞木日賣なるへくや。又彼皇女は。書紀には無きを思へは。此大毘古命の御女と。まかひつるにはあらしか。とあり。さて舊事紀には命字あり。此紀には。垂仁紀に出たる處も命字なし。○先是后。永享本后字なし。○活目入彦五十狹茅天皇。記に伊玖米入日子伊沙知命とあり。記傳云。伊玖米は地名か。詳ならず。舊事紀五に。活目邑五十狹茅と云名あれども。邑字一本には。邑と妹。片田眞稚姫。と云ふ人名も見え。たれば。伊玖米は地名なるへし。記中又書紀にも。伊久米天皇とのみあり。伊沙は勇なり。知は例の尊稱也。又知の意は。今一詞志。宮 景行卷に。皇子五十狹城入彦命。神功卷吉師祖五十狹茅宿禰。又海上五十狹茅と云あり。○彦五十狹茅命。記には此御子なくして。伊邪能眞若命と云あり。伊邪の意。記傳云。未思得す 應神天皇の御子にも。此同名なるあれば。書紀の方然もあらむか。然れども彦五十狹茅にては。又御兄の大御名と同じければ。此もいかとあり。○國方姫命。記には國片比賣命とあり。記傳云。片は堅固の義ならむか。なほ考ふへし。○千々衝倭姫命。記に千々都久和比賣命とあり。記傳云。千々は栲幡千々姫命の千々に同じ。都久の意味思得ず。例は玉垣宮段に。石衝別王。石衝比賣命。などあり。と云り。さて記には。此御子の次に。伊賀比賣命あり。○倭彦命。此御子の事は。垂仁紀二十八年の下に見ゆ。○五十日鶴彦命。御名義未考得ず。さて此御子。記に見えず。記傳云。書紀には伊賀日賣

命なくして。五十日鶴彦と申すあれば。伊賀比賣は。伊賀日子を誤れるにやあらむと。云れたり。此説
によらは。五十日は伊賀國に依れる御名か。此本記傳に云れたり。

又妃。紀伊國荒河戸畔女。遠津年魚眼眼妙媛。生豊城入彦命。豊鉄入姫命。

荒河戸畔。記には木國造名荒河刀辨とあり。記傳云。和名抄に。紀伊國那賀郡荒川郷あり。今も荒川庄とて八箇村あり
此地に因れる名なるへし。とあり。戸畔の事は既に云り。天孫本紀に。大新河命。紀伊荒川戸畔女。中日女爲妻。とあり。大新河命は物部連祖也 御巫清直云。倭姫命世記。五十一年甲戌。木乃國奈久佐濱宮。積三年之間奉齋。于時紀國造進舍人紀麻呂良。又地口御田とあり。紀國造は。國造本紀云。紀伊國造。桓原朝御世。神皇產靈命五世孫。天道根命定賜國造。古事記境原宮卷云。木國之祖宇豆比古。又水垣宮卷云。木國造名荒河刀辨。とみえたり。然れば神魂命の後天道根命より相承し。宇豆比古の子孫荒河刀辨。崇神天皇の御世現任たれば。世記に紀國造と訓ふもの。荒河刀辨なるへし。然るに紀伊國造家譜云。第一代天道根命。第二代比古麻命。第三代鬼刀禰命。第四代久志多麻命。第五代大名神比古命。第六代宇遲比古命。第七代舟木命。第八代夜都賀志彦命。第九代等與美々命。第十代豊布流。第十一代鹽籠。第十二

代禰賀志富。第十三代忍。第十四代國見。第十五代麻佐手。第十六代國勝。第十七代忍勝云々。とあり。此内第六代宇遲比古は。即古事記の宇豆比古なるへし。第十七代忍勝は。敏達紀に紀國造押勝あり。これなるへし。然て其宇遲比古より忍勝まで。歴世の間に荒河刀辨なし如何。と云り。○遠津年魚眼

眼妙媛。記に遠津年魚目微比賣。記傳云。遠津は紀國の地名なるへし。下に之を讀附へし 萬葉七に。遠津之濱。十一に遠津大浦。此歌の次に並ひて。木海之名高之浦とよめる歌あり。 年魚は。和名抄に。鮎魚和名安由。崔馮錫食經云。春生夏長秋衰冬死。故名年魚とあり。目は群なり。年魚は水中を殊に多く群行物なれば如此云り。 さて此は目微の序に置る

詞なり。其由は。萬葉十三に。長谷之川之上瀨爾。鵜矣八頭濱云々。鮎矣合昨。麗妹爾云々。とあるも。令昨までは。皆麗と疊云むための序にして。全同しければ。此歌を以心得へきなり。上代には。鵜に令常なりし故に。鵜と疊云ねども。然聞えし也。 と云り。眼妙は眞麗なり。本の訓宜し。記傳に米久波斯と訓しは非事なり。米を轉して麻と云る例格なり。枕詞よりつきたる意は。年魚群令昨にて。其群を麻に轉したるなり。

次に倭迹迹神淺茅原目妙姫と云もあり。○本にこゝに一云云々の注あり。次にいへり。○豊城入彦命。御名義字の如くなるへし。下に豊城命とのみもあり。○豊鉄入姫命。鉄は磯城なり。御兄の御名と同じことなり。垂仁紀には。豊招姫命とのみもあり。さて此御兄弟の御事は。此御卷。又次御卷にも見えたり。

次妃。尾張大海媛。一云。大海宿禰。女八坂振天某邊。 生八坂入彦命。淳名城入姫命。十市瓊入

姫命。是年也太歲甲申。

尾張大海媛。記云。尾張連之祖意富阿麻比賣。記傳云。和名抄に。尾張郡海部郷あり。此に依れる名なるへしとあり。天孫本紀に。六世孫。大明命。建宇那比命。磯城島連祖名草姫。生二男一女云々。七世孫建諸隅命。妹大海姫命。亦名葛木高名姫命。此命磯城磯籬宮御宇天皇。立爲皇妃。誕生一男一女。と云り。名草姫の下。爲。○一云。大海宿禰云々。十三字本に眼妙媛の下に入たり。集解云。一云以下十三字。原在二眼妙媛之下。按古本爲三錯簡。今從之。とあるは。決て正しければ。今其に據る。○大海宿禰は。姓氏録に凡海連。天武紀に大海宿禰とあるは姓にて。これとは異なり。建宇。比命の亦名なるへし。其女を大海媛とも云へればなり。建宇那比命は。但馬海部直の祖なれば。大海宿禰は此人にて。大海媛は建田背命の子ならむ。おもひしかとあらす。なほ此は。尾張國の海部郷に依れる也。然田母起に。水上姉子天神。其祠在愛知郡水上邑。以海部氏爲神主。海部是尾張氏別姓也。とあるにれば。後には姓とされるなり。○八坂振天某邊。名義。八坂は地名か。和名抄。山城國愛宕郡八坂郷あり。又彌榮の意か。さるにても。振といふ言詳ならず。強て思ふに。天は玉の誤にて。ヤサカフルタマイロへか。振玉と云る神の御名はあり。風云。八坂は地。名に非ず。此は天と云む發語にて。天は遠方之と云か如し。彌放經の意なり。と云れたれと信られす。天某邊の天は。阿麻能と訓て。海部の意に見へきか。天を海部の義に見る例は。天。日矛を海。檜槍と書るなどなり。記傳に。阿米伊呂邊とよまれしによらは。例の稱辭也。某邊は女的美稱なり。○八坂入彦命。此命の御女をも。八坂入日賣命と申せり。さて記には。此命の前に。大入杵命と申すが坐せり。○淳名城入姫命。記に沼名木之入日賣命と。淳名の義詳ならず。若しは瓊之城なるへし。殊城宮と云もあり。○日代宮段に。沼名

三年丙戌

三年秋九月遷都於磯城。是謂瑞籬宮。

木郎女と申皇女も坐りと。記傳に云り。或説に。冷名城地名か。攝津國河邊郡布木村あり。と云り。垂仁紀に此皇女の事出て。淳名城稚姫命と爲り。○十市瓊入姫命。記に十市之入日賣命とあり。瓊は之に通ふ。大和國郡名に依れるか。記云。坐三師木水垣宮。治天下也。とあり。磯城は大和國城上下郡是なり。瑞籬は。記傳云。凡て水垣と云は。みづくしき垣と美稱たる稱なるを。宮號とせられたるなり。此宮は在三輪村東南志紀御縣神社西と。大和志にいへり。いかさまにも此あたりにそ在けむ。と云り。御縣神社。金屋村と云に在て。今も志貴宮といふとそ。舊都社要覽云。磯城郡(舊式上部)三輪町大字金屋。志紀神社の南方の田地。これ皇居の一局部なるへし。其地荒廢す。

四年丁亥

四年冬十月庚申朔壬午。詔曰。惟我皇祖諸天皇等。光臨宸極者。豈爲一身乎。蓋所以司牧人神。經綸天下。故能世闡玄功。時流至德。今朕奉承大運。愛育黎元。何當聿遵皇祖之跡。永保無窮之祚。其群卿百僚。竭爾忠貞。並安天下。不亦可乎。

如く。人毎に病が。彼役に差されて。立に似たる故なるへし。役はおのつから字音と同じきなり。凡て此方の古言。る事なり。さて投字も。役より出たりを見ゆ。姓名に。投役也。言有し鬼行し役也。と云。と漢字音と。自らに。たるも。同じきも。和にはあり。かく漢國にても。役より轉りて。投と云る。此はた此方の意と。自ら合へるなり。と云り。記云。此天皇之御世。役病多起。人民死爲盡。とあり。○本に大半の下に矣字あり。吉川惟足の自筆本にはなし。無き方まさされり。今其に據る。

六年己丑

六年。百姓流離。或有背叛。其勢難以德治之。是以晨興夕惕。請罪神祇。先是天照大神倭大國魂二神。並祭於天皇大殿之内。然畏其神勢。共住不安。

流離。通證に。中臣祓詞に。持佐須良比失。氏牟。源氏物語歌に。海にます神の助にかくらすは。鹽の八百會に佐須良邊なまし。金葉集。送りては歸れとおもひし魂の。行さすらひて今朝はなきかな。神功紀流沉。顯宗紀伶俦。訓同じ。流離詩注飄散也。と云り。言義は去退くなりと重胤云り。○倭大國魂。本に倭を和に作れり。今は中臣本熱田本類史ともに據れり。永卒本には。大倭二字に作れり。大倭を大和と和と見え。拾芥抄にもしか見えたり。書改められしは。神代口訣に。天平勝寶改爲大されは。こゝに和とあるへきよしなり。大國魂神の御事は。神代紀にも既に云へれと。なほ委くこゝに申すへし。神代紀には。大國玉神とあれと。こゝに大國魂神と作れたる。正字なり。記に大國御魂神と有は。大年神の御子にて異也。借此神

は。大國主神の御本體より。支別れさせおはし坐て。和魂大物主に相並はして。其荒魂の分身にて。別に一神にてわたらせ給へり。故大倭神社注進狀に。大倭神社在大和國山邊郡大倭邑。蓋出雲杵築大社之別宮也。傳聞大國魂神者。大己貴神之荒魂。與和魂。戮力一心。經營天下之地。建得大造之績。在大倭豐秋津國。守國家。因以號曰倭大國魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊爲神體。奉齋。とあるか如く。大國主神を主神として。左右の手足の如く。成らせおはし坐て。其御功用を補助奉。共々に其大造の績をなん。得建させおはし坐ける。同帳別社狹井神社條に。傳聞狹井神者。大己貴命之荒魂大國魂神。即當社別社也。と云事もあるを以て。其然る所以を知へきなり。さて倭と冠らせ奉るゆゑは。專天下を經營給へるに因れるなり。注進狀に。在大倭豐秋津國。守國家。因以號と有て。此倭は大八洲の全に亘る稱也。萬葉五。天地大御神等。倭大國靈。とあるも。大八洲全洲の御靈神と申義なり。○並祭云々大殿之内。重胤云。皇宮の内に齋奉らせ給へる。其元始詳ならずりけるを。注進狀に。以八尺瓊爲神體。奉齋焉。とありて。また同書家牒曰。腋上池心宮御宇天皇。元年秋七月甲寅朔。遷都於倭國葛城。丁卯天皇夢有貴人。對立殿戶。自稱大己貴命。曰。我和魂自神代鎮三諸山。而助神器之昌運也。荒魂服王身。在大殿内。爲資基之衛護。即得神教。而天照大神倭大國魂神。並祭於天皇大殿之内。とある。和魂は神代より大三輪におはし坐ける趣なり。荒魂服王身。在大殿内。とあるは。其八尺瓊を神體として。本より皇宮の内におはします由にて。其始天降の神代より以來の御事

を。託奉賜へるなり。即得神教而天照大神倭大國魂神並祭於天皇大殿之内とあるは。即ち此に先是とあるに當れる所なり。と云れたり。さて神託に。在大殿内とあるを。次に大殿之内に並祭とあるに就て思ふに。上古より大殿内には坐させとも。此より別れて。八尺瓊を以神體として。天照大神に並へて。皇宮の内に崇奉り置せ玉ふと。云るよしなるへし。○畏其神勢云々。古語拾遺にも。此時の事を記して。至于磯城瑞垣朝。漸畏神威。同殿不安。故更令齋部氏。率石凝姥神。齋天目一箇神。齋二氏。更鑄鏡造劍。以爲護身御璽。是今歲祚之日所獻神璽鏡劍也。とあり。記傳云。天照大御神の御璽鏡はしも。可與同床共殿以爲齋鏡として。授奉玉へれば。永く天皇の同御殿に。齋祭玉ふへき事なるに。如何なれば。今如此他處には遷し奉り玉ふそと云に。五年云々。六年云々の事に依て。其く神の御心を畏み危み。所思看すまゝに。若くは此二柱神の御祟にもやと。所思看じよりて。共住不安おもほせるなり。然るは同殿に令坐奉りては。自然居住に馴れて。輕易しくなるかたもあるへく。おもほえず不淨もあるまじきに非ず。凡て敬禮の自ら怠り玉ふ事あらむことを。畏みおもほせる故なへし。さてもなほ。近き大倭國內にこそ祭賜へき事なるに。垂仁天皇の御世になりて。なほ又鎮座しむへき地を。彼此と求行坐しは。又如何と云に。彼御卷に。云々然後隨神護。遷于伊勢國渡邊宮とあるを以て見れば。初殿櫃之本に坐しほとにも。先他處に遷奉れと云。御誨のありしなるへし。抑神代に。同床共殿といふ勅命はありしかとも。此御代に至て。遂には天皇の大殿をは離れ

坐て。永く伊勢國に鎮座へき幽契は。もとよりありしことなるへし。其幽致はいかにとも。凡人心に測知へきことならず。と云れたり。また重胤が説に。世記の御鎮坐の所に。皇大神倭姫命乃御夢給久。我高天原爾坐。殿戸押張。原如見。見志真伎志國宮處波是處也。鎮理定理給止覺給支。と見え。これのみならず。等由氣宮儀式帳にも。天照坐皇太神。吾高天原坐豆。見志麻岐賜志處爾。志都真利坐奴云々。と見えたる。一は珠城朝の御世。一は朝倉宮の御時の御諭なれとも。共に同じ狀に。高天原の朝廷より押齋かし。見し求玉ひし地に。鎮り定らせ玉へる由に詔玉へるは。此の同床共殿の神勅には。違はさせ玉へる如く聞ゆることなれとも。然る神勅のおはし坐なから。已に崇神天皇御世に至りて。然畏其神勢。共住不安と云は。漸く其始より志し玉へる所に。鎮り定り玉はむと。おもほしめず時の到れるにて。本より其御摸造の出來ると云も。皇大神の大御心におはしなして。其眞の御も。寫の御も。御靈に於て異らせ玉はさりければ。其を皇大宮の内に齋かせ玉ひて。天壤と無窮き。寶祚を守玉ふへき。同床共殿の神勅の信に。違はせ玉はさる御事になん有ける。然れば伊勢に鎮りおはし玉はむと云も。皇大神の始よりの大御心又も更なり。然るは則天照大神始自天降之處也。とあるに。いたく味はひあることなり。と云れたる。共に然ることなりけり。

故以天照大神。託豐鍬入姫命。祭於倭笠縫邑。仍立磯城神籬。神籬。此岐。

託豐鍬入姬命。同じ大宮の内に坐々時は。天皇御自ら齋玉ひしを。今異所に遷し奉り玉ふに就ては。朝夕に仕奉り玉ふこと得玉はぬを以て。御代官として。皇女に託し奉り玉ふなり。是即後の世に伊勢齋宮の始にはありける。さて記云。豐鍬比賣命拜祭伊勢大神之宮也とあり。記傳云。宮とも云るは。倭笠縫邑に坐しほとの宮を云なり。伊勢大御神の坐笠縫邑宮と云意に見へし。○倭笠縫邑。倭は一國の倭にはあらず。いにしへ城上城下二郡又山邊をかけて。大倭邑と云名號あり。そは倭大國魂神の御名より起れる地名なることよし。下に注進狀の文を引て。委く云るを見るへし。故此笠縫邑も。右の二郡の内に必ありぬへければ。倭笠縫とは云るなり。されど此地今詳ならず。故通證に云る説を引て注すへし。今按。舊事紀。笠縫等祖天津麻占。會々笠縫等祖天都赤麻良。笠縫部等祖天會蘇。顯宗紀。大倭者彼々茅原淺茅原。同紀歌。阿佐賦箴囉。鳴贈爾鳴須擬。神樂歌。殖槻也。田中乃杜也。杜也互布。笠乃淺茅我原爾。下文幸于神淺茅原。今城上郡笠村上方爲笠山。其野曰淺茅原。武鄉云。なほ同書に。笠山在笠村。耕業如笠。因名其野曰淺茅原。とあり。笠村有神祠。疑笠縫邑近之。又三輪村邊有茅原村。とある此等の内なるへきか。但し神樂歌の。殖槻や田中の杜。とある殖槻。大和國添下郡なり。武鄉云。續異記上三十四條。諸樂右京殖槻寺とあり。田中杜もそこにあり。輿地通志に。大和國添下郡に。秋篠里。殖槻杜。田中杜。矢田野など次たり。彼々茅原淺茅原もそこなるへし。神名帳に。同郡菅原神社。また菅田神社なども見え。行囊抄通志にも。菅原里ありて。田中杜にならへり。萬葉七に。毛婢伎奈良之思。須我波良能佐刀。とあるも此處なり。舊事紀に。會々笠縫とあるを合せて見れば。笠縫邑ことならむかとも

おほゆれと。倭といへは。なほ上に云る説ともの方なるへし。次に云ることとも考合すへし。○磯城神籬。集解云。磯下原有堅字。古語拾遺及倭姬命世記。御鎮坐傳記。共載此文而無堅字。今從之。とあるに據れり。さて磯城は石木にて。神の御座所の境域を。築堅むるをいふ。通證に堅固之美稱と云れたるあたれり。大宮の枕詞に。毛々志伎と云るも。百石木にて。大宮を美稱たる意はむなし。さて神代紀に。神籬磐境と云ること見えたる。磐境即此と同じきよしは既に云り。かくて神籬は。神代紀の注に云る如く。もと神靈の憑り鎮り坐る杜の。樹立を指ていふ名なるか。ここにては轉りて神社のこととなれり。そは大御神の御靈代なる御鏡を。鎮め奉る料なればなり。さて古語拾遺に。此時事を。就於倭笠縫邑。殊立磯城神籬。奉遷天照大神及草薙劍。令皇女豐鍬入命奉齋焉。其遷祭之夕。官人皆參。終夜宴。樂歌曰。美夜比登能。於保與須我良爾。伊佐登保志。由伎能與呂志茂。於保與須我良爾云々。と見えり。○神籬の訓注は。神代にあるへきよし。既に云り。

亦以日本大國魂神。託淳名城入姬命使祭。然淳名城入姬命髮落體瘦而不能祭。

日本大國魂神。上文にては倭大國魂とあり。されどこゝに日本とある方勝れるか如し。此御名は上に

も云る如く。倭一國の上にはあらず。全國に關れる御名號なればなり。○託は。重胤云。淳名城入姫命に託奉給へるは。皇大宮にて。此皇女の齋祭玉へりし神なる故に。其神を外處に遷奉玉へるにも。鳳玉へる者なり。と云り。○使祭。本に使字脱せり。今考本信友校本に仍る。水字本にはさてここに祭れる地を記さるへきに。たゞ祭るとのみありて。其地の見えざるは脱たるなり。其地は。式に山邊郡坐大國魂神社並名とある。其ならむと誰も思ふ事なれど。さにはあらず。そは後に遷せる社にて。其始は城上郡穴磯邑にそ有ける。注進狀に。磯城瑞籬宮御宇天皇云々。託淳名城入姫命。祭同國市磯邑。後改名曰とある即其地なり。されどこの市磯は。穴磯の誤なるへきよし。重胤説あり。其説云。同狀云。七年秋八月癸卯朔己酉。穗積臣遠祖大水口宿禰云々。奏言。昨夜夢有_二一貴人_一誨曰。以_二市磯長尾市_一爲_二祭_一倭大國魂神之主。とあるは御紀の文なるを。大物主神の御事を略きて。抄出たる者なり。此市磯長尾市と云ふ神主の名より混れて。注進狀に謂ゆる市磯邑は。穴磯邑を誤れるなるへし。其は垂仁天皇二十五年紀に。細書の一傳に是時倭大神著_二穗積臣遠祖大水口宿禰_一而誨曰云々。時天皇聞_二是言_一云々。淳名城稚姫命食_レト焉。因以定_二神地_一於穴磯邑。祠_二於大市長岡岬_一。然是淳名城稚姫命。身體悉瘦弱。以不能_レ祭。是以命_二大倭直祖長尾市宿禰_一令_レ祭。とあるは。必崇神天皇六年七年の御事の。二に別り傳はれるにて。此は垂仁天皇の御世の事には非さめり。右に淳名城稚姫命食_レトは。即此に以_二日本大國魂神_一。託_二淳名城入姫命_一令_レ祭。とある

是なり。さて穴磯は大名にして。萬葉十二に謂ゆる_{マキナクノアサシ}經向之痛足之山。式に城上郡穴師坐兵主神社。とある此地なり。大市は和名抄に。城上郡大市於保とある是にて。今案中村長尾岬は。其卷向山の尾崎なる地にて。皆相接ける所なり。是即翌七年に。亦以_二市磯長尾市_一爲_二祭_一倭大國魂神之主。とあるを云なり。若て此人名の市磯は。十市郡に出たるか。武知云。其よ長尾市は後に此神を。穴磯邑なる大市尾崎に齋祭りて。其處に住へるからの名なりけり。此を以て注進狀に。市磯邑とあるは。穴磯邑の誤にて。オホヤマト大和社の舊地なりしを知へし。其は別社狹井神社條に。傳聞狹井神者。大己貴命之荒魂大國魂神。即當社別社也。と書して。下に日本紀曰。倭大神云々命_二大倭直祖長尾市宿禰_一令_レ祭矣。所謂大市長尾岬。今狹井社地是也。とあるを思ふに。狹井神社は。初て倭大國魂神を祀らせ玉へりし舊地なるか故に。後に山邊郡に移祭られし時も。其地に其靈を留めて。祀ひおかせ玉へるものなり。借注進狀に。右に引る御紀の神託の御事をは。本社大倭神社の下に擧げ。狹井神社の所には。命_二大倭直祖長尾市宿禰_一令_レ祭矣の文を載せて。其一聯の文を。二に分記せるは。其垂仁天皇御世に至りて。即今の山邊郡大和坐大國魂神社の地には。移らせ玉ひけるものとなん。正しく所見たりける。と云り。然見る時は。此六年より。倭大國魂神のおはしましける地は。即城上郡穴磯邑なりと定むへし。さてこの穴磯邑後改名曰_二大倭邑_一と云ことも。また今の山邊郡大和オホヤマトに移らせ玉ひけることも。垂仁紀に委く云へし。○然淳名城入命姫。本に命字を脱せり。今永享本信友校本に據る。○髮落體瘦云々。

本に髮落の訓。體瘦二字を。ミヤサカミと訓へし。垂仁紀瘦弱とあり。瘦屈の略と云り。さて此は此御代の事にはあらず。垂仁天皇の御代になりての事の混れて。此に出たるものなり。其は重胤云。七年に市磯長尾市を神主と爲させ給へる御事あれとも。其は皇女の下に立て。共々に仕奉れるなり。さるを垂仁天皇二十六年丁巳に至りて。皇女は御齡高く成らせ玉へりければ。其御職を辭して。長尾市宿禰に令主玉へるなりけり。其二十五年の文に。雖天照大神於豐稻入姫命。託于倭姫命。とある。其姫命も共に同じ御時に。齋主と成て仕奉玉ひて。此にて退玉へるを合せ思ふに。此淳名城入姫命は。此崇神天皇六年己丑。凡十四五歳と見え。其より垂仁天皇二十六年丁巳迄。八十九年なれば。凡百三四歳なれば。既身體悉瘦弱以不能祭と云こと。實に叶へりと云へし。然れば淳名城入姫命の仕奉玉ひしは。大市長岡岬におはし坐し間のみにして。山邊郡に及はせ玉はさりけるにこそ。と云れたり。まことに然る言なり。猶垂仁紀に云へし。

七年庚寅

七年春二月丁丑朔辛卯。詔曰。昔我皇祖大啓鴻基。其後聖業逾高。王風轉盛。不意今當朕世。數有災害。恐朝無善政。取咎於神祇耶。蓋命神龜以極致災之所由也。

辛卯。十五日也。○轉盛。本に轉を博に作る。今信友校本水戸本に依る。○善政。永享本政下故字あり。○命神龜。龜トの事はこゝに初て見えたれと。是もまた神代に起れる者なることは。釋紀龜兆傳の文を引る因に。先師説云。此時ト者鹿ト也。此時とは天岩。龜ト者。皇孫天降之時。大詔戸命進述龜誓之後出來者。異朝亦始者鹿ト之由。有所見者。と云へれば。天孫降臨の後に出來りけむ事。此書に云るか如くなるへきを。此神龜を唯に文章の傍とのみ見る説は。委しからず。重胤云。職員令神祇官ト兆。義解云。ト灼ト龜也。兆者灼ト龜縱横之文也。凡灼ト龜ト吉凶ト者。是ト部之執業。と見え。神祇令ト食。義解に。凡ト者必先墨ト書龜。然後灼ト之兆順食ト墨。是爲トト食。とあるなどは。紀記よりは以前に出來れる書なるに。龜トを云て。鹿トを云はず。又萬葉十五に。千磐破神爾毛莫負ト部座。龜毛莫燒ト。など龜トの事を詠るは更なり。三代實錄貞觀十四年の下に。是雄壹岐島人。本姓ト部。改爲ト伊岐ト。始祖忍見足尼命。始自ト神代。供ト龜ト事。厥後子孫傳ト習祖業。備于ト部。是雄數ト之道尤究ト其要ト。日者之中可ト謂ト獨歩トと有て。龜トに供奉る事を。始自ト神代トと有る。其始を何れの神とか爲む。天兒屋根命より。繼々祖業を傳習ひて。今に至れる趣なるは。強に文飾とのみ云難きを思ふに。古事記に見えたる。石窟戸の御トの如きは。天上にての御事にて。國土にて常に行はるト較略とは。甚々異なるに依て。其事を委曲に殊更に。擧書されたるにてあるへきなり。と云れたるは然るへき説なりけり。なほ神代下卷の注に云り。考合すへし。

於是天皇乃幸于神淺茅原。而會八十萬神。以下問之。是時神明憑倭迹迹日百襲姬命。曰。天皇何憂國之不治也。若能敬祭我者。必當自平矣。天皇問曰。教如此者。誰神也。答曰。我是倭國域內所居神。名爲大物主神。時得神語。隨教祭祀。然猶於事無驗。

神淺茅原は上に云り。神と冠らせたるは。此時八十萬神を會へ玉へりしよりの名なるへし。○會八十萬神。此は八十萬神の御靈を申すなり。○倭迹々日百襲姬命は。孝靈天皇の皇女にて既に出。これを集元天皇皇女倭迹々姫命と云へるは非也。○神明憑は。神代紀に。顯神明之憑談。此云歌牟鵜可梨。とあるに據て。この三字もし。か訓へし。本の訓は。神明をカミとよみて引はなち。遊をカハリテと訓めるは。いみじきひかことなり。○敬祭我者。永享本我を神祇二字に作れり。○倭國域內所居神。この倭は一國の倭なり。神代に欲住於日本國之三諸山。とあるも同じことなり。○取胤か。一郷の倭と云れしはたかへり。○大物主神。式に大和國城上郡大神大物主神社是なり。○然猶於事。永享本然上。此に猶字なし。今永享本水戸本信友校本並河本ともに據る。考本には事の下にあり。

天皇乃沐浴齋戒。潔淨殿內而祈之。曰。朕禮神尙未盡耶。何不享之甚。

也。冀亦夢裏教之。以畢神恩。是夜夢有一貴人對立殿戶。自稱大物主神。曰。天皇勿復爲愁國之不治。是吾意也。若以吾兒大田々根子。令祭吾者。則立平矣。亦有海外之國。自當歸伏。

○沐浴は。齋川浴なり。○禮神。永享本禮を祀に作る。然るへし。○冀亦とは。前には百襲姬命に御託言有しを承て。此般は亦夢に御諭あらむことを。冀給へるなり。○夢裏。本に裏字なし。今永享本竟宴歌本水戸本並河本等に據る。○貴人は。ツマヒトと訓へし。本の訓は。紀中。縉紳。君子。良家を訓り。○大田々根子。此命の系は下に出。記に意富多々泥古。舊事記に大直禰古とも書けり。記傳云。多々は地名なるへし。神名帳に。攝津國河邊郡多太神社あり。此社多田莊の内村にあり。此多田と音より世人のよく知れる地也。此ならむか。又大和國葛上郡にも多太神社あり。泥古は尊稱にて。難波根子山背根子なと云類なり。三代實錄には。大三輪大田々根子命とあり。と云り。○亦有海外之國。此神の海外之國を領り給へること。神代紀に既に云り。記云。爾天皇愁歎而坐神牀之夜。大物主大神顯於御夢。曰。是者我之御心。故以意富多々泥古。而令祭我前者。神氣不起。國安平。とありて。海外之國云々の事はすへてなし。

秋八月癸卯朔己酉。倭迹速神淺茅原目妙姬。穗積臣遠祖大水口宿禰。伊勢麻績君。三人共同夢而奏言。昨夜夢之有一貴人。誨曰。以大田々根子命爲祭。大物主大神之主。亦以市磯長尾市爲祭。倭大國魂神之主。必天下太平矣。

己酉。七日也。○倭迹速神淺茅原目妙姬は。通證に。即上文所謂倭迹々日百襲姬命也。とあるか如くなるへし。迹速の速は。上文に依に迹字なるへし。と云る説。さも有へく聞ゆれど。本のまゝにてなほトと訓へし。またこの百襲姬命の御妹。倭迹々稚屋姬命を。記に倭飛羽矢若屋比賣命とあり。然れば此姉命をも。迹速とも申すへし。神淺茅原は。集解に。此命得神語于神淺茅原。故蓋有_二此名_一と云り。目妙姬は。上に遠津年魚眼眼妙媛と云るもあり。其と同じ意の御名なり。○大水口宿禰は。姓氏錄。左京神別穗積臣。伊香賀色雄命男。大水口宿禰之後也。とある此正説なり。伊香賀色雄命の事は既に云。しかるを舊事紀に。饒速日命三世孫。出石心大臣命の子とあるは。世次たかへる事。既に開化云るか如し。名義は地名に據れるか。式大和國城上郡水口神社。近江國甲賀郡水口神社あり。宇麻志麻治命子。彦瀲支命。淡臣命なり。此人の母。近江川宿禰は。式甲賀郡川宿禰。姓氏錄に。川宿禰阿目加伎表命四世孫。阿目夷沙比止命之後也。とあるに依ると。其族の女なり。されは同郡に水口神社あるをみれば。此大水口宿禰は。母方の縁によりて。淡路水口に住りしものとみえたり。さらは此の水

口は。近江の地名の方なるへし。さて此人は。穗積臣采女臣等祖と。舊事紀に見ゆ。○伊勢麻績君。天神本紀に。天八坂彦命。伊勢神麻績連祖。とあれど。天八坂彦命の系詳ならず。大神宮儀式類。令發解。倭姫命世麻績郷と云こと。世記に見ゆ。また此氏多氣連とも云。古語拾遺に。令長白羽神。伊勢國種麻。とあり。長白羽神は。神代に見えたる天日鷲神の御子にて。津昨見神。御兄弟。麻績の事に功の御在し坐るよしは。神代紀に云つ。さて此には名を脱したれど。伊勢國麻績祖たる事は。重胤説に。神祇令。孟夏神衣祭義解に。麻績連等績麻。以織敷和衣。以供神明と見え。大神宮式に。荒妙衣者。麻績氏織造。と有か如くなるを。其神衣祭は。皇大神宮伊勢鎮坐に就て。出来る神事にしありければ。麻績氏の未大和の京に在し程也ければ。其祖なりける事灼き者なり。神衣祭の御事は。式に伊勢國多氣郡麻績神社。和名抄郷名麻績。とある是なり。倭姫命世記に。倭姫命入坐飯野高丘宮。作之機屋。令織大神之御服。從高丘宮。而入坐磯宮。因立社於其地。曰名服織社。號麻績郷者。麻績氏人等則居此村。因以爲名也。と見えたるか如し。倍又姓氏錄左京神別に。神麻績連。天物知命之後也。とあるは。其長白羽神の裔を。一は神宮に奉りて。神衣を供奉らしめ。一は京に遣して。朝廷の神衣に供奉らしめ玉へる者にして。天神本紀に。天乳速日命。廣瀨神麻績連等祖と有れば。其本貫は。大和國廣瀨郡なりしと見ゆ。故思ふに。長白羽神天物知命は。父子の間にて。天乳速日命と。天神本紀なる天八坂彦命とは。其天物知命の子にて。伊勢と京とに別れたる其祖なるへし。續紀文武天皇二年九月。以無冠麻績豐足爲氏上。無冠大贊爲

助。進廣肆服部連佐射爲氏上。無冠功子爲助。とありて。麻績服部相並たり。此に氏上又助を。定めさせ玉へるを以て。其部の多在りけむことを曉るへし。同紀神護景雲二年二月。左京人正六位上神麻績連足麻呂子老。右京人神麻績連廣目二十六人。並賜姓宿禰。とあるに。同三年十一月。左京人神麻績宿禰足麻呂。右京人神麻績宿禰廣目等二十六人。復爲神麻績連。と見えたりは。僅に二年許の間。宿禰の姓にて有しなりけり。三代實錄に。多氣郡大領麻績連世とあり。又同書に。伊勢國多氣郡百姓。麻績部恩麻呂復本姓式に伊勢國多氣郡神祇有る是なり。○武郷云。なほ伊勢。と云れたるに。此氏のことを知へし。○昨夜の訓。キス。近長谷寺田地開録に。村上帝時少領按麻績連公あり。と云れたるに。此氏のことを知へし。○昨夜の訓。キス。履中紀にもキ爪ノヨと訓り。されと萬葉集に。伎曾母許余比母。又伎曾波。又伎賊乃夜。などあるかた儘かなれば。其によるへし。○夢之。考本之を異本裏とあり。○主。は。神主と書るに同じく。神に奉仕する主人たる人を云稱なり。祭主など云も。主の意は同じ。記に意富多々泥古命爲神主とある是なり。古昔神に仕奉る者を。神主祝部と大凡に並へ云へれど。猶其上に神主と申せるがありし事は。神功紀に。皇后選吉日入齋宮。親爲神主。中。略。請日先日教天皇者誰神也云々。とありて。これは甚々重し。記傳に。神主と云稱は。もと此段の如く。神の命を請奉る時に。其神の託て勅宣あるへき人を。初より定め設ぐる。其人を云稱にそありけむ。かくてまた。神に奉仕する人を云稱とされるも。神託のために。設くる人よりうつれるなるへし。と云れたり。伊勢大神主と云稱も。上古に政事を取れる國造の任れるを以て。此職の重き事を知へし。○市磯長尾市は。垂仁紀に。倭直祖長尾市宿禰とあり。倭直は。神

武紀なる珍彦爲倭國造とある其裔なり。珍彦より。世は。かりの裔なりけむ。市磯は。履中天皇三年に。磐余市磯池と有て。十市郡の地名なり。此に就て考るに。先祖椎根津彦即珍の賜はれる地は。この十市郡磐余市磯の北方也。より。城上郡穴磯邑。後に大磯邑と云。城下郡大和。又山邊郡の半までにて。其邊をひろく領居れりしものと見えたり。此事は次々に委く云。さて其裔として。かの市磯の所に住居れりし故に。其地名を名に冠らせしなり。長尾市はこれも。垂仁天皇二十六年下に。定神地於穴磯邑。祠大市長岡。とある其處にて。穴磯は即今城上郡卷向の穴磯なり。又穴師とも書り。此地の事も後に委く云。大市は是も和名抄同郡大市是なり。長岡岬は。重胤説に。其卷向山の尾崎なる地にて。皆接ける所なり。と云れたるか如し。さるは此人。倭大神を。此穴磯邑なる大市長尾岬に奉齋りしより。其地に留り住へるからの名なりとすへし。○倭大國魂神。本に大字脱したり。今永享本水戸本考本に據る。○之主。之字これも脱したり。これも右の本とも據る。

天皇得夢辭益歡於心。布告天下。求大田々根子。即於茅渟縣陶邑。得大田々根子。而貢之。天皇即親臨于神淺茅原。會諸王卿。及八十諸部。而問大田々根子曰。汝其誰子。對曰。父曰大物主大神。母曰

活玉依媛。陶津耳之女。亦云。奇日方天日方。武茅淳祇之女也。

布告天下。記云。是以驛使班于四方。求謂意富多々泥古一人之時云々。○茅淳縣陶邑。河内國也。さて茅淳は古ひろき名なれども。なほこゝは河内國とあるへきなり。茅淳の事は神武紀に云り。陶は式に和泉國大鳥郡陶荒田神社ある此なり。今は陶器莊と云。古和泉は河内國の内なり。通證に。寺島氏曰。大鳥郡陶器莊即此。至清和天皇之朝。陶家益多。而河内和泉兩國。相爭燒陶伐薪之山。事見三代實錄。とあり。さて記には。河内之美努村とせり。こは河内國若江郡の地名。記傳にて。異なる傳なり。美と知とは横に通音なれば。まかひて二に語傳へたるものなり。何れも古傳なるへけれど。なほ此紀の方正しかるへし。次にいふ。○汝其誰子。大物主大神の御海に。たゞ大田々根子とのみ詔ひて。誰子とも知られねは。今かく御自問玉ふなり。記の趣もあなし。○父曰大物主大神。は眞の御父と見るへからず。御父方の意に見へし。母もあなし。神代紀に。大三輪之神此神之子即甘茂君大三輪君等とあり。かく語傳へたるは。古は父母をも先祖をも。通はして淤夜と云りしよりの混ひなり。此等のこと。既に云つ。記云。爾天皇問賜之。汝者誰子也。答曰。僕者大物主大神。娶陶津耳命之女活玉依媛。生子名櫛御方命之子。飯肩巢見命之子。建敷稚命之子。僕意富多々泥古白。とあり。記傳云。此に云る如くにては。意富多々泥古命は。大物主大神の四世孫なるを。姓氏錄には。五世孫神人。大國主命五世孫。大田々根子命之後也とあり。とあるは。傳の異なるか。又大物主大神より計へて云るか。古へ世次を然數へて云る例も

あれはなり。さて此世次の事。書紀には云々。又姓氏錄舊事紀に。まきらはしきことともあり。此記そ正しかりける。と云れたれど。この説は誤にて。偏に記をのみ正しとおもはれたるものなり。まこと神代紀に。大三輪之神。此神之子云々三輪君。とあるところに。委く辨へ云りしか如く。地神本紀また大三輪鎮坐次第に出たる世系の如く。大物主神の御子櫛日方命。其子武飯勝命。其子武甕尻命。其子武甕依命。其子武御氣主命。其子武飯片隅命。其子即大田々根子命にて。大物主神には七世孫なり。姓氏錄大和神別。和仁古宗形君條に。武飯片隅命の兄。阿田賀田須命を。大國主命六世孫とある。よくあへり。阿田賀田須命は。大田々根子命の伯父に當ればなり。それをこゝには。父曰大物主大神と語り傳へしは。すなはち上に云るか如き意也。なほ次に云る條々を見るへし。○活玉依媛。名義。容貌の麗しきを稱へたるなり。さて此人は。右に引る記に。陶津耳命之女活玉依媛とあり。舊事紀には。大陶は陶邑によれる名と通ゆ。此によらば。陶邑とある。紀傳の方。正しかるへし。地神本紀云。大己貴神乘天羽車大鷲而覓妻。下子到于茅淳縣。娶大陶祇女子活玉依媛爲妻。とあり。さて此媛もまた遠祖を申せるなり。まことの母にはあらず。○亦云。永享本云を日に作れり。されと亦曰は大字の例なれば。本のまゝにてよろし。記傳云。此は別に一の傳を擧たるなれば。必細書なるへきに。本に大書に書つゝけたるはいかゞ。大書にては。大田々根子の申す詞になるなり。己か祖を申すに。異説あるへき物かは。と云れたる然る説なり。集解にも據例改爲小書とあり。今もそれに據る。○奇日方天日方武茅淳祇之女。集解云。按此説蓋父曰奇日方天日方。母武茅淳祇之女也。と云るよろし。ざるを記傳に。此は活玉依媛の父の異傳にて。一人の名なるを。二に分て。奇日方天日方をは。女の名と心得るも非なり。と云れ

たるいか。奇日方天日方命は。武茅淳祇は本より別にて。活玉依姫の父に。さて奇日方天日方は。地神本紀に。事代主神化ニ爲八尋熊鷹。通ニ島溝杭女活玉依姫。生兒天日方奇日方命。とありて。事代主神の御子なり。此は正しき傳なり。他の古書にも合。されとなほ此は。大物主大神の御子。櫛御方命と。奇日方命と。御名のいとよく似たるより。事代主神の御系と混ひ來しものにて。まことには父曰ニ櫛御方命とあるべきなり。かにかくに。事代主神の統は。こゝによしなし。天日方奇日方命は。決て此に出へからず。なほ女々に。武茅淳祇は。外に考なし。記傳に。陶津耳にあたりと云れたれど。たしかならず。思ふに陶津耳命の女。活玉依姫は。大物主命の御妃なれば。櫛御方命の爲には母にあたり坐れば。こゝに叶はず。なほよく考へし。○此大田々根子の世系甚まきはし。既に神代紀に委く云れど。其文を引出てこゝにも辨ふへし。まつ地神本紀に。事代主神活玉依姫に娶て生兒。天日方奇日方命とあるは。上にも云る如く。大田々根子の世系には。更に關係する事なければ。此は非傳なり。奇日方天日方命と。櫛御方命と。さて右の次に。天日方奇日方命。亦名阿多都久志尼命。兒健飯勝命とあれども。健飯勝命は。櫛御方命の子なれば。天日方命の御子とせるは是も誤なり。次に健飯勝命子。健飯尻命亦名健甕槌命。亦云健甕。とある。此を記に大物主大神の曾孫にて。意富多々泥古の父とあれど。まことには。この本紀の世數を正しとすへし。次に健甕尻命。子豐御氣主命。亦名健甕依命。此より。以下三世記にはなし。次に豐御氣主命。子大御氣主命。次に大御氣主命子。兄阿田賀田須命。此命を。姓氏錄大和神別。和仁古。大國主神六世孫。阿太賀田須命之後。また河内に宗形君。大國主命六世孫。阿田片

明命之後。とある。次弟健飯賀田須命。この健飯賀田須命。鴨部美良姫爲妻。生一男。大田々禰古命。とあるよく叶へり。此は記とは異なるか如くなれども。甚詳かなり。必正しき傳なるへし。かくて姓氏錄攝津國神別。神人。大國主命五世孫。大田々根子命之後也。また神直。同上。また未定に。三歳祝。大物主神五世孫。意富太多根子命之後也。とあるは世數足らはず。此は記と同く誤の傳なるへし。

天皇曰。朕當榮樂。乃ト使物部連祖伊香色雄爲神班物者吉之。又ト便祭他神不吉。十一月壬申朔己卯。命伊香色雄。而以物部八十手所作祭神之物。即以大田田根子爲祭大物主大神之主。又以長尾市爲祭倭大國魂神之主。然後ト祭他神吉焉。便別祭八十萬群神。仍定天社國社及神地神戶。於是疫病始息。國內漸謐。五穀既成。百姓饒之。

朕當榮樂。記云。於是天皇大歡。以詔之天下平民榮。とあり。こゝの文。記傳にも云れたる如く。聊文足らぬこととす。○伊香色雄は。名義は御姊伊香色謎命の下に云り。其處にも云る如く。此人の物

部連の祖なることは。舊事紀五なる。此氏の世系に詳に見え。又姓氏錄種積朝臣條に。石上同祖。神饒速日命五世孫。伊香色雄命之後也。と見えたり。さて此人は。天皇の御舅ミヘカミノミコにぞ坐ける。○神班物者。記傳にミテグラアガツヒトと訓れたるよろし。ミテクラ即神物也。次に物部八十手所作祭神之物。とある是なり。其を班つとは。此命の奉ウツマヒはりて。大物主大神と。倭大國魂神に班ち奉るなり。猶次に云へし。○便祭他神。永享本便を使に作り記傳云。此文の趣聊まきはしくして。分明しからざる書さまなり。看む人よくせずは。主意を失ひつへし。故今つはらに解む。まづ他神とは。大物主大神及倭大國御魂神との二柱に對へて。其餘の諸の天社國社の神等を云るなり。さて伊香色雄命に仰せて。供神物を掌り造備へて。神々を祭り賜はむとするに。先彼二柱神を。第一に祭り賜ふべきことなるに。然もあらずて。他神を祭らむことをトはしめ玉へるに。吉からさりしなり。故先彼二神を祭り玉へるなり。武部云。大田々根子命を。神主として祭らざる故に。他神を祭るは宜しからざるなり。然後に。他神の祭りの事をトつるに。吉かりしなり。ト便祭他神。不吉と云ひ。然後ト祭他神。吉と云る便字と。然後字とに心を着て看へし。そもく大物主大神は。八百萬神を主帥ヒキサて。皇朝を守護奉り玉ふ大神に坐せは。然もあるべきことなり。又倭大國御魂神も。皇大宮敷坐大倭國の國御魂神にし坐せは。此又さもあるべきことなり。と云り。但し皇大宮敷坐大國に於ける大倭國なるを。○十一月の一字。考本に一本二とあり。此事云。○壬申朔己卯。本にはたゞ丁卯の二字のみあり。今は永享本及集解による。集解云。原作十一月丁卯五字。熱田本作十一月丁卯朔

己卯。武部云。今の熱田本には見えず。以長曆推之。十一月朔得壬申。日得己卯。故改朔日。餘從熱田本。と云り。又按ふに。水戸本に云く。按長曆十一月大壬申朔元丁卯。十二月小壬寅朔。丁卯二十六日也。一字當作二とあり。上に引る考一本には十二月とあるにあり。既に大日本史にも己卯に改めて。注云。今推二千支。據ト部兼永本訂之。とあり。己卯は八日なり。○物部八十手作云々。記には作天之八十毘羅訶云々とあり。其八十毘羅訶を作れるは。即この物部八十手なり。さて物部と云者は。柔くは物部連の下記傳にも云れたる如く。一部の武士にて。其は上代に殊に勇て。武事の勝れたる輩なりし故に。其部を殊に武士部モヒツとは名けられしなり。されは此の物部は。姓にはあらず。物部の人を云なり。八十手は。通證に稱其多也とも。集解に猶言八十人。ともあるか如にて。萬葉に母能々布之。八十伴結。また八十氏人。又八十乃總。また八十心。なとよめるいづれもおなじ。手とは其作れる毘羅訶に付て云る號なり。手して作れるを。手人と云る是也。されは此は。多くの人の手以て作れる。祭神の物なり。粟田寛云。神班物は。釋紀に。兼方按之。症。幣帛之人也。と云る如く。八十手か作れる祭神之物も。即彼の船祭の物を造らしめしにやあらん。其は拾遺に。太玉命の諸品部を率て。種々物を造らしめし例なり。と云り。○祭神之物の下。拜祭二字など脱たるなるへし。記にも以意富多々泥古命ニイフタタカ爲三神主云々。又仰伊迦賀色許男命イカガシコノヲノ作天之八十毘羅訶云々と。一事を二段に記されたる。此も即それにて。命伊香色雄イカガシコ而云々拜祭。即以大田々根子云々。又以長尾市云々とある。其意に見へし。されはことに拜祭と。暫く句を切て。其即次なる大物主大神倭大神を祭る事の内になることは。云まくも更なり。○以大田々根子云々。記云。即以意富多々泥古命ニイフタタカ爲三神主而。於御諸山ミヤノ拜祭意富美和之大神前ニイフタタカノオホノカミノマエとあり。さて此命三輪君等之始祖とされるも。此大神を拜祭れるより

起れり。姓氏錄山城神別。神宮部造。葛城猪石岡天下神天破命之後也。六世孫吉足日命。磯城瑞籬宮御宇崇神天皇御世。天下有災。因遣吉足日命。令齋祭大物主神。災異即止。天皇詔曰。消天下災。百姓得福。自今以後。可爲宮能賣神。仍賜姓宮能賣公。然後庚午年籍。註神宮部造。と云ることあり。此人は大田々根子命に副て。祭れりし人なとにやありけん。と記傳に云り。大三輪三社續座次第。按上池心宮御宇天皇御世。神明憑吉足日命。曰云。其は其御世に。吉足日命を以て令齋祭玉へりしかとも。又此御世に。意多々泥古命を以。祭らせ玉はむ事を。請坐るとおほしきを。猶記共。其事を載さるに。心を著へし。と云り。大倭神社注進狀にも。孝昭天皇元年六月甲寅朔丁卯のこと。とせり。○以長尾市云々。此大神の坐所は。城上郡穴磯邑。今狹井社地なること。上に次々云るか如し。さて後に。今の山邊郡大和郷に移らせ玉ひける事は。垂仁紀に云へし。さて此長尾市。己か所轄の地に。大倭大神を齋奉り。即神主となりて。後まで此氏人相傳へて。以祭ける事は。幽き契のある事なるへし。其物に見えたるは。續紀六に。和銅六年二月以從五位下大倭忌寸五百足爲氏上。令主神祭。大倭大と見え。また天平九年十一月大倭忌寸小東人。同水守二人。賜姓宿禰。自餘族人連姓。爲有神宣也。など見えたり。○便別。記傳云。別とは先大物主大神と。倭大國魂神の祀を定めて。然後又別にと云ことなり。○八十萬群神は。記に於坂之御尾神。及河瀬神。悉無遺忘。以奉幣帛也。とあり。○天社國社は。天社地社とも書るところあり。記には天神地祇之社とあり。記傳云。和名抄に。天神和名安萬豆夜之呂。地祇和名久爾豆加三。或夜之路。こは天神の方をも。安萬豆加三。或夜之呂。云へきことなり。正しからぬ書しさまなり。萬葉二十に。阿米都知乃加美とあり。神祇令に。凡天神地祇者。神

祇官。皆依常典祭之。また凡天皇即位總祭天神地祇。義解に。謂天神者。伊勢。山城。鴨。住吉。出雲國造。齋神等類是也。地祇者。大神。大倭。葛木。鴨。出雲。大汝神等類是也。出雲國造齋神とは。出雲熊野を云るにて。須佐之男御なり。大汝神とは。杵築の大社とあり。天神とは。天に坐ます神。又天より降坐る神を申し。地祇とは。此國土に生坐る神を申すなり。令集解に。疏曰。自天而下坐曰神也。就地面而坐曰地祇也。云云。謂と云ること總ならず。と云り。○定。記には定奉とあり。記傳云。此は本より其社は有なから。假そめなる。或は荒なとせるを新めて。善く修理成し。定めを立て祭り賜ふなるへし。定とは祭の式のみにも非ず。祭るへき社々をも。定め玉へるならむ。後世に神祇官の帳に載せて。祭る社を定められたることは。此時より始まり。と云り。龍田風神祭詞に。神等乎波。天社國社止忘事無久。遺事無久。稱辭竟奉止云々。とあり。天社國社の下。定奉氏と云る詞をこめし物なるべし。さて定とは。天神と地祇とに附て。祭典に替りある事のやうにも見えたり。よく考へし。○神地神戶。神地は即後に所謂神領にて。神戶は其神領に附る民戶なり。倭名抄に。諸國鄉名に神戶と云かあるは。即皆是なり。この神地神戶の。神代よりありし神祇令。凡神戶調庸及田租者。並充下造神宮。及供神調度とあるにて。神地神戶を定められし所由。明らかし。なほ神戶の事は。臨時祭式。また三代格寛平六年六月一日の官符。續紀等にも見えたり。○於是疫病始息云々。記云。因此而役氣悉息。國家安平也。とあり。又其下にも。天下太平。人民富榮と見えたり。○饒之。永享本竟宴歌集に。之を足に作る。されと之字にてあしからず。仁徳紀十四年百軒寬饒之。無凶年之患。ともあり

八年夏四月庚子朔乙卯。以高橋邑人活日爲大神之掌酒。掌酒。此云佐介彌吉。

乙卯。十六日也。此日の事は次條に云。○高橋邑は。式に大和國添上郡高橋神社あり。されど此地も社も今詳ならず。大和志に在八條邑屬枕川東。といへるは。いみじき社類なり。武烈紀歌に。石上振を過ぎ。舉摩摩矩羅。拖箇播志須擬。もサハの多に。大宅過き。春日の。春日を過ぎ云々。とあるに依に。石上と春日の間の地名なることは知られたり。大宅も今は詳ならず。萬葉十二に。石上振之高橋高々爾。妹之將待夜曾深去家留。とあるに依れば。なほ石上の地なりけり。姓氏錄に高橋朝臣と云もあり。○活日は。何となき稱名か。はた次の歌に。伊句臂佐とあるより號たる名か。知かたし。○大神は。前文に大物主大神とあるを承て。書れたるなるべく。即大三輪にて。大神神社なり。重胤云。此に大神の字二處に出たる。上なるは本に。オホウムワと訓るは。オホミツを訛れるなり。次なるは其祭神を指るにて。即上に謂ゆる大物主大神の御事を。申し奉れるなり。大三輪を大神と書るよしは。大和一國の中にて。並ひなく尊き大神として。朝廷より崇奉らせ給へるは。此大三輪大神なるに依て。換て大神の字と成し。義を以て知らせたるなり。と云れたり。さて三輪といふ名義は。記の傳へは。あれども。神酒より出たるなること。次に云へし。○掌酒は。酒人に醸酒之事。とある朝廷の事なれども。義は同じ。さて此社に。掌酒をおかれし事も次に云へし。

冬十二月丙申朔乙卯。天皇以大田々根子。令祭大神。是日活日自舉神酒。獻天皇。仍歌之曰。許能瀨杵破。和餓瀨杵那羅孺。椰磨等那殊。於朋望能農之能。介瀨之瀨杵。伊句臂佐伊句臂佐。

乙卯。二十日なり。重胤云。これ四月十二月上卯日。大神祭の起なり。鎮坐次第に。卯日祭者。夏四月冬十月上卯日。若有三卯時。中卯日行之。とあり。右の卯日と云中にも。乙卯を殊に取れり見え。紀十二月なるは。上卯に有へきを。下卯に祭られ。又同次第に。磐余イカサ。瓊栗ユカサ。宮御宇なる御祈も。天皇元年冬十月乙卯日也とあり。如此止事无き御祭なるか。神祇令貞觀儀式延喜式江次第等に。被載さるは。已く朝廷より。幣物を被奉ることば停なからも。其社には往古よりの例のまゝに行へる者なり。如此天皇を始奉て。官々の人等も。其祭場に集會て。甚しき祭なりしに依てこそ。紀には被載けめとも。後には廢絶たる者なり。此年四月には卯日三有り。乙卯は十六日に當りて中卯なり。十二月には卯日二有て。乙卯は二十日にて。此は下卯なるか例と成れる者なり。凡ての神祭は。其祭初たる日を取て。後の例と爲る者のことなり。然るに公事根源に。此祭は貞觀の頃より始りけるにやと有は。深くも右を取られざる説なり。神功紀に。秋九月庚午朔乙卯。立大三輪社。以奉刀矛。とあり。此は筑前國にてのことなれども。卯日を以て祭らるる例なり。○神酒を。本にミ禾ともミキともよめり。通證に。私記曰。神酒和語云美和。萬葉集舒明紀訓同。盖味酒三輪之義也。と云り。播磨風土記に。宍粟郡伊和村。本名神酒大神醸酒此村。故云神酒村。又云於和村云

々。と云事ある。本名神酒と云事は。土佐國風土記に。神河訓三輪川。源出北山之中。屆于伊豫國。水清故爲大神釀酒也。用此河水。故爲三河名也。と見えたるは。其土佐郡の故事なるに。和名抄幡多郡宇和郷有り。伊豫國にも。宇和郡宇和郷有るも。美和より宇和と轉れるなりけり。三代實錄。仁和元年二月。伊豫國正六位上宇和津彦神從五位下。とあるも。其美和神に坐事を知て。立歸て又此文を見るに。伊和は實に美和の轉れるなりけり。此は大和國の三輪と唱を分て。神にも稱奉り。地名にも負せたる者とみえたり。故此伊和は。大神の出雲よりおはしまして。此邊の諸國を造らせおはします爲に。宮柱太高敷せ玉ふ御里なるか故に。伊和大神と稱奉り。此に付て后神を。伊和都比賣神と稱奉りしなりけり。式六粟郡伊和坐大名持御魂神社名神おはします。是即伊和大神の本宮になん渡らせ玉へりける。一宮記に。大己貴命御魂と出たり。又防縣郡伊和郷におはします。附める地社は。當宮の別社に渡らせ玉へりて。命天宮御世に。伊和若等か徒住る時に。供奉る神社に坐り。と云り。されは上古に酒の事を。美和とも伊和とも宇和とも云し也けり。もと酒器より出たる名にて。ミツと云を。自ら神酒に轉したるなり。なほ風土記なる上文のつゞきに。又云。於和村。大神國作訖以後。三輪の地名も。神酒より起りしものなる事決し。なほ次々に云へし。○許能瀨積波。和饒瀨積那羅摺。此御酒者非吾御酒。吾釀て献る御酒には有すと。神に委ぬて白せるなり。神功紀御歌にも。此御酒者吾御酒ならず。樂之神常世に坐す。石立す少御神の。云々奉り來し御酒ぞ。とあると同じ言様なり。瀨積は。或説に。瀨は美山美空などの美。積は白酒黒酒等の積なり。是酒の本語にして。食に分ちたる言とこ

そ聞えたれ。萬葉二に。御食向木麴之宮。御食に向ふ。酒と云積也。とよみて。信に物も食の變化。言も食の轉用たるなれば。是を佐氣とも云。佐氣は汁食。志流は須と約れるを。の義なり。祈年祭祝詞に。八束穗能伊加志穗爾。皇神等能依佐志奉者。千類八百類爾。奉置氏。魂閉高知。魂腹滿雙豆。汁爾母類爾母。稱辭竟奉牟。とある。此汁は酒を云。類は食を云るを以知へし。と云り。○椰磨等那殊は。大倭作なり。此椰磨等は。大日本全國の號にはあらず。上七年に此神の御言に。我是倭國域内所居神。と詔へるに同じ。大和一國の名也。そは此國をは。殊に御心入て作り玉へること。風土記等にも見えたれば。大倭造すと稱へ申し。倭大物主神とも申せるなり。○介瀨之瀨積。釀し御酒なり。○伊句臂佐伊句臂佐。幾久幾久なり。一首の意は。此献る御酒は。掌酒の。吾釀たる酒にはあらず。此大倭國を造成して。皇御孫命の鎮坐む國と。献れるうへに。長き代までの大御身の。守護神とさへ成り玉ふ。大物主神の献り玉ふ。御酒なれば。幾久しく御壽永く。遠御食の長御饌と。聞し食せとなり。さて幾久に己が名を讀入れて。折返し祝たるなり。

如此歌之。宴于神宮。即宴竟之。諸大夫等歌之曰。宇磨佐開。瀨和能等能々。阿佐妬瑠毛。伊弟氏由介那。瀨和能等能渡塙。於茲天皇歌之曰。

宇磨佐階。瀨和能等能能。阿佐妬珥毛。於辭寐羅箇禰。瀨和能等能渡鳥。即開神宮門而幸行之。所謂大田々根子。今三輪君等之始祖也。

神宮は。即三輪神殿なり。○諸大夫は。陪從の卿等なり。

公式令に於て大政官。三位以上稱大夫云々。司及中國以下五位稱大夫。とあるは後の事なり。○宇

磨佐開。美酒なり。瀨和とつくる意は。右の如く古へ酒を瀨和とも云るか。此社に掌酒を置れて。其美酒を掌らしめ給ふ。其即大物主神の釀り給ふ御酒なるよしを以て。神御名にも稱へ奉り。移りて

は地名ともなれるなり。此掌酒絶て後も。三輪は世々酒に名ある處なりしこと。此彼の書ともに見えたるは。みな此の古事に基つけるなり。通説にも。按酒家以杉枝爲酒。二諸とも神奈備とも稱すに就て。萬葉などには。味酒三諸とも。神奈備とも連けたるは。みな此大神の酒を釀りたまふよしなり。其中に味酒乎と。乎をそへたるもあるは。御佩刀乎。劍池之。春日乎。春日山之。と置く類にして。乎は此も之の意なれば。味酒之三輪と言出たるなり。○瀨和能等能々。阿佐妬珥毛。三輪殿之朝戸にもなり。朝戸は。恒に朝戸出と云か如く。朝に開く戸を云なり。さて其朝戸開く時にも云意なり。○伊弟豆由介那。出而欲行なり。那は然爲むと云事を。たしかに云居る時に云辭なり。されは切迫なる意もあるより。自ら歎く義をも含めり。たゞ大凡に。自佗の上に卒と云とは異り

あり。○瀨和能等能渡鳥。三輪之殿戸をなり。或人云。記仁徳條に。前殿戸後殿戸。また殿戸の闕上。などあるは。戸もし輕し。萬葉十八に。ぬしの等能度爾とあるも同じ。大方は出入につけて云り。一首の意は。今日の宴の娛しくあかねは。夜の限りは立歸らし。今夜明て。此三輪の殿戸の。朝戸遣にもならは。其時に罷てな。其三輪の殿戸をは。と云なり。と云り。○天皇歌之曰。右の諸大夫等の歌を。受入所聞看せる大御歌なり。○於辭寐羅箇禰。押開かねにて。禰は乞望辭なり○瀨和能等能渡鳥。本に鳥を焉に誤れり。今は中臣本水戸本及通證に。鳥とあるに據る。一首の意は。汝等夜の限りは。飲あかして。朝戸明る時ならずては還らしといへる。理にて。まことに御酒の甘く。宴の樂しければ。よもすから飲明して。汝等か白せる如く。朝戸遣にもならは。押開き退出てな。朕も然乞望と詔ふなり。○即開神宮は。右の大御歌に事を譲りて。其大御歌の如く。終夜宴し玉ひて。夜の明る即ち神宮門の戸を開きて。幸行せりとなり。この幸行は還幸を申すなり。○所謂大田々根子云々。三輪君の事は神代紀に既に云り。舊事紀四に。大田々根古命の子。大御氣持命。其子大鴨積命。次大友主命。此命。磯城瑞籬朝御世賜大神君姓。と云り。三代實錄四に。大神朝臣庸主云々自言。大三輪大田々根子之後云々。六に。眞神田朝臣全雄。賜姓大神朝臣。大三輪大田々根子命之後也。など見えたり。

九年春三月甲子朔戊寅。天皇夢有^ニ神人^{カミ}誨^テ之曰。以^ニ赤盾八枚^{アカタテヤツ}赤矛八竿^{アカホコヤ}。祠^ニ墨坂神^{スミザカノカミ}。亦以^ニ黑盾八枚^{クワシタテヤツ}黑矛八竿^{クワシホコヤ}。祠^ニ大坂神^{オホサカノカミ}。夏四月甲午朔己酉。依^ニ夢之教^{ユメノノシ}。祭^ヒ墨坂神大坂神^{スミザカノカミオホサカノカミ}。

戊寅。十五日也。○夢有神人誨。この御夢は。次に引る龍田風神祭詞に。皇御孫命大御夢爾悟奉久とある度の事なり。次に云。○赤盾赤矛。黒盾黒矛。記に赤色楯矛。黒色楯矛とあり。記傳云。赤黒の色は。何の故にか知られず。書紀に依るに。此も神の御誨なれば。深き故あることなるへし。さて兵器を神社に奉り玉ふことは。垂仁巻に。二十七年八月。令^ニ祠官^ニ卜^ニ兵器爲^ニ神幣^ニ吉之^ニ。故弓矢楯刀納^ニ諸神之社^ニ云々。蓋兵器祭^ニ神祇^ニ。始興^ニ於是時^ニ也。始興^ニ於此時^ニ也といひか。既に此^ニ神功卷^ニに。云々。立^ニ大三輪社^ニ以奉^ニ刀矛^ニ。など見えて。後々まで恒の事也。三代實錄十に。石清水八幡宮に。楯矛并御鞍を奉賜ふ告文などあるを思ふに。有か中に如此楯矛をしも。殊に重くして奉り賜ふことは。此御代の此の例の。次第に傳はり來たるものなるへし。と云り。さて八枚八竿は。字のまゝに訓すして。たゞ八箇の意に見へし。○墨坂神。墨坂のことは。神武紀に云り。大和國宇陀郡なり。記傳云。此處に祠る神は。後に何れの社と云こと分明しからず。故今考ふるに。帳に大和國宇太郡宇太水分神社。大月次とある是を新嘗

るへし。三代實錄に。以觀元年正月奉^ニ授^ニ正五位下。其故は。まつ上代より嚴重く祭祀り賜ふ神の。中古に其社の絶て無るへき由なれば。必神名帳に載れる。宇陀郡十七座の内なるへきを。其中に大社は。たゞ此水分社のみなればなり。さて此社。今世下井足村と云に在て。萩原と近隣なれば。地もよく叶へり。武郷云。墨坂は萩原又龍田風神祭祠に依て思ふに。此水垣御世に。如此殊に祭り玉へる神等は。祈年の爲なりけんを。祀にることのみあれども。彼祝詞などに依るに。凶年も續さしなり。凡て祈年には處々の水分神。山口神を祭給ふ例にて。祈年祭又月次祭の祝詞にも。殊に山口坐皇神等能前爾白久云々。水分坐皇神等能前爾白久。吉野宇陀郡都祁葛木登。御名者白豆云々。と並言へると。此に大坂神^{大坂山口}と並へて。祭賜ふことを思へし。三代實錄貞觀元年九月風雨の御祈に。遣^シ使奉幣^シ四十五社の中。多くは山口神と水分神とにて。其中にも。大坂山口神。宇陀水分神も入れり。右の趣共をよく考るに。墨坂神と申すは。宇陀水分神社なる事決し。雄略卷七年云々。朕欲^シ見^ニ三諸岳神之形^ニ云々。或云菟田墨坂神也。と云り。○大坂神。大坂は和名抄大和國葛上郡大坂郷とある地にて。古此地より。河内國へ越る大道にあたる山口なり。なほ此地の事は。下の補安産の處に云り。神は帳に大和國葛下郡大坂山口神社。大月次新嘗。三代實錄貞觀元年正月奉^ニ授^ニ正五位下。とある是なり。葛上葛下と。郡の異なるは。堀近ければ。別には非ず。今穴蒸村と云にあり。俗に牛頭天王と云。此處穴蒸と。河内國石川郡に越る山道なり。○夏字。本に脱せり。今水戸本考本信友校本に據て補。○甲午。本に午を子に作る。今水戸本信友校本による。○己酉。十六日也。○祭墨坂神大坂神。龍田風神祭祝詞に。龍田爾稱辭^ニ皇神乃前爾白久。志貴烏爾。大八島國知志。皇御孫命乃。遠御膳乃長御膳止云々。

五穀物乎始豆。天下乃公民乃。作物乎。草乃片葉爾至萬豆不成。一年二年爾不在。歲真尼久傷。故爾云々。是以皇御孫命大御夢爾悟奉久。天下乃公民乃。作物乎。惡風荒水爾相。都都不成傷。波。我御名波天乃御柱乃命。國乃御柱命止。御名者悟奉豆。吾前爾奉年幣帛者云々。御服者明妙照妙和妙荒妙五色乃物。楯戈御馬爾爾鞍具氏。品々乃幣帛備氏。武郷云。此文に楯戈の事あるにて。此御世に兵器を神に奉りしことありし。たしかなる証なり。但し赤黒の楯戈を好み玉ひしは。墨坂神大坂神なり。吾宮者朝日乃日向處。夕日乃日隱處乃。龍田能立野爾小野爾。吾宮波定奉豆云々。成幸。閑奉年止。悟奉支。是以。皇神乃辭教悟奉處仁。宮柱定奉氏云々。記傳云。此に志貴島爾と云より。宮柱定奉氏と云まては。皆此水垣宮の御世の事なり。此祝詞を。此處に思合するに。今墨坂大坂神を。別に祭玉ふも。此龍田の類にて。年穀のためにそありける。と云り。さて記にはなほ此餘にも。又於坂之御尾神及河瀬神。悉無遺忘。以奉幣帛也。因此而役氣悉息。國家安平也。とあり。重胤云。右の祝詞なる大御夢爾悟奉久は。此九年の天皇夢有三人一誨之曰。とある度の事なるべきなり。然るは此前文に。神等乎波。天社國社止。忘事無久遺事無久。稱辭竟奉止。思志行須乎。と有は。七年十一月に。便別祭八十萬群神。仍定天社國社及神地神戶。と有此に當れば。必此九年三月なるべきを。古事記に。定奉天神地祇之社。と有て。其次に。又於宇陀墨坂神。祭赤色楯矛。又於大坂神。祭黑色楯矛。此は水分神也。記傳の。又於坂之御尾神及河瀬神。悉無遺忘。以奉幣帛也。とある。坂之御尾神。及河瀬神を祀られしは。紀に對致ふべき所をけれとも。熟思ふに。坂之御尾神は御縣神に當り。河瀬神は大忌神に

當れるは。武郷云。縣縣の界は。必山坂なるへければ。此説よく當れり。河瀬神の大忌神ならむと云は。或瀬川合と云に同じければこれ叶へり。又云。川瀬神は水口神なるへし。大忌神祝詞見るへし。其御縣山口神等の。大忌神に屬て。祀られ給ふと。此風神と大忌神と。當昔より同日の祭にて。相共に預給ふことなれば。此彼より致て。此大御夢の御論は。此九年三月の度ならむとは。思定けるなり。と云り。

十年癸巳

十年秋七月丙戌朔己酉。詔群卿曰。導民之本。在於教化也。今既禮神祇。災害皆耗。然遠荒人等。猶不受正朔。是未習王化耳。其選群卿。遣于四方。令知朕憲。

己酉。廿四日也。○教化。續紀天平元年詔云。教賜。於毛夫氣賜。又十五年詔云。教賜比趣賜布。趣。面也。與背向反對。と通證に云り。○正朔は。漢文の飾のみ。本に能利と訓るよろし。御法なり。漢籍王者受命必改正朔。との文に泥むべからず。○憲字。考本信友本及釋紀とも。何れも意と作り。其方義勝れり。

九月丙戌朔甲午。以大彥命遣北陸。武渟川別遣東海。吉備津彥遣西道。丹波道主命遣丹波。因以詔之曰。若有不受教者。乃舉兵伐之。既

而共授印綬爲將軍

甲午。九日也。○大彥命は。孝元天皇第一皇子。至此百二十歳許。と集解に云り。猶重胤説に。按ふに孝元天皇紀に。第一曰大彥命とありて。第二は開化天皇也。其二十二年に。立太子の御事有て。年十六と見えたるは。其開化天皇は。七年癸巳の降誕なり。然るに其同じ七年に。立后の御事おはしましければ。其時に生坐るに就て。儲位に昇玉へるを。大彥命は其御兄には當らせ玉へれども。實は未天位に即玉はさりし以前の御子なるから。其長子には坐せども。儲君には立玉はさりしなるへし。故熟考るに。大御父孝元天皇は。孝靈天皇二十六年丙子に。十九歳にて皇太子に立玉へる由見えたるは。其十八年戊子の降誕にて。即位元年丁亥には。六十歳にわたらせ玉へり。若て記水垣宮段に。武埴安彥命のことを。大彥命に。汝之庶兄とあれば。此御子を三十歳位の時と見て。其爲には弟なる大彥命を。凡四十歳許の御子と見るへし。此時皇后をも。二十歳許と見るへし。かくまて假に大彥命を。孝靈天皇五十四年甲子の程と見て計ふるに。今年凡百五十歳計の人なるに。將軍として征伐に向はれしこと。猶盛なりし故なめり。と云れたり。○北陸は。本にクスガノミチと訓り。又紀中。クニクスガノミチ。又クルガノミチとも訓り。いつれもクスガの訛れるなり。また西宮記に。キタノミチ。ヤマノミチとも訓り。ヤマノミチは。東山道の訓のあやまりて入たるなり。陸の道と云事にて。海道に對へたるなり。されど此は記に。大毘古命者遣高志道とある方。上古のさまなり。なほ此事次に云。此に東海北陸

などあるは。後に出來たる名を以て。記されたる物にして。當昔の名には非し。○武淳川別。記に大毘古命之子。建沼河命者。阿倍臣等之祖とあり。淳川は。神淨名川耳尊の御名と同じかるへし。○東海。本にウメツミチとあるは。即海道ウメツミチの轉訛せるなり。然よめる處もあり。又ウヘツミチとも訓り。西宮記北山抄にも。にて。ウアヘツミチなるへし。またヒムカシノ。記には建沼河別命者遣東方十二道云々とある。其時のさまなり。十二道は十二國を云なり。國造本紀に東方十二國とあり。此事次に記傳云。十二は何れの國々を合せたる數にか。今さたかに知かれし。されど試に云はく。伊勢伊賀志摩は。此國に屬へし。尾張參河遠江駿河甲斐伊豆相模武藏總上總下總なり。安房は。後には東海道には入されども。下文に往。過于相津とあれば。此十二國見えたるを。後に上總より分れたり。常陸陸奥のうちなり。又倭建命段にも。東方十二道とありて。蝦夷を言向たまひしこと。おもふへし。なるへきか。倭建命段にも。東方十二道とあり。是上代の定めなりけんか。と云り。こゝに服部元彰云。本居氏か大槩に國數を擧げて解したる。古人未發の説なり。然れども東方十二道と云るを。獨東海道を指たる者とし。別に東山道十五國あるものゝ如く解したるは。いかゞあらん。上文の如く數へたらんには。東山道の十五國は。いかに數ふへきや。且伊豆國を數に入たるは。據ありともきこわさるのみならず。武藏も上代は東山道なりしをや。元彰按に。景行紀に。所云東山道は。後世の東海東山の二道を總稱せる者なり。武知云。此説は非なり。東山道は山東と云に同じく。もとより道の名にあらず。東海の稱は。崇神紀に始て見ゆれども。是時は未道の名として。命稱したるに非ず。單に東國を指たるにて。東道と云も同じ。故に古事紀には。只東方と云ふ。書紀日本武尊東征を叙せる所には。或は東國と云ひ。東夷と云て。

未曾て東海と云はず。古事記にも。亦東方十二道と云ふ。若崇神の時東海の名稱あらむには。此時亦
 豊東海の語をからむや。况や其往路の由る所。東海道なるをや。崇神紀に至て。始て東海道東海並に稱す。と云れたる。ま
 ことにさることなり。なほいはく。志願も伊勢より分れたる國と云ふことも。古書に證なければ。な
 は此の時の東海の數に入るへきさまなり。かにかくに。十二の數今定めては書かたし。信友か本居翁
 の説に付て。また十二國々造の。景行天皇より上代に聞えたる。人名を尋試たるも。伊勢素賀知々夫
 甲斐新治紀國造常などを過ぎす。其大方を知るの外なし。さて又東山道十五國のことは別に説あり。
 景行紀に云へし。さて記に。爾自東方所造建沼河別。與其父大昆古。共往過于相津。故其地謂相
 津也。と云こと見えたり。○吉備津彦は。孝靈天皇皇子。彦五十狹芹彦命。亦名吉備津彦命とあり。
 こゝも命字脱しものなるへし。さて此命を西道へ遣されしは。御弟稚武彦命と。二柱相副してなるこ
 とは。記に見えて。此事既に委く云おけり。集解に。按吉備津彦命二朝一始見于此紀。又見六十一年紀。積年百八十九歳。と云れしはさることなれども。疑は五十狹芹彦命之子。而謂父名一也。非なり。
 ○西道は。記傳に。後に所謂山陽道を云りとさこゆ。西海道さてを。兼たるにはあるへから
 す。道とは國の事也。國を道と云は。朝廷より其國を治めに。人を遣すに就て云稱也。先神代に。天
 尾羽張神の言に。恐之任奉。然於此道者。僕子建御雷神可遣。とあるは。天神の御使に。答曰し賜
 へる言にて。此道とは葦原中國を。言向に罷行ことを云り。さて黒田宮段に。針間爲道口。以言向
 和吉備國とあり。針間を言向る國の初とすると。爲道口と云るなり。又丹波道主と申す王の名も。

丹波國を治めに遣され玉ひしに因て。道主とは申せるなり。上に高志道とある道も此意なり。此を紀に依て。後に云北陸道のこと。とのみ心得ては。道と云る義足らず。されは後に。東海道東山道と云名を建て。天下を總て。畿外を七道と
 分定められたるも。まづは漢國の制にならひ。且は上代より云來つる稱にも。沿玉へる物なるへし。
 と云り。なほ景行紀に云へり。さて此西道は。言とは吉備國を指せるものなること。上に記を引て委く云るか如
 し。○丹波道主命は。記に日子坐王。娶近淡海之御上。祝以伊都玖。天之御影神之女。息長水依比賣。
 生子丹波。比古多々須美知能宇斯王也。記傳云。丹波は丹波國也。多々須は立を延たるか。國造本
 紀に。稻葉國造。志賀高穴穗朝御世。彦坐王兒。彦多都彦。命定賜國造。とあるは。此王と聞ゆればな
 り。美知能宇斯は。紀に道主とある是なり。さて道主の道は國を云なり。此王の此名を負玉へるは。
 此時丹波に遣はされ。其道の主となり坐るなり。と云り。さて此命を。垂仁紀一云には。彦湯產隅王
 之御子也。とあるは異なる傳也。○遣丹波。丹波は。三丹及因幡伯耆を總たる大名なりしにやあら
 ん。記には日子坐王者。遣日波國。令殺玖玖耳之御笠。とありて。日子坐王の事とせり。御父子の間。
 傳の異なるにはあれど。御名に就て考ふるに。此紀の方正しかるへし。空閑丹後風土記と云ふものには。此國を言れど此風土記。いと疑はしき事多し。頼に信かたし。○印綬は。漢文の飾なり。皇國の上古に。然る物なし。此は延喜十四年渡會神主
 本系帳に。卷向玉紀宮御宇天皇御世。越國荒振兎賊阿彦在天。不從皇化。取平仁罷止詔天。標劍賜遣
 支。とあるなど昔のさまなり。こゝも必標の劍。また矛など。賜はしたるものなるへし。本にシル

シノモノとよめるはよろし。○爲將軍。職原抄に將軍之號起于此とあれども。書に始て見えたるまてなり。記には。詞志比宮。段に初て見えたり。此時を。將軍と云職掌を。置かれし初めとぞ。おもふは非なり。さて本にイクサノキミと訓るを。記傳に。古へのかゝる類の稱の例に依らば。イクサノウシとも云へし。と云り。○こゝに此將軍等を。遣玉ひし事を述へし。さるはまつ記云。此之御世大毘古命者。遣高志道。其子建沼河別命者。遣東方十二道。而令和平其麻都漏波奴人等。又日子坐王者。遣旦波國。令殺玖賀耳之御笠。とありて。其下文に。故大毗古命者。隨先命而能行高志國。爾自東方所遣建沼河別。與其父大毗古。共往遇于相津。故其地謂相津也。とある。其麻都漏波奴人と云るは。いかなる者ならんと云につけて。こゝに聊か東方十二道。また高志道。の事を云へし。まつ古代の史をつらく考るに。東國に關するものは。天孫降臨の時。武甕雷命。信濃また常陸國を討平けしを以て始とす。其後神武の朝に至りて。天富命更求沃壤。分阿波齋部。率往東土。播殖麻穀。好麻所生。故謂之總國。穀木所生。故謂之結城郡。阿波忌部所居。便名安房郡云々。と云こと古語拾遺に見えたり。之を見れば。天孫降臨の後。皇威は漸く東方に向ひて進み。遂に關東の南端に達し。百姓王化に霑ひ。産業の勃興せしを知るへし。爾後崇神の朝に至るまで。十代の間。記せる事とはなけれども。此間に東海東山北陸の。全く版圖になりしこと。此古事記の文にて明らかし。一は征路を北陸にとり。一は東海に向ひて進み。其間山岳連亘たれば。往復唱應せること。固より爲し得へからず。まかのみならず。當時地圖を

とあるへき世にしあらねは。この父子の會合。全く一時の偶然と爲すへきか。さにはあらし。おもふに當時京畿に於ても。今の岩代邊に至るへき地理は。大抵知られたりしかは。出發すへき際に。彼處に往遇へき約をはなましなるへし。十代以前。神武の御世に。總房の土地開けしこと既に見えたり。十代以後の崇神の御世まで。僅に隔りたる地の。開けさる理あるへくもあらず。年代に徴するも。五百六十餘年に當れば。短かき月日に非ず。此間に皇位は。岩城岩代に及ひしも。彼蕃夷動もすれば。王土に侵入し。害を我民に加るを以て。之を鎮壓せんかため。大彥命父子をして。此方向に出發せしめしものなるへし。記に麻都漏波奴人とあるは即是なるへし。なほれもふに。神武の頃。既に東海を戡定せしものにはあるへけれど。當時蕃夷の徒。未だ北陸及關東の北邊に據り。其勢輕侮すへきにあらず。故に列朝力を極めて。征服に従事するにあらざれば。中國の基礎も安固といふを得へからず。されは朝廷は。専ら力を之に用給ひしかは。彼蕃夷も。遂に抗すること能はず。次第に其居を失ひ。遂に奥羽に迫蹙せられしも。彼等其舊土を回復し。成るへくは王土を奪はむとの念離れず。一旦防禦の怠りあれば。輒ち起ちて白川に出て。八州を掠略し。或は進みて。足柄箱根をも越えしものなるへし。右の理によりて考ふれば。此御世の四道將軍の遠征は。只領地の争亂を平くるに在て。下の十一。四月の文に。四道將軍以平我夷之狀。奏稱とあるを思へし。必しも未開の土地を。征服せんとの意にはあらざるへし。帝の四十八年に。皇子豊城命を遣して。東國を鎮めしめ玉ひしも。亦蝦夷の侵掠を防かん爲めと見えたり。なほ次々の御世の

さまを通して考ふるに。此後朝廷に事とも多く。次て西海の亂ありて。東方を顧みるに遠あらざりけらし。蝦夷また關東諸國に闖入し。良民を害し。穀産を掠め。跋扈至らざる處なかりしなるへし。日本武尊の遠征は。實に之に基けり。尊路を東海に取り。相摸より上總に航し。舟路遂に日高見國に至りけり。この日高見國と云は。今の陸前桃生郡にて。式に同郡日高見神社を載たる。即其處なり。これら之事は。崇神の朝既に會津に至しこと。上に見えたる如くなれば。尊の陸前まで深入し玉ひし結果。成務の朝の國割。みな此に基きたりと云つへしかし。此は齋藤阿具と云し人の扱あるに。己か説をも加へて出したるなり。

壬子。大彦命到於和珥坂上。時有少女歌之曰。一云。大彦命到山背平坂。時道側有童女歌之曰。彌

磨紀。異利寐胡播椰。飮廼餓鳥塢。志齊務苔。農殊末句志羅珥。比賣那素

寐殊望。一云。於朋者妬利。于介伽卑氏。許呂佐務苔。須羅句塢志羅珥。比賣那素寐殊望。

壬子。二十七日なり。○和珥坂の事は。神武紀に云り。○到山背平坂。記には山代之幣羅坂とあり。古倭より越國へは。山城近江を経て下りしなり。さて幣良坂と云は。こゝに平坂とあり。幣と比とは倭に近く通音も云類なり。或人久世郡に。那羅坂あるに依て。此平坂をナラサカと謂るはわろし。今南都より。盤若寺坂を踰て。山城國相樂郡市之坂村に出つ。其より

木津に至るまでの坂路を。七八町の程。へら坂と云と云り。さらは古は。今云奈良坂を踰て。山城に出しなりけり。後に平城の都となりて。奈良坂と云り。しは今の歌姫越にて。此と異なり。○歌之。記云。故大毘古命罷往於高志國之時。服三腰裳一少女。立山代之幣羅坂而歌曰。とあり。○彌磨紀句異利寐胡播椰は。天皇の大御名にして。播椰は倭建命の。阿豆麻波夜と詔へると同く。此は天皇の何の御心もなくて坐ますことを。危ふみ歎く辭なり。記には。古波夜。美麻紀。伊理毘古波夜。美麻紀。伊理毘古波夜。とあり。記傳云。古波夜は。美麻紀伊理毘古波夜。と云句の調を助け。勢をあらせむために。其詞の末を截取て。先初にかく歌ひ出たる物なり。凡て歌ふ物には。今もかゝる類多し。さて次の二句を。再重ねて歌へるは。歌ふ物の常なる中に。歎きの深切なるなり。とあり。○飮廼餓鳥塢。己之夫をなり。己は四道將軍の己なり。此にては。言は。大彦命をさす。夫は天皇を喻へて申す。天皇は四道將軍の夫君と申へきにはあらざれども。媛遊と云より。即て其媛の夫として。調へ謠へるなり。萬葉十四に。於能我乎遠。於保爾奈於毛比會。爾波爾多知。惠麻須我可良爾。古麻爾安布毛能乎。此初句も己之夫にて。其己は。我夫を即て。駒の主に轉し云るなり。一首の意は。後駒よ。其汝の己か主を。駒駒になし出ひ。其主を乗せ來て。わか家の庭に立て。われを咲ます故に。其を嫁しみて。今かく汝を娶するそかし。汝の主は。即我か夫なり。いづもくかくして。我を嫁ばせよと云り。○志齊務苔。將殺となり。志齊は令死にて殺すを云。○農殊末句志羅珥。將不レ知爾なり。記には此二句。奴須美斯勢牟登と。一句なり。記傳云。奴須牟とは。何事にまれ。人のゆるさぬ事を。知らるましく隠して。密に物するを云。必しも人の物を。取。ことのみにはあらず。と云り。末句は。末志。又ませ。と同語の活用にて。其云々爲むと爲

る状を云辭なり。不知を志羅瑛と云は。古言にて。萬葉などにも常多し。爾は奴の活轉なるへし。と記傳には云へり。記には此句斯良爾登とあり。知らぬ事とて。又知らず居るとの意なり。飛鳥井雅澄が萬葉古義に。萬葉三不知等妹之待乍將有の下に云。不知等妹之は。不知に妹かといふ意也。凡て不知といふ言の下にある等は。みな助辭にて。語勢を助けたるのみにて。意には關らねは捨て聞へし。四に爲便乎不知跡立而爪衝。記歌に。宇迦々波久斯良爾等とある歌を。書紀に載たるには等字なし。これあるもなきも意は同じきを知へし。と云り。此説然るへし。○比賣那素寐殊望。媛之遊爲もなり。媛之遊とは。女等の戲遊ひて。何の心もなきを。四道將軍の帝京を離れて。四方の國々へ立行むとするに喩へたるなり。さるはかゝる時に際りて。武勇の策略なきを。驚かし喩せるなり。さて其媛と云より。即て天皇を夫と對へて喩云る事。上に云るか如し。さて望は歎く辭なり。俗にマアと云に於たる。記には此句なし。○一首の意は。己か仕奉る天皇命を。ひそかに殺奉らむとて。左右に窺ひ奉るものゝあるを不知に。將軍等の。宮中の守禦を離れ行くはかなさよ。さても御間城入彦尊はや。いと危く坐々かもとなり。○一云は。記傳云。右歌の志齊務若以下。三句の異か。はた依廼餓鳥鳩以下四句か。全く一首には非ず。と云れたれど。吉川惟足自筆本に。一云二字なくして。於明者妬庸利に。引つゞけて大字に書り。又日本紀歌解にも。引續けて一首として解れしは。穩かなるへく通えられたは。其に従ふへし。○於明者妬庸利。自大城門なり。城戸は皇宮殿門をさすへし。記には斯理都斗用。伊由岐多賀比。麻幣都斗

用。伊由岐多賀比とあり。此句にあたり。○于介伽卑氏許呂佐務若。窺而將殺となり。○須羅句鳩志羅瑛。爲を不知爾なり。羅句は流の延言ながら。其形狀を言る辭なり。○比賣那素寐須望。前に同じ。總ての意は。前の歌を折返して。聊か替へたるまでなり。

於是大彦命異之。問童女曰。汝言何辭。對曰。勿言也。唯歌耳。乃重詠先歌。忽不見矣。大彦命乃還。而具以狀奏。於是天皇姑倭迹々日百襲姬命。聰明叡智。能識未然。乃知其歌。惟言于天皇。是武埴安彦將謀反之表者也。吾聞武埴安彦之妻吾田媛。密來之。取倭香山土。裹領巾。祈曰。是倭國之物實。乃反之。是以知有事焉。非早圖必後之。

大彦命異之。記には大毘古命思怪返馬云々とあり。○唯歌耳。記も同じ。記傳云。たゞ勿言とのみ答へては止すして。如此しも云るは。凡て歌は直に云常の言の比に非ず。意をこめて。物を人に喩すわざにしめれば。常の言の比に。大凡に勿聆賜ひそ。心とよめ賜へとの答なるへし。と云り。○重

詠先歌。この事記にはなし。○大彦命。本に命字脱たり。今考本信友校本に依て補ふ。○天皇姑云々。此姫命は。孝靈天皇の皇女に坐す事。上に既に出。されは崇神天皇の王姑爾坐を。天皇姑とあるは違へれば。此は孝元天皇の皇女。倭迹々姫命にてよく合り。其上大物主神の。御妻となり玉へることを記されたる處に。始には倭迹々日百襲姫命とあれども。次には三所まで。たゞ倭迹々姫命とのみあれは。日百襲三字は衍にて。孝元の皇女の。倭迹々姫命なるへし。と云る疑もあれど。此事は上にも既傳に。父の姉妹を姑と云ひ。祖父の姉妹を王姑と云て分るは。やう後のことにこそありけめ。いと上代には。何れをも同じく哀婆と云けん。其子孫をも凡て子と云ひ。先祖を凡て於夜と云しと同例なり。されは孝靈の皇女を。崇神の姑とあるも。違へるに非ず。と云れたり。なほ此皇女。大物主命の御妻となり玉ひしことは。其處に云へし。○惟。神功紀仁德紀の訓も同じ。萬葉集には佐登之と訓り。○言于天皇。此事記には。天皇の御自ら所看たる趣に記せり。○武埴安彦。孝元天皇の御子なり。既に出。○謀反。名例律に。八虐。一曰謀叛。註謂謀危國家。誅謂臣下將圖逆節。而有無君之心。不敢指斥尊號。故託云國家とあり。通鑑凡例に。有謀未發者曰謀叛。なともあり。後の名目を以て。記されたるなり。○吾田媛。地名に依れる名なるべし。式大和國宇智郡阿陀比賣神社あり。○密來は。記に依に。埴安彦山代國に住居しか故なり。○倭香山土。此山の土の事は。神武紀に委く云り。考合すへし。○領巾。本に巾の下に領字ありて。ハシと訓り。傍注の撥入なり。今は水戸本信友校本などに無に據て削る。

本に去とあり。さて領巾は。天武紀に。肩巾此云比例。大神宮儀式帳に。生絹御比禮八端。須藤長各五尺。弘二幅。外宮儀式帳にも。生繩比禮四具。長各二尺五寸。廣隨幅。和名抄に。領巾婦人項上飾也。日本紀私記云比禮とあり。重胤云。古昔にもに纏るに。比禮には定れる寸法は無くして。其度の宜に従へるなり。さて色は白さか。萬葉歌に梅領巾の白とも。細比禮の類とも續け云り。と云り。此もの事。記傳四十二にも見えたれども。なほ古書共を併考るに。比例は古の女の服具にて。白き帛類をもて。項上より肩へ嬰て。左右の前へ垂せるものときこえたり。枕草子に。采女八人馬にのせて引出せり。青すそこの裳。くたいひれなどの。風に吹やられたる。いとをかし。と云へるをも。思合せへし。天武紀十一年三月詔に。膳夫采女等之手襖肩巾並莫服と。並記されたるを思ふに。當時までは。膳夫は手襖。采女は肩巾を禮服として。嬰る御定なりしこと知られたり。然るに續紀慶雲二年四月下に。先是諸國采女肩巾田。依令停之。至是復舊。とみえたり。此時膳夫の手襖も。舊に復されたり。けんを。紀には漏されたるなるへし。さて女の比例は。もと御膳などを奉る時に。項に嬰をりて。塵などを除る具なるか。自ら傍の如く。禮服にもなれるなるへし。ここに見えたるとは。しめ。欽明紀。から國の城の上にあちて。大葉子は。比例振らすも。萬葉五。まつらかた佐用媛の子か。比例ふりし。又はま菜つむあまをまゆらかうなかせる。領巾もてるかに云々。なともみえたり。なへて女の服なりしことを知るへし。しかるに。縫殿式中御服中宮料に。領巾四條料。紗三丈六尺。條別とあり。九尺とあり。中宮の御料には。あるまじきものゝ如くなれど。なへて女人の服なれば。備置玉ふなるへし。神祇百年中行事。貞觀三年の下の。女王登東領巾。又二所大神宮の儀式帳に載たる。御装束の中にも比禮あり。此はまへて。女人の具を奉らるゝ例なればなるへし。さて名つけたる意は。魚の鱗なども同じく。其さまのひらめきたるより。起れる名なるへし。記傳の振手の説は信かた

し。さて領巾は。いと長きものなれば。其端つ方に。巻めるよしなり。其意を得て。舊く訓つけしものと見えたり。○祈日は。呪詛トコヒの辭なり。○物質は。重胤云。神武紀に。天香山の土を取れと。天神の訓玉へるは。天石窟の時の故事を。擬行イテヒしめ奉れるものなり。若て此は其とは別なれとも。事の状を按ふに。其天香山はしも。皇御孫命の。大宮敷坐む大倭國の鎮めとして。天神の神降し玉へる御山になん有ければ。其土をしも。倭國の物質と云て。呪詛カクり取なんには。自然稜威の衰へ御在し坐む事を。謀れるなり。然るにても。此山の天降著て。其倭ヤマト域内に在るは。少縁の故由とは所見さるなり。物質と云は。瑞珠盟約章に見えたる。物根モノネの事にして。即物と成へき。其種子と云也。今武埴安彦が謀れるも。天香山の土を種子として。終に國土の全を得むとての。咒詛トコヒなりける者なり。とあり。○乃反之。乃を本に則に作る。今水戸本信友校本に據る。其解にも。古本に據て改めたり。さて反は山城國へ返れるなり。

於是更留諸將軍。而議之。未幾時。武埴安彦與妻吾田媛。謀反逆。興師。忽至。各分道。而夫從山背。婦從大坂。共入欲襲帝京。時天皇遣五十狹芹彥命。擊吾田媛之師。即遮於大坂。皆大破之。殺吾田媛。悉斬其軍卒。

留諸將軍は。四道に遣す將軍等なり。○大坂は。大和國葛上郡の郷名なり。此道は。記玉垣宮段に大坂戸。明宮段に大坂道中。若櫻宮段に。天皇難波宮より。倭に幸す處に。到大坂山口之時云々を見え。天武紀に。聞近江軍至。自大坂道云々。將軍吹負既定倭地。便越大坂。往難波。などもあり。萬葉十に。大坂を吾越來者二上に。黃葉流る志具禰零都々。とよめり。肥に大坂戸とあるも。河内國より大坂に。此山は大和と河内との國界に在て。二上山の北方を越るなり。右の萬葉の歌も。其さまに聞ゆ。大坂山口とあるは。河内の方より上る口なり。孝徳天皇の大坂嶋長陵も。河内の石川郡に在。此山の西面なり。此道は。古へはむねと往來し大道なりしを。今はさはかりの大道にはあらず。穴蒸越と云て。葛下郡穴蒸村と云より。河内國古市郡飛鳥村に到り。古市などを経て。難波の方に通ふ道なり。其穴蒸村に並ひて。逢坂村と云あるは。大坂なるへきを。後世にはオホとアノと。一に唱るから。誤て逢字を書なるへし。と云り。○帝京は。瑞籬宮にて。城上郡也。○五十狹芹彥命は。吉備津彥命に坐り。されど記傳にも云る如く。此段の記しさま。他人の如くに通えていかはし。○殺吾田媛云々。この一段記には脱れたり。

崇神天皇
十年九月

日本書紀通釋卷之二十七

飯田武郷謹撰

復遣大彥與和珥臣遠祖彥國葺向山背擊埴安彥爰以忌登鎮坐於
和珥武鏢坂上則率精兵進登那羅山而軍之時官軍屯聚而躡阻草
木因以號其山曰那羅山躡阻此云布羅那羅須更避那羅山而進到輪韓河與
埴安彥挾河屯之各相挑焉故時人改號其河曰挑河今謂泉河訛
也。

大彥の下。命字脱したるなるへし。さて記には。大毘古命。更還參上。請於天皇時。天皇答詔之。此者
為在山代國。我之庶兄建波邇安王起邪心之表耳。伯父與軍。宜行。即副丸邇臣之祖日子國夫玖命。
而遣時。とあり。伯父は大毘古命を指て詔ふなり。此は眞の御伯父には非ねども。實には大御。伯父に坐り。たゞ父
の齡の列なる人を。崇め親みて云稱と聞ゆ。今俗言にも。常に云ことなりと。記傳に云り。○彥國葺。

記傳云。名義國平^{ニギハヤヒ}にやあらむ。牟と夫とは通ふ例多し。さて此氏に奉國^{オウケン}諸津命など。彦國と云。名。これかかれあるは。始祖天帶彦國押人命の御名に因れるにや。此人。姓氏錄^{吉田}天帶彦國押人命四世孫。彦國尊命とも。又^田眞野臣。和國部。粟^粟天足彦國押人命三世孫。彦國尊命とも見えたり。四世三世。何れ^武伊邪河宮段に出たる。日子國意都命の子か。若は孫なるへし。武郡云。此紀には彦國押人命とあり。此命姓氏錄天部條に曰。天足彦國押人命の孫とあり。又羽束首條には兄とあり。此は孫とある方正しかるへし。さるは彦國押人命より三世とあるに符ひ。また國押人命を一世に數ふれば。四世とあるとも合へばなり。垂仁卷にも。和珥臣遠祖彦國尊見え。國造本紀にも。和邇臣彦訓服命と見えたり。とあり。○忌登は。神武紀に嚴登とあると同しく。神祭りに用る器にて。齋忌て物さる故の名なり。倭姫命世記に。采女忍比賣我作之。天八十枚加持而。伊波比戶爾仕奉支。とあるを見れば。一種の器の名には非也。凡て神祭に供物を盛るを以て。盆をも伊波比登と稱さるなり。○和邇武饒坂。記には九邇坂とあり。此地の事は。神武紀に云り。武饒坂は。大和志に。添上郡全領丘在^{カカスネ}二標本村とあれと。詳ならず。さて此地は。磯城の京より。山城へ行に。此坂を越る道次なり。○鎮坐。記に居^{スエ}忌登一とあり。黑田宮段にも。針間水河。記傳云。居とは地を掘て。下方をや。埋みて置を云。萬葉歌に穿居とある是なり。今時も土中より。上代の瓦器を。ほり出ること。をりふなり。○武郡云。此記傳の説は。萬葉歌に泥^{ナツ}されたり。世記に八十加を。伊波比戶爾仕奉とあれは。必座圓器に限れる名には。萬葉三に。齋戶乎忌穿居。又齋忌戶乎前坐置而。十七に。伊波比倍須惠都安我登許能幣爾。二十に。伊波比倍乎。等許幣爾須惠臣。などよめり。さて軍の首途の處に。此行事のふるは。凡て國言向に^カ出立道口にして。必爲る行事にて。ゆくさき平安て。言向竟もことを。鎮ひ祈るなるへし。村を伐に入むる時。山口祭を

行ふか。さて其をた。居忌登^{イミデン}而とのみ云て。神を祭るとも何とも云はざるは。古へ神を祭りて祈ることを。忌登居とそ云けむ。被萬葉十七なる歌に。伊波比倍須惠都。と云るなど。明かかに然備ゆ。香紀はいつこも。然るは祭祀の具はしも種々あるか中に。取分て此物を居るをしも。其行事とさるは。上代の禮典にして。深き理あることなるへし。中古よりこなた。かゝる儀式の絶廢たるは。いと歎かばし。と云れたるは。さる事ながら。深き理あることにはあらし。居忌登一と云る一事に。神を齋祭ることを押こめて。云習はせる上代の雅言なるへし。萬葉の歌も。さるさまに通えたるをや。○那羅山。那良は大和國添上郡なり。此地は。元明天皇の御世^和和銅三年。桓武天皇^延延暦三年。までの。皇京の地なること申をも更なり。紀記萬葉等の歌にも。あまた見えたり。那羅山は。記玉垣宮段に。那良戶。那良山を越て。高津宮段に。那良山口。萬葉に。寧樂の手祭爾云々。また寧樂山越而云々などあり。上代より今に至るまで。山城より倭國に出入大道なり。さて其那羅山街道といひ。歌姫越と云る。これ古昔の那羅山にて。萬葉などによめる。みな其處なり。されど右に云る所は。平城宮以後の奈良山なるか。これに所云は。大和志に在^ナ奈良坂村と云れし如く。今云奈良坂即般若寺坂の事なり。さるは此御世の都は。城上郡にて。夫より添上郡和珥坂を隔て。春日を行去りて。平坂にかゝりて。山城には到れるなれば。平城宮の比の大道と異なり。名義は。此時官軍の草木を臨阻けるより起れる事は。次に見えたるか如くなるへし。○輪韓河。山城志に。相樂郡木津川。本名輪韓川。又挑川。又泉川とあり。○與埴安彦。本に與字脱たり。信友校本並河本に依る。さて埴上考本に武字あり。○挾河云々。挾を本に挾に誤れり。今改む。記に各中^二挾河。而對立相挑。とあり。記傳云。挑は彼を動かを意にて。其より争ふ意にも轉れり。此は互に誘動かして。戦はむといさみ進むを云なり。と云り。○今謂泉河。記云。故號其地。謂伊弉美。今謂伊豆美也。とあり。

和名抄に。山城國相樂郡水泉美豆郷これなり。續紀三十には出水郷とあり。萬葉に。泉之里。泉之追馬喚犬とあり。河は川也即水津。雜式に。凡山城國泉河樺井渡瀬者云々。萬葉を始め。此川の歌いと多し。

埴安彦望之間彦國葺曰。何由矣。汝與師來耶。對曰。汝逆天無道。欲傾王室。故舉義兵討汝逆。是天皇之命也。於是各爭先射。武埴安彦先射。彦國葺不得中。後彦國葺射埴安彦。中冑而殺焉。其軍衆脅退。則追破於河北。而斬首過半。屍骨多溢。故號其處曰羽振苑。亦其卒怖走。屎漏于禪。乃脫甲而逃之。知不得免。叩頭曰。我君。故時人號其脫甲處曰伽和羅禪。屎漏之處曰屎禪。今謂樟葉訛也。又號叩頭之處曰我君。叩頭。此云。廻務。

埴安彦。考本に埴上武字あり。何山矣の矣字。衍かと云る説あれども。ありて妨なし。かゝる例。仁徳紀に。何壘矣。私事將及于社稷。などあり。○逆天は。漢意にて。上古のさまにあらず。コトヲ

リニソムキナと訓へし。○討汝逆。本に討の上欲字あり。今信友校本に一本无とあるに據る。後解にも。傍訓挿入と削られたり。○各爭先射。記云。爾日子國夫致命。乞云其廂人先忌矢可彈云々。記傳云。此は彼方此方の軍間近く相對て。戦はむとする初に。互に先一矢を射交す式なり。其は物の初なれば。殊に重みして齋慎み。神にも祈禱て發つ故に。忌矢とは云なり。後世にも。矢合せと云儀の。あるは。此式の遺れるなり。と云り。爭先射とあるも同じ事なるへし。○脅退。萬葉に虎可叫吼登。諸人之。脅流麻低爾。字鏡に。儻今作齋法也。於比也須。とあり。物語書にも。も多き語なり。記云。故其軍悉破而逃散云々。○河北は。泉川を渡りて。彼方の如くきこゆれと。羽振苑は河の此方なれば。なほ此は。河をは未だ渡らざる。此方の岸なめり。さらば此事は。上の挾河云々と。一連の如くにも聞ゆめれと。然には非らず。彼とは異處にて。ありしことにて。又別に一なり。猶次にも云へり。○屍骨多溢。萬葉十四。久爾波布利禰爾多都久毛乎云々。古義云。契沖か。國溢にて國に滿るなり。と云る其意にて。國に滿溢れて峯に立由なり。崇神紀に。斬首過半。屍骨多溢。故號其處曰羽振苑。羽振苑といふは。溢苑といふ義なるへし。これを古事記には。斬波布利其軍物を切分つやうのこを。波布流といへば。溢と居とは。音は同じく。も。より異意なり。これ記と紀との名の起れる由縁の傳の異なるか故なり。十八に。射水河雪消溢而。逝水能伊夜末思爾乃未云々。又波夫流といふことあり。別言なり。混ぶへからず。其は放ち棄てる意の言なり。溢のフは清。音。放は濁音なり。又。願といふことあり。○羽振苑は。記傳云。和名抄に山城國相樂郡祝園波布郷あり。是なり。理を言きて呼ぶは。中音よりのことなるへし。祝字を音るは。本ははよりそのなること明し。さて祝園村。祝園とは別なるか。同さか。よく考へし。と云り。○屎漏云東西南北中と五村あり。神名帳に。祝園神社もあり。中音よりこなたの歌によめる。神山神社は。と云り。○屎漏云

々。記も同じ。記傳に。痛く辛苦み困む時は。自出ることある物とそ。と云り。○叩頭。通證に。乃美祈也。禱謝之義。又云奴加豆久。額衝也。倭名抄。叩頭蟲。和名沼加豆木無之。周禮鄭注。頓首。如今叩頭之類。首叩地也。とあり。言義を按るに。廻は那に通ひて歎く辭。神にまれ人にまれ。頓に我身の憂を歎くより。やかて祈る意ともなれるなり。務は其状を云る活辭なり。さてまた語の終に。耳と云るも。其より轉れるものなるへし。○我君は。本ニアキミと訓れど。アギとも訓へし。次に出たる地名の本なればなり。例は神功紀歌に。伊井阿藝イヰアキミとあり。記の歌に。さてこは通證に。乞憐之辭也。といはれたるか如し。中昔の書とも。アガキミといへるも此に同じ。○甲は。本に與呂比と訓る。倭名抄に。甲和名與路比とあるにも合れば。非訓にはあらざれども。こはなほ加和羅と訓へし。次なる地名の本なればなり。さて甲の古名を加和羅と云事は。記明宮段に。以鈎探其沈處者。繫其衣中甲而訶和羅鳴。故號其地謂訶和羅前也。此文の事記傳云。新井氏。訶和羅は甲の古名なりといひて。此段また書紀の崇神卷を引。又龜甲を。俗にかめのかわらと云も。同意なりと云り。今按に。式なる筑後國三井郡高良玉垂命神社は。建内宿禰を祠りて。高良はかわらと唱ふ。是若は韓國御言向の時に。彼大臣の服玉ひじ甲にやあらむ。伊勢國奄藝郡。丹波國氷上郡などにも。加和良神社ありて。式に出。出雲風土記にも。意宇郡に式外に加和羅社あり。これらも甲に依れる名にあらむ。又屋を葺く瓦は。韓語なりと云も。さる事なれども。若は此も龜甲と同意にて。本より此方の

言にて。和の波に轉りたるにもやあらむ。此らを合せて思へば。甲の古名と云説。いはれて聞えたり。信に龜甲と云。訶和羅と云へき物のさまなり。と云れたるは然る説なり。通證にも。古者甲用皮故。加波にて異物なり。混すべからず。○伽和羅は。山城國綴喜郡にて。今河原村と云がある地なり。と云へり。蓋似甲也。云り。されど皮は加波にて異物なり。混すべからず。○伽和羅は。山城國綴喜郡にて。今河原村と云がある地なり。と云へり。かくて記傳に。此地の在所は。宇治川の末の。此河は宇治郡と。綴喜郡の界を流れ。うれより宇治郡と。久世郡との界を流れ。紀伊郡に入り。末にて泉河と一になりて。淀川と云。又綴喜郡と乙訓郡との界を流れて。綴喜郡と。乙訓郡との界を。流るゝあたりの。此あたりにて。川邊にて。綴喜郡の方にあるをへし。と云り。さて此訶和羅の傳。上に引る記と。此處の傳と二ある中に。記の訶和羅鳴とあるは。傳の混ひたるものなり。甲を脱し故に名とある。此の古事の方そ。いと正しかりける。○榊原漏之處。本に漏之二字脱たり。漏字信友校本にあり。之字水戸本にあり。故今補ふ。熱田本訓に。ハカシ。と訓めるに。漏字ありしことを知へし。○榊原。記に久須婆之度とあり。記傳云。和名抄に河内國交野郡葛葉。久須郷あり。是なり。今も榊原ありて。須を瀧り波を清て呼なり。和名抄にも。葛字を舊るは。中古より然呼しにや。繼體卷に榊原宮。續紀五に交野郡榊原。驛など見ゆ。度は穴穂宮段にも。逃渡玖須婆之河。云々とあり。淀川にて。今も榊原渡と云なり。河の向ひは。攝津國なり。此處山城國綴喜郡の界に近くして。淀川は泉河の末なれば。河に傍て綴喜郡を経て逃るを。追來て此渡に到て。追窮めたるなるへし。と云り。○我君。上は阿藝と訓めれど。此處は和藝といふへし。阿と和は通たりさて和君は。記傳云。神名帳に山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社とある地なり。此社は。今太平尾小平尾兩村の間に。涌社と云ありて。其社中に涌出宮と申す社はなり。和伎を涌にとりなした

るなり。さて吾紀の我君は。本にアギミと訓を付たるに依て。此和伎なることを。古來知れる人なし。古語に味さか故なり。と云り。○叩頭此云廼務。の訓注。信友校本には。曰。伽和羅の下に入たり。されと本の方勝るへし。

是後倭迹々百襲姫命。爲大物主神之妻。然其神常晝不見而夜來矣。倭迹々姫命語夫曰。君常晝不見者。分明不得視。其尊顏願暫留之。明且仰欲觀美麗之威儀。大神對曰。言理灼然。吾明日入汝櫛笥而居。願無驚吾形。爰倭迹々姫命心裏密異之。待明以見櫛笥。遂有美麗小蛇。其長大如衣紐。則驚之叫啼。時大神有耻。忽化人形。謂其妻曰。汝不忍令羞吾。吾還令羞汝。仍踐大虛。登于御諸山。爰倭迹々姫命仰見。而悔之急居。急居。此云。菟岐子。則箸撞陰而薨。乃葬於大市。故時人號其墓。謂箸墓也。

此一段は。記の三輪山の故事。また丹塗矢の記事。姓氏録なる大神朝臣の事實をも。相類たる事多し。みな此大神に係たるは。一事の二にされるもあるへく。二を一に語傳へたるもありぬへけれと。

共に上古よりの傳説なれば。今何れを何とも辨まへかたし。又其餘の書どもにも。似たる故事を記せる。彼此あり。因に此に記し出るもあるへし。相合せて見へし。○爲大物主神之妻。本に倭迹々日百襲姫命爲大物主神之妻。と訓るは誤也。其は百襲姫命を以て。帝より神の妻と爲玉ふ事と。見誤りたるものなり。さる義には非ず。さて此事を。萬葉注釋に見えたる。土佐國風土記に。倭迹々媛皇女。爲三輪大神婦。毎夜有二壯士。密來曉歸。皇女思奇。以綜麻貫針。及壯士之曉去也。以針貫襦。及且也看之。唯有三輪遺器者。故時人稱爲三輪村。社名亦然。とあるは。此の故事を。記の活玉依毘賣の事に。混したるなり。此は決り誤なり。記の故事は下に引へし。○倭迹々姫命。此より以下三處まで。かく見えたは。百襲姫と申すへきを略きたるなり。これを孝元天皇の皇女の。倭迹迹姫命と見るは非なり。また百襲姫命は。此御世には百歳に多く餘り給ふへければ。大物主神の御妻と爲坐けん事。似つかはじからす。なほ彼孝元天皇の皇女なるへし。と云るもありぬへけれと。凡て上代の事は。年紀を以云ときは。此と彼と合はざる事常なれば。必しも其を執へて。深く疑ふへきに非ず。此事は記傳にも既に辨られたり。なほいは。神の御姿とさ。爲坐媛皇女にませは。いかに老翁へりて。人間の心を以て。かにかくに論ふべきにあらずかし。○夫を。本にそナと訓るもさることなれど。萬葉の歌にも見えて古言なり。なほ此は記者の語なれば。たゞ勢と訓てありぬへくおほゆ。ナセと訓る。また比古還とも訓へし。これら夫を云ふ古言なり。比古は男を云。還は稱名なり。記に見えたり。○仰字。集解に傍訓換入として刪れり。此は實に然るへし。されと本のまふにてあるなり。○櫛笥は。櫛を容るゝ笥

なり。筈は總て物を容る器の名なり。歌などに玉櫛筈とよめり。○心裏密異。信友校本に。裏字一本
 无とあり。集解にも傍訓摺入として刪られたり。○小蛇。本にコロロチと訓れたれど。コといふ言
 いからむ。小字に泥みたる訓あり。さて袁呂智と云は。やう大なるを云へければ。記傳に其こは衣紐はかりと
 あれは。いと小き蛇なるに。叶ひかたからむか。さらば幣美と訓てありぬへし。ヘミは小なるをいふ。○長大は。
 二字をオホキサと記傳に訓れたる宜し。○衣紐。本に紐を細に誤る。今集解信友校本に従て改む。
 下紐は上帯に對へて。衣の裏紐の義なり。歌などに多くよめり。○叫字。或は叫に作る。紀中通用せ
 れは。何れにても有へし。汝不_レ忍云々。忍とは驚く心を押して。堪忍るを云。不_レ忍とは堪忍へかゝて。
 叫啼玉ひしを云なり。さて此御語は。神代紀に。伊弉册尊の夫神に謂へる御言に。汝已見_レ我情。我復
 見_レ汝情。時伊弉諾尊亦慙焉。とあるにいとよく似たり。○吾還合羞汝。吉川本此五字なし。○踐をホ
 ミと翻るは。景行紀に踏石など例あり。神代紀にも。熊野忍踏命などあり。借字なれども。なほホミと訓る例あり。○御諸山は。三輪山なるよし。
 既に云り。さて御諸山に登ますとあるに。大物主神と云事の知られたるか。はたこれより前に。御
 名告ありしにもあるへし。然るを後解に。按雄略天皇七年紀。登_レ三諸岳。捉_レ取大蛇。由_レ此觀_レ之。三諸山深峻。大蛇爲_レ居。ひて。之を肥前風土記なる。第日原千か。姑爾に遺ひし事なり。一に論へる。は。神の道をも知ら。口論ひといひなから。ちありた。あまの言なり。か。○仰見。集解に。仰下原有_二見字_一。古本無。と
 あり。されど此字ある方まさりたるへし。○急居。記傳云。注に此云_二菟岐子_一とあるは。言のすわりた
 る方を以て。注せるものなり。活かしては菟岐章ともよむへし。即中古の物語文などに。都伊章賜を

と云るは。此言なり。と云り。言の意は。通證に。都伎突也。于與_レ爲_レ通_レ居也。平家談都伊居。野曲都
 伊立。伊與_レ伎同韻通。急居急起如_二衝突之狀_一。故云。とあるはさる言ならんか。今昔物語二十九に。檢
 非違使をみて。突居たる氣色の恠かりければ。また男房に突居て云々。なともあり。源平盛衰記四十
 に。其後中將つき立て。正面の東づまを立めぐり。うしろの方を見たまへは云々。中將は重此つき立
 即此と同じかるへし。さて急居は。急き居坐むとするに。幣を突玉へるなり。○箸。通證に。古者箸
 皆用_レ竹。見_二延喜式_一。姓氏錄等。箸與_レ橋訓義同。彼此相通之名。とあり。○撞陰云々。撞本に撞に作る。
 信友校本及釋紀集解に依て改むへし。さて此は記傳に。天衣織女見驚而。於_レ拔衝_二陰上_一而死。とあ
 る類なり。記傳云。此堯坐しは。他時の事にそありけん。然思はる_レ所以は。箸は物食時にこそ用る
 物なれ。此堯坐しは。夜の明るを待て。櫛笥を開て見賜へるをりにて。物食す時に非れば。箸を持
 賜へるへき由なければなり。と疑はれしは。さる言なれ共。上代の事なれば。必異時の事なりとも定
 めかたし。○大市は。大和志。城上郡大市郷已廢。箸中村存。とあり。此地の事既に云るか。なほ南
 都大乘院寺社雜事記と云書に。長祿二年四月條に。大市庄公事物事。百姓等於申_二入子細_一之間。不可
 叶旨。仰切了。此子細昨日奉行申入之也。とあるを見れば。其頃までも。大市と云し事知られたり。○
 箸墓は。記傳に。天武紀に箸陵とみゆ。其地を今も箸中村と云て。御墓も大道の西つらに。甚大なる
 冢山にて存なり。箸中は箸之墓の約りたる名と聞ゆ。とあり。集解にも。甚至_二于大和_一。經_二柳本村_一。過_二箸中村_一。道
 右有_二圓形之丘_一。相傳曰_二箸墓_一。無_二長樹_一。荆楚成_二林

是墓者日也人作。夜也神作。故運大坂山石而造。則自山至于墓。人民相踵。以手遞傳而運焉。時人歌之曰。飫朋佐介珥。菟藝廼煩例屢。伊辭務邏塢。多誤辭珥固佐摩。固辭介氏務介茂。

夜也神作。御墓をしも。神の作り給ふは。大物主神の御妻の御墓なるか故に。其從へ給ふ神等の役ちて。仕奉給へるなりけらし。○大坂山。既に出。○手遞傳の事は。歌の下に云り。爾雅通也。增。播磨風土記。揖保郡上岡里條に。立野。所以號立野者。昔云々連立人衆。連傳上川。礫作墓山。故號立野。似たる事なり。又同國明石郡に。今千壺と云塚山あり。此は神功皇后の韓國を征ちて歸り玉ひし時。鹿坂忍熊王の。皇后を待取むとして。仲哀天皇の御陵を作ると云なして。淡路島の石を運ひて。築たる塚なりと云傳へたり。この事此紀に見えたり其山のさまを見るに。陵の形ちして。瓶をまた穿居たるか。今も壞残りてあり。其石いとも小きものにて。四五寸より大なるは見えず。人民の手遞傳にはこひしものと見えたり。仲哀天皇の御陵と云事は。詳かならねど。上古にかゝる塚山を。小石以て築たるものは見えたり。されは此の考證とはなりぬへし。○菟藝廼煩例屢。本に例を側に詠る。今釋紀中臣本熱田

耳とあり。

本等に據て改む。通證に所三種登也とあり。守部云。此句上下の連きにては。石の繼所登を云か如くなれど。前文に。自山至于墓。人民相踵。以手遞傳而運。とあるに合するに。人民の踵所登。其坂の石群を。古人はとりしなるへし。と云り。とあるへし。○伊辭務邏塢。多誤辭珥固佐摩。摩本に廢に詠る。今釋紀及吉川本に據る。釋紀三條西本には廢とあり。石群を手越に越者なり。守部云。手越とは今世の言に。手くりとも。手とりとも云意にて。大坂より大市まで。數萬の人々の。手くり遞傳て運ふを云り。とあり。伊辭務邏と伊波務邏との差別は。神代紀に云り。延喜木工寮式云。車載。積三萬寸云々。大坂石積七千九百二十寸。小石九千寸。磯原石積六千三百寸。小石七千三百寸云々。各載一兩。など云事見えたり。○固辭介氏務介茂。將越勝一歎なり。或人云。介茂は後世の可波の意なり。さて介豆はしかあらむと思ふことの。得堪すして。しかし難きをいふ辭なり。萬葉集に多く勝字を充たり。本居翁說に。勝は消難行難などの難と同じくて。難き意なり。又加泥と云も通ひて聞ゆ。と云れたるか如く。ここには運難からんかは。と云意になるなり。さてかく云るは。葛上郡なる大坂より。城上郡なる大市まで。其行程の遙かなると。又其あまたの石を運ふ事の。容易からぬに付ていへるなり。一首の意は。世に希見き御墓なれば。我もくんと。助に来る人の。かくもあまた集ふものか。其道は遠く輒からぬわさなれど。此八萬の人の手くりには。いかにかの坂の石多からんとも。運ひ難からめやはと云り。と云り。

冬十月乙卯朔。詔群臣曰。今返者悉伏誅。畿内無事。唯海外荒俗。騷動未止。其四道將軍等。今忽發之。丙子將軍等共發路。

返者。中臣本吉川本信友校本等反に作る。集解にも然されど。龜相記にも謀反に返字を書り。されはこゝも誤にはあらず。二字古書には通し用たり。○海外荒俗。記傳云。此に海外とあるはいかゞ。四道みな海外にはあらず。と云り。さる事なり。畿内に對へて畿外の意に見るへし。これは訓も記傳によりて。ヨモノクニノアラフルヒト訓へし。○騷動。景行紀に騷動サウキョウキョウ喧譁ケンサ。舒明紀に誼譁ジキョウ。推古紀勿誼言フコキキニキコトコトコト。舒明舒明なともあり。此紀の訓には。かくあまた見えたれども。他に未見當らず。此は登與牟と云言を。かくも活用せしものと見ゆ。○忽發。忽字。信友校本通證一本とも急に作る。其方そまざりたるへき。仁德紀○丙子。二十二日也。○共發路。記云。故大毘古命者。隨先命而罷行高志國。爾自東方。所遣建沼河別。與其父大毘古。共往遇于相津云々。とのみありて。四道將軍の事は。こゝには漏されたり。

十一年夏四月壬子朔己卯。四道將軍以平戎夷之狀奏焉。是歲異俗多歸國內安寧。

十一年甲

己卯。二十八日也。○平戎夷之狀奏。記云。是以各和三平。所遣之國政而覆奏。とあり。此は記傳にも云れたる如く。四道將軍此月同日に復命とある。少しいかゞなり。○異俗多歸。異國人の參來しこと。此までもありぬへけれと。此は前年大物主神の御諭に。以吾兒大田々根子。令祭吾者。則立平矣。亦有海外之國。自當歸伏。と詔へる其驗ありて。多に歸化せしなり。此事史書に見えたるは。姓氏錄左京皇別吉田連の譜に。崇神天皇御代。任那國奏曰。臣國東北三已汝地。上汝地中已汝地。下已汝地。地方三百里。土地人民亦富饒。與新羅國相爭。已汝地は。龜相天皇七年に。六月百濟國別奏。伴彼此不能攝治。兵戈相尋。民不聊生。臣請將軍。令治此地。即爲貴國之部也。天皇大悅。勅群卿。令奏應遣之人。卿等奏曰。吾國蒼命孫。鹽乘津彥命。頭上有贅三岐。如松樹。因號松。其長五寸。力過乘人。性亦勇悍也。天皇令鹽乘津彥命。道奉勅而鎮守。彼俗稱率爲吉。此吉はキチと訓へし。本は吉師にて。彼國の官名より出たるなるへし。故謂其苗裔。爲吉氏云々。神龜元年賜吉田連姓云々。と見えたる。此紀には漏されたれと。必此に異俗多歸とあれば。此年頃の事なるへき事は疑なし。なほ次の十二年の下に。異俗重譯來。海外既歸化。とあるをも思ふへし。さるは此より後。六十五年紀に。七月任那國遣蘇那島叱知。令朝貢云々。とあるは。かの宰を置れたるより後の事なるは。よく事情を考て知へし。

十二年春三月丁丑朔丁亥。詔曰。朕初承天位。獲保宗廟。明有所蔽。

十二年乙未

德不能綏。是以陰陽謬錯。寒暑失序。疫病多起。百姓蒙災。然今解罪改過。敦禮神祇。亦垂教而綏。荒俗。舉兵以討不服。是以官無廢事。下無逸民。教化流行。衆庶樂業。異俗重譯來。海外既歸化。宜當此時。更校人民。令知長幼之次第。及課役之先後焉。

丁亥。十一日。○詔曰。本に曰字脱たるを。信友校本に據る。集解にも補はれたり。○天位は。高御座ノツキテと訓へし。本の訓にては言足らず。○宗廟。本にクニイヘ（宗廟社稷）と訓めれども。アノノシタと訓へし。○重譯。記序に。重譯之貢云々。言語の通えぬ遠き國々なるか故に。譯を重ぬるなり。通譯に。平佐本韓國方言。欽明紀所謂曰佐是也。とあり。○更校人民。更とは。此まで調役の事もありしなれども。上代のまゝにて。いとも朴らかに。其制も具はらざりしかは。此時に當りて。人民を校へ。更めて調役の法を立給はむとなり。校とは戸別の人員を改め。土地田數を量りて。其高に應へて。役を充るつもりなどの事なり。○令知。本令を合に誤る。今考本に據る。○長幼之次第は。或説に。子等數多持る中にて。壯年幼弱の差別を立つるなり。と云へれといか。此は按ふに。令制に正丁次丁中男の差別ありて。正丁とは。男の年二十一より六十までなるを云。次丁とは。六十より

り六十五までなるを云。殘疾病ある者とを云。中男は。十七より二十までなるを云ふ。さて賦役令に依るに。正丁一人に。絹繩八尺五寸。六丁成疋云々。次丁二人中男四人。並准正丁一人云々。など云事ありて。年度に就て。調物の次第あり。故今其を定玉ふなるへし。さるは令の如く。細かにこそあらねども。次丁と云るは。合（合）の男の年十五六より。二十頃までを幼と定め。二十一頃より六十頃までを長と定めて。其差に依て。調物を出さしめ。課役にも使ひ玉ひしものなるへし。○課役之先後。先後と云事心得かたきを。或注に。萬事公役の勤方。一番二番を分つことなり。と云るはさもあらむか。さらは豫て番號を定めおきて。一番は先に。二番は後にとやうに。役ふ序次を知らしめ。且つ年内に何日とやうに。其日數をも定められしなるへし。令の制にも。さるさまなることは見えたり。なほ課役の事（は。次にいふ）し。

秋九月甲戌朔己丑。始校人民。更科調役。此謂男之弓弭調。女之手末調也。是以天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下大平矣。故稱謂御肇國天皇也。

甲戌朔。本に甲辰とあるは誤れり。今集解信友校本に據る。○己丑。十六日なり。○始の事は次に云。

らむ。決して云がたし。さて上代の語は。凡て如此ることも文をなして。弓端之手末之など。語り傳へたるは。いともめてたく。雅たる物なりかし。と云り。ここに池邊真榛云。男弭之調。女手末調を。傳に。此はた弓とのみ云てあるべきを。弓端と云るは言の文なり。と云れたるは精しからずして。弓弭の意にもたかへり。此を弓と云はて。弓末の弭をしもとり出たるは。手末之調と相對へたるものにて。譬へは十分の物を。一分といふ意にして。弓の全體の弭はかりの調なり。此を思ひて。上古の美事なり。同じものめされむにも。かくてこそとおほゆれ。細は田租の外に。めざるよことにて。言の文のみならんやは。また手末之調は。女の織紉の職を云るにて。紀に百濟所獻手末才伎。また吳所獻手末才伎。などみえて。平言なれども。上の弭の語と相對へは。此も手末。微調と云調。勢になりて。平言を免たり。織紉は手末の故に。しか云ふを。こゝにては。手の爪はかりの調といふに。自ら轉りたり。されは男女二ながら。甚微少き調と云ふ語とは思ふべきなり。と云れたるは。めつらかにはおほゆれ。なほよく考へし。さて記には。初令貢云々とあり。記傳云。初とは。初めて其制を立たまへるを云なるべし。きはやかに定まれることとあらざらめ。身のほとく。御調貢ることは。既に是より先の御代々々にも。必あるべき事なれはなり。此文に。當此時更按人民云々。始按人民更科調役。始按と云。更科と云るは。まことに然るありけん。初科するに非るよしなり。とある。此に始を按人民に係て云るぞ。委曲なるさまなるべき。とあり。○是以天神地祇云々。天下大平矣。記云。爾天下大平。人民富榮云々。○御肇國天皇。記に。故稱其御世。謂所_レ知初國之御真木天皇也。とあり。さて舊

十七年庚

訓に。ハックニシラスとあるを。シラシ。と訓改めつるは。記傳に。此稱辭は。後の御世に至て申し言なるへし。其御世と云ひ。又大御名をも申せるなど。當御世に申せる物とは聞えされはなり。故所知を斯羅志斯と訓へきなり。と云れたるに依れるなり。このこと。神武紀の下に既に云り。さて波都久邇とは。初めて食國とされる國と云むか如し。記傳云。此は師の神武天皇を如此稱申して。更に此にもかく申せる故は。是より先にはいまだ服はざりし。造の國々まで。初て皇化のゆきたらはして。天下悉く大平ぬる御世なれはなり。と云れしかことし。と云れたるさることにて。察めて御意にはあらす。此に肇國と書き。記また出雲風土記にも。初國と書るよく適當れり。然るを神武紀に。始取天下之天皇。孝徳紀に始治國皇祖之時と書るは。漢文のさまなり。さる意には非ず。或人はこの御肇をも。肇御の例置ならんと云れしは。非事なり。

十七年秋七月丙午朔。詔曰。船者天下之要用也。今海邊之民由無船。以甚苦步運。其令諸國。俾造船舶。冬十月始造船舶。

要用。訓本にムツツモノとあるは誤なり。永正本にムツツモノとあるを宜しき。景行紀に。棟梁之臣を。ム子トルマチキミ。ム子トルは。ム子トアルなり。などあるム子に同じく。旨要たる具のよしなるへし。○無船は。船の少きを云。○始造船舶。始とはあれとも。神武紀にも既に見えられたは。此は造る事の始にはあら

す。令諸國_ニて造らしむることの始なり。さて大日本史此天皇紀に。按皇代紀年代略記歷代皇紀濫觴鈔。並曰。十四年丁酉。伊豆國獻_ニ巨船。歷代皇紀又曰。帝世始名_ニ人民。製_ニ衣冠。造_ニ酒酢及橋車。未_レ知_ニ何據。附以備考。とあり。

四十八年
辛未

四十八年春正月己卯朔戊子。天皇勅_ニ豐城命活目尊_ニ曰。汝等_ニ一子。慈愛共齊。不知_レ曷_ニ爲_レ嗣。各宜_レ夢。朕以_レ夢占_ニ之。一皇子於是_ニ被_レ命。淨沐而祈寐。各得_レ夢也。會明兄豐城命以_レ夢辭_ニ奏_ニ于天皇_ニ曰。自登_ニ御諸山之嶺。向_ニ東_ニ而八迴_ニ弄槍_ニ八迴_ニ擊刀。弟活目命以_レ夢辭_ニ奏_ニ言_ニ。自登_ニ御諸山之嶺。繩_ニ繩_ニ四方。逐_ニ食_ニ粟雀。則天皇相_ニ夢謂_ニ一子_ニ曰。兄則_ニ一片_ニ向_ニ東_ニ當_ニ治_ニ東國。弟是_ニ悉臨_ニ四方。宜_ニ繼_ニ朕位。夏四月戊申朔丙寅。立_ニ活目尊_ニ爲_ニ皇太子。以_ニ豐城命_ニ令_ニ治_ニ東國。是_ニ上毛野君_ニ下毛野君等_ニ之始祖也。

四十八年。舊事紀には三十八年とあり。誤なり。○戊子。十日也。○淨沐。訓に依るに。沐は浴字の義なるへし。集解にも。沐は説文に濯髪也と注せる如くにて。浴の義はなけれども。此紀にも記にも浴

に此字を用いたるは。常に沐浴と連ぬ云から。まされつるにやと。記傳にも云り。天皇本紀には沐浴とあり。○御諸山。御字三とある本もあり三輪山の事なり。此御代の都瑞籬宮三輪村にも。甚近きのみならず。かゝる大事を祈給はむには。大三輪大神を置て。餘に坐神はあらじかし。故此大神の神靈の。御夢に見れて。示したまへるものなり。○弄槍。通證に。古事記作_ニ矛由氣_ニ倭名抄引_ニ漢語抄_ニ曰。弄槍和名保古斗利。見_ニ雜藝類_ニ聖武紀新羅樂。持槍。持_ニ弄_ニ俗字見_ニ五音類聚_ニ軍防令。用_ニ刀_ニ弄_ニ槍。義解。弄者玩也。槍者木兩頭銳者。即戈之屬。とあり。守部云。遣は_ニ令_ニ遣_ニにて。突遣を云ふ。此物を後世に夜利と名づけたるも即其意也。槍を八迴突遣たまふを云なり。と云り。○擊刀。通證に。多知加伎古語也。今云_ニ多知字知_ニとあり。記に天迦久神云云とある。其義を解て記傳云。劍を迦久と云は。擊字を書るを以思ふに。劍を振て。物を切狀を爲すを云なるへし。さて其は其劍を用むとする時に。試る意なれば。今の神名に由あり。と云れたり。○繩繩。繩を繩に作るは誤なり繩水戸本に綱とあり。古昔は通はして書ることあり。神代上卷端出之繩を。拾遺に日御綱ともあり。萬葉に繩延守卷欲寸梅花嶋。また墨繩袁播倍多留期等久など。通はしかけり。また同集三に。大伴四繩と云人を。一本には四綱とも作り。なほ其外にもあまたあり。○相夢は。夢を吾心の占に合せて説なり。故後には夢ときとも云り。○夏四月。本に夏字を脱す。今考本水戸本信友校本に據る。○丙寅。十九日也。○令治東國。本に國字脱せり。今集解本に補はれしに據れり。舊事紀にも此字あり。○上毛野君。和名抄に。上野加三豆とある是

なり。但古へにはノをヌと云り。萬葉十四に。可美都氣努とあり。名義字の如くなるへきか。毛は草木を云。さて此氏の東國に功ありしことは。豐城命の御子には。八綱田命と云るありて。其子彦狹島王は。景行紀五十五年春二月。以彦狹島王。拜東山道十五國都督。是豐城命孫也云々。葬於上野國。五十六年秋八月詔御諸別王曰。汝父彦狹島王云々。御諸別王承天皇命。且欲成父業。則行治之。早得善政云々。其子孫於今在東國。と見えたり。記傳云。國造本紀に。上毛野國造。瑞籙朝皇子豐城入彦命孫。彦狹島命。初治平東方十二國。爲封。武鄉云。東方十二國は。山東の國。十二國なり。此事は下に委く云。さて此氏は。應神紀に。荒田別。巫別。仁德紀に竹葉瀨田道。安閑紀に小熊。舒明紀に形名。天智紀に椎子。天武紀に三千。と見えたり。十三年十一月上毛野君。賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇別上毛野朝臣。下毛野朝臣同祖。豐城入彦命五世孫。多野波世君之後也云々。また右京皇別上毛野朝臣。崇神天皇皇子。豐城入彦命之後也。續紀十八に。天平勝寶二年三月。賜田邊史。難波等上毛野公姓。又三十四に。上野國佐位郡人に。上野佐位朝臣姓を賜ひ。續後紀に。同國那波郡人檜前公にも。上毛野朝臣を賜。此國造より別れしと見ゆ。また續紀に。石上部君の氏人に。上毛野坂本臣を玉ひ。陸奥國人吉彌候部氏人に。上毛野陸奥公。また上毛野名取朝臣。上毛野録山公。上毛野中村公。また丈部氏に上毛野陸奥公と云姓を賜ひしと見えたり。此等も豐城命の御末にそありけむ。○下毛野君。和名抄下野之毛豆。記傳云。國造本紀に。下毛野國造。難波高津朝御世。元毛野國分爲上下。豐城命四世孫奈良別。初賜國造。

初下に。定字脱たるへし。奈良別は。姓氏錄吉彌候部孫に。豐城入彦命六世孫奈良君。とある人と同人なり。但し六世は誤なり。天武紀に。十三年十一月。下毛野君賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇別下毛野朝臣。崇神天皇皇子豐城入彦命之後也。續紀に。慶雲四年二月。下毛野朝臣古麻呂。請改下毛野朝臣石代姓。爲下毛野川内朝臣。許之。天平神護元年三月。吉彌候根麻呂等。賜下野公。神護景雲三年三月。陸奥國信夫郡人吉彌候部廣國に。下毛野。屈。玉造郡人吉彌候部念九等七人に。下毛野俯見公と云姓を賜ひしと見ゆ。記傳云。神風は。神戶公を誤れるなり。安閑紀に。神戶知あり。安閑紀に。信夫とは隣る郡なり。續後紀に。承和元年五月。近江國人志賀忌寸田舍麻呂等四人。賜姓下毛野朝臣。豐城入彦命之苗裔也。七年二月。陸奥國人丈部繼成等三十六人。賜姓下毛野陸奥公。十二年九月。下毛野國芳賀郡人大麻績部總持等。改本姓賜下毛野公姓。とあり。○等之始祖也。本に等字なし。今水戸本に據る。此は必ずある例なり。さて記にも。豐木入日子命者。上毛野。下毛野君等之祖也。とあり。豐城命の裔は。上件の外にも。姓氏錄に敷多見えたり。神名式。下野國河内郡二荒山神社。これを神社考に。豐城入彦命と云へり。國人もしかいふめれど。これには説々あり。よく正して載すへし。

六十年癸未

六十年秋七月丙申朔己酉。詔群臣曰。武日照命。一云。武夷鳥。又云。天夷鳥。從天將來。神寶藏于出雲大神宮。是欲見焉。則遣矢田部造遠祖武諸隅。一書云。一名大母隅也。

而使獻。當是時。出雲臣之遠祖出雲振根主于神寶。是往筑紫國而不
遇矣。其弟飯入根則被皇命。以神寶付弟甘美韓日狹與子鷗濡淳
而貢上。

秋七月。信友校本又舊事紀等。此三字春二月と作り。誤なり。○己酉。十四日なり。○武日照命。一
云武夷鳥。又云天夷鳥。此命は神代下に見えたる。天穗日命の御子。大背飯三熊之大人の御事なり。
記には建比良鳥命タケヒラトリノミコトともあり。何れも同じ趣の御名なる事。神代紀注に云り。○從天將來。此命の天降
り坐ることは。記紀ともには見えぬとも。出雲國造神賀詞に。出雲臣等我遠祖。天穗日命乎。國體見爾
遣時爾云々。己命兒天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。降道云々。とありて。御父天穗日命は。天上に留
り坐し。此命と此國土には降坐して。熊野杵築大宮に仕奉り玉ひしことなど。已に神代紀注に委しく云
り。記に天善比命之子建比良鳥命。此出雲國造云々等之祖也。とあり。ことに天善比命を擧すして。
此神をしも擧て。其子孫を出せるは。此國に降り坐て。御裔あらはなり。さて記傳云。此御名武夷鳥
とも。天日照とも。諸書に有て。何れも比那ヒナなるを。此記にのみ比良ヒラとあり。那と良とは横に通音
也。名意は。此神天より降て。邊鄙を平たまひし功を美て。日照ヒナと稱しなるへし。照を整理と云る例は。萬葉十四に。日之照者。

ヒカトレノ
ヒヤリノミコト

式に因幡國高草郡天穗日命神社。天日名鳥命神社。出雲國出雲郡阿麻能比奈等理神社あり。

文德實錄に。河内國天夷鳥命神みゆ。と云り。○將來神寶云々。祝詞考頭書に。此命始め國平に天降
り給ふ時には。神寶を持て降り玉ふへきならねは。後に大名持命を祭らむ爲に。天降り玉へる度のこ
となるへし。又穗日命は。皇祖神の命はありしかとも。此祭をとらで。御子日照命を天降して。其事
をとらしめ玉ひし事も知られたり。と云れき。さて出雲太神宮は。即杵築大社あり。○矢田部造は。

姓氏錄攝津神別。矢田部造。伊香我色雄命後也。大和。矢田部。饒速日命七世孫。大新河命之後也。矢田部首
もおなじ
とあり。矢田部は。記仁德條に。故爲三入田若郎女之御名代。定三入田部。とあるそれにて。天孫本紀

に。矢田皇女。難波高津宮御宇天皇。立爲皇后。而不生皇子之。時詔侍臣大別連公。爲皇子代。后號
爲氏。便爲氏造。改矢田部連公姓。とあり。大別連公は。新川大連の子。武諸隅公の子。多遲麻連公
の子大別連なり。さて八田皇女の御母は。此物部連氏の女にて。大別連は其弟なれば。其由縁を以て
そ。八田部をは掌らしめ給ひけん。かくて此氏。天武紀十二年九月。矢田部造。賜姓曰連。とあり。

氏は。推古紀二十三年。矢田部造至自唐。とあり。陽成紀。讃岐寒川郡人矢田部造利人。外記日記
に。朱雀帝時矢田部直實。一條帝時矢田部爲忠。除目大成鈔。堀河帝時矢田部宿禰久安。後鳥羽帝時矢田
部宿禰宗包あり。後宿禰を賜へるなり。和名抄に。攝津國八田部
郡。八部也。多部。とあり。○武諸隅は。上に云る如く。伊香我雄命
の子。大新川命の一男なり。饒速日命八
世孫とあり天孫本紀に。武諸隅連公。磯城瑞籬宮御宇天皇即位六十年。

詔群臣曰。武日照命從天將來神寶。藏于出雲大神宮。是欲見焉。則遣矢田部造遠祖武諸隅命。使分
 明檢定獻奏。復命之時。乃爲大連。奉齋神宮。物部膽昨宿禰女清媛爲妻。生一男。とありて。其男即
 多遲麻大連公なり。○一書云。一名大母隅也。此は一名にはあらず。一説也。同書に。大母隅連公
 等祖は。大新川命の四男にて。武諸隅の弟なり。さて大母隅は。母の下品を脱したるにもあるへし。
 また本のまゝならば。モスミと訓むべきなれど。なほいかゞなれば。姑く舊訓のまゝに。モロスミと訓
 つ。○出雲振根。姓氏錄右京神別。土師連。天穗日命十二世孫。可美乾飯根命之後也。また攝津土師連。
 天穗日命十二世孫。飯入根命之後也。とあり。さらば振根も。十二世孫なりけり。○主于神寶。本に
 主字至に作る。惟足本考本及釋紀によりて訂せり。○飯入根。名義未詳。○甘美韓日狹。甘美は美
 稱。韓日は乾飯の字の義か。姓氏錄には韓日根とあり。同人なり。○鷗瀟淳。國造本紀に。瑞籬朝
 以天穗日命十一世孫。一は三の誤なり。次なる右京神別の二も同じ誤なり。さるは此人の父韓日狹を。右京神別土師宿禰條に。十
 き正し。宇迦都久怒。定賜國造。姓氏錄右京神別。出雲臣。神門臣。天穗日命十二世孫。鷗瀟淳命之後也。
 などあり。さて此に子鷗瀟淳とあるは。飯入根の子とせる傳なるへけれと。其は誤にて。此鷗瀟淳は
 可美韓飯狹の子なり。其よしは姓氏錄右京なる。土師宿禰。菅原朝臣。秋篠朝臣。大枝朝臣等を。乾
 飯根命の後とあるに。鷗瀟淳をも國造系圖に。氏祖命。亦名宇賀都久怒命。出雲臣土師連。菅原秋篠大
 枝神門等氏祖。とあるにて。彌明らかし。
通説に。鷗瀟淳を今千家北島即此也。と云るも此によく合へり。さて姓氏錄
 攝津に。土師連。天穗日命十二世孫飯入根命之後也。とあるは誤なり。同じ兄弟

にて。共に土師の祖なる(まじりし)なし。乾飯根の土師祖なること。正しき證多あるからには。
 飯入根の方は誤なること云までもあらず。此人は子もなかりしにやありけん。詳ならず。

既而出雲振根從筑紫還來之。聞神寶獻于朝廷。責其弟飯入根曰。
 數日當侍。何恐之乎。輒許神寶。是以既經年月。猶懷忿恨。有殺
 弟之志。仍欺弟曰。頃者於止屋淵。多生妻。願共行欲見。弟則隨兄而
 往之。先是兄竊作木刀。形似眞刀。當時自佩之。弟佩眞刀。共到淵頭。
 兄謂弟曰。淵水清冷。願欲共游泳。弟從兄言。各解佩刀。置淵邊。沐
 於水中。乃兄先上陸。取弟眞刀。自佩。後弟驚而取兄木刀。共相擊矣。弟
 不得拔木刀。兄擊弟飯入根。而殺之。故時人歌之曰。椰句毛多菟。伊頭
 毛多鷄流餓。波鷄流多知。菟頭邏佐波磨杓。佐微那辭珥阿波禮。

忿恨。本に恨忿とあり。今集解に。原倒。據古本二改。とあるに従ふ。○仍欺弟。本に仍字なし。今
 並河本熱田本集解及釋紀に従て補つ。○止屋淵。出雲風土記に。神門郡鹽治郷。本字止屋。郡家東北六

里。阿遲須積高日子命御子。鹽治昆古能命坐之。故云止屋。神龜二年改字鹽治。神名式に。神門郡鹽治神社。鹽治比古神社。風土記に夜牟夜社と作り。本にヤミヤと訓めれど。此風土記に依て訂すべし。後には詠りてエンヤと云り。淵は今知りかたし。○蕪。釋紀玉簪云。蕪蕪水草。叢生水中。葉圓在三莖端。長短隨水深淺。江東食。などは。蕪字に就たる注なり。古は水草を總て毛と云り。多くは漢字を書たり。奥津藻邊津藻川藻玉藻なども云り。次に玉蕪とある即それなり。下文蕪此云毛の訓註。ここに入へまなり。○欲見。欲字傍訓撥入と。集解に云り。○弟則隨。本に弟字脱じたり。今考本に據る。水戸本には則字下にあり。考本の方まされり。○先是云々。此以下記には。倭建命の出雲國に入坐て。出雲建を殺さむと欲玉ひし時の事とせり。いたく異なり。○竊作木刀。記には竊以三赤檣一作三詐刀とあり。和名抄。標子以知比。字鏡には。杞また標を一比の木とあり。記傳云。今も伊知比と云。伊知加志とも云て。樫の類なり。と云り。○當時自佩。當字信友校本に無し。集解にも。古本に據て削れり。○欲共遊沐。集解に沐を泳字誤として改めたり。されど記にも。共沐肥河とあり。上にも云る如くなれば。輒く改めかたし。次なる沐於水中の沐も同じ。○取弟真刀自佩。記には。爾倭建命自河先上。取佩出雲建之解置横刀。而詔爲易刀。故後云々。とあり。されど此にはさる詞もなく。後弟蕪とあれば。弟を欺きて。真刀に替じなりけり。○共相擊。記には於是倭建命跳云。伊香合刀云々。とあり。記傳に云。そもく上代に刀易とて爲しことは。たゞに刀を取交て。佩はかりには非て。其刀を合せ試る態の有しなるべし。若然らずは。今ゆくりなく。如是は詔

ふまじければなり。此は刀易には定まれる態なればこう。如此は詠ひけぬ。且たと取交て佩むのみは。何のためともなし。さて其刀合せの委曲き状は。如何爲しことならむ。今知かたし。と云れたり。此も其意に見たらむに叶ふべし。○時人歌之曰。記には倭建命の御歌とせり。○椰勾毛多菟。此句神代紀に注しつ。記には夜都米佐須とあり。記傳云。八都雲刺にて。八雲立と同じ。さて夜久毛を。夜都久毛と云るは。萬葉に入世を夜都世とよめると同例なり。其餘八峯を夜都袁と云なども同じ。續紀十一に。歌曲の名に。八雲刺曲と云あり。これも同く。八雲立曲と云意の名と聞ゆれば。夜都毛佐須夫理と訓て。夜都米と相照して。共に夜都久毛の切れるなることを知へし。さて久毛の毛を米と云るは。もとより通音なる中に。雲は殊に久米とも云へし。上卷豊雲野神の下にも云る如く。久毛と許母理と。本同言なれば。籠の意にて久米とも云へし。雲は物を覆ひ籠る物なればなり。さて立を刺と云は。師の。物の立昇るを刺昇るとも常に云なり。と云れたるか如し。萬葉三に。八雲刺出雲兒等ともあり。○伊頭毛多鷄流餓。出雲鼻帥かなり。鼻帥の事は既に云る如く。一人の稱にはあらねとも。時人か出雲臣の兄弟を。出雲鼻帥と云しまゝに詠るなり。ことにては。飯入根を指て云なり。神名帳に。大和國山邊郡出雲建雄神社と云あり。○波鷄流多知。所佩劍なり。かの木刀を云。○菟頭羅佐波磨枳。記傳云。契沖。黑葛多纏なり。黑葛を以て多く柄を纏なり。と云り。但し柄のみならず。鞘をも纏るを云なるへし。都豆良は。延喜式などに黑葛と書り。和名抄類に。馬鞭草は和名久末豆々良とあるは。別に一種なるへし。萬葉十四に波麻都豆良。又安蘇夜麻

都豆良。古今集四に。梓弓引野つら。宇津保物語卷陸に。青つらら大きな籠にくみて云々。拾遺集。物名野を見れば春めきにけり。青つらら籠にやくまじし。若菜つむへく。今も此物を以て祖たる大なる籠を都云り。書紀釋に。上古以「葛纏」大刀と云り。さて多てふことは。佐波爾佐波那理などのみ用ひて。ただ佐波とのみ云る例は。をさく見あたらざれども。此の佐波は。他言とは聞えず。多にの意なるへし。さて此句は。此刀のたゞ柄鞘に。黒葛を多く纏たる。表方の傍のみなることを云るなり。○佐波那辭耳阿波禮。無身可怜也。佐波は差比とも云。眞身なり。推古紀句禮能摩差比。神代紀韓劔之劍。神武紀化為「劔持之神」とあり。劔の事は神代紀の注に云り。眞身と云るに同じ。記傳云。阿波禮とは。此黒葛を卷たるを。木刀とも知らで。相撃て殺されたるを。時人のあはれむなりと云り。時人とは。書紀に就て注せる故に云り。記と傳の異なるなり。今此を比へて思ふに。末二句のさま。時人のよめりとせる方。優りて聞ゆ。と云り。

於是甘美韓日狹。鷓瀟淳。參向朝廷。曲奏其狀。則遣吉備津彥與武
 淳河別。以誅出雲振根。故出雲臣等畏是事。不祭大神。而有間。時丹波
 水上人。名水香戶邊。啓于皇太子活目尊曰。己子有小兒。而自然言

之。玉婆鎖石。出雲人祭。眞種之甘美鏡。押羽振。甘美御神底寶御寶主。山
 河之水泳御魂。靜挂。甘美御神底寶御寶主也。是此。是非似小兒之言。
 若有託言乎。於是皇太子奏于天皇。則勅之使祭。

於是甘美韓日狹鷓瀟淳參向云々。上に引る國造本紀に。出雲國造。瑞羅朝云々。宇迦都久怒定賜國造。とありて。鷓瀟淳の國造となりしは。此御代の事なるか。そは何時の頃ならむと考ふるに。栗田寛説に。鷓瀟淳の此の時神寶を献れし。忠誠なる心はへを喜し玉ひて。國造とせられしなるへし。と云れたるは然る説なれど。なほ熱按ふに。これより前に神寶を貢上りしは。其父甘美韓日狹に屬て參上りしかは。其父を問きて。其子を國造と爲し玉ふべきよしなきか如し。其上伯父の飯入根か命にて。此時參上りしをや。さらは其時の事にはあらず。其後程經て。韓日狹の死後などにや。鷓瀟淳をは。國造には定めさせ給ひしものならん。さらは。國造になさせ玉ひしは。遙に後のことにて。此時は兩人暫時帝京に滯留り在て。さて吉備津彦と。武淳河別とを遣はして。出雲振根を誅ひ玉ひし後。程經てそ此兩人は國に還りけん。なほ思ふに。次に故出雲臣等畏是事。不祭大神。而有間。とあるも。振根か誅はれし後も。暫時の間。兩人は未都に在り。國には同族の臣等を總括て。政執る者もなかり

しより。大神の御祭も。漸頽廢しさまにそなり行けむ。若此時兩人國に在りなましかは。何てかゝる事のありぬへき。熱く其時代の形勢を思ひ遣りて。考ふべきものそかし。さて畏_レ此事_一とは。振根か殺されたるを驚見て。神勤を懈みたるを云。○丹波氷上人。和名抄丹波國氷上郡あり。式に同國桑田郡出雲神社は。此時の所由に因てや齋祭り始めけむ。帳考に。和銅元年被立_三社壇_二云々とあるは。勸請の始にはあらじ。○氷香戸邊は。氷上に因れる名か。詳ならず。戸邊は男の稱名にも云ること。既に云りき。○啓。公式令に。三后皇太子に啓と云るよし詳なり。されど詞には何れも申なり。○玉蕤鎮石出雲人祭。此以下總て玉勝間に出たる。本居翁の訓によれり。且其解も。同書に説るまゝを記して。末に重胤の説をも擧たり。訓も同氏のは。下にあけたり。本居翁云。鎮石は。行をゆかし。佩をはかしたといふ格にて。志豆伎を延へたる詞にて。玉藻沈_キ嚴_ニ意_ニつ_クきたる。出雲の序なり。嚴は清らかなる意にて。水底にしづく玉藻の。清らかなるよしなり。と云り。萬葉古義には。玉蕤沈_キ著_キなり。藻類は水底に沈_キ著_キて。生るものなれはなり。と云り。此方まざるへし。○眞種之甘美鏡押羽振。本居翁云。眞種の意は未考得ず。押羽振とは。鏡を押振り舉て。祭れと云事なり。武郷云。種は住の誤か。さらば眞住之甘美鏡にて。鏡を褒たる辭とすへし。眞澄鏡の意なり。○甘美御神底寶御寶主。翁云。底寶は寶の至極と云なり。物の至り極まる處を底と云。甘美は底へ係れり。御神には係らず。御寶主は寶の主人にて。司長_ヲのよしなり。これみな鏡を褒稱へたる詞なり。武郷云。底寶の解いかとなり。此は次に山河の水泳御魂とあるか如く。水底に寶の沈

めるを。底寶といへるなり。 ○山河之水泳御魂靜挂。泳を_レに沐に誤る。今信友校本に因る。本居翁云。御魂は御玉にて。山川の底なる玉をいふ。靜掛_トよは。鎮掛て祭れとなり。と云り。萬葉十一。水泳_ル玉爾_レ接有_ル磯貝_ト之。獨懸耳年者經管。水泳玉の例なり。○甘美御神底寶御寶主也。又云。甘美御神云々は。鏡と同じく。玉を褒め稱へたるなり。すべての意は。神寶の至極長なる鏡と玉とを以て。出雲臣これを祭るへしとなり。巴上玉勝問四卷。 ○次に重胤の説を出す。其訓は。タマモシツカシ。イツモヒトノマツル。マタ子ノウマシカ。ミ。一段。「オシハフル。ウマシミカミノ。ソコタカラ。ミタカラヌシ。二段。「ヤマカハノ。ミク。ミタマ。シツメカケヨ。三段。「ウマシミカミノ。ソコタカラ。ミタカラヌシ。四段。」玉蕤鎮石は。鏡の玉蕤の如く沈たるなり。出雲人祭るとよむへし。其眞種之甘美鏡也。押羽振は。水底に放れるなり。甘美御神底寶御寶主は。その鏡の止事なき寶なることを。示したまへり。山河之水泳御魂は。さきの玉蕤鎮石に應ず。靜掛は。それを水中より取_リ上げ。神殿に掛て靜奉れとなり。甘美御神底寶御寶主とは。くりかへしそのよしを宣ふなり。言すくなく意ふかし。文章の照應にて見へし。このこと玉勝問四卷にもあれども。くたくしきのみにて意通せず。とあり。今按に。重胤か説の方穩かにかこえたり。且玉勝問に。鏡と玉と二種なりと云れしは。聊信かたし。これらなほよく考へし。信友の解もあれど。さしたることもなければ。今出さず。○非_レ似_二小兒_一之言。訓ノラスニアラズと訓るは非なり。

六十二年秋七月乙卯朔丙辰。詔曰。農天下之大本也。民所恃以生也。今河内狭山埴田水少。是以其國百姓怠於農事。其多開池溝。以寬民業。冬十月。造依網池。十一月作刈坂池反折池。一云。天皇居桑間宮。造是二池也。

丙辰。二日。○農を奈利波比と訓は。古は佃る業を打任せて奈利と云り。そは成就の義にて。五穀の成就へきさまに。勞くより云ふ名なるへし。國作を國生と云るに等し。後に産業を奈利と云るは。産業のものは。旨と佃にあれば。轉し云るものなるへし。かく轉し云も。萬葉の歌などに見えて。古きことなり。さて波比は。其状を云辭なり。種波比氣波比福波比などの類なり。なほ次に重胤の賦を引て云り。○狭山。記に。玉垣宮段に。印色入日子命作狭山池と云ことありて。記傳に。和名抄に。河内國丹比郡山佐也郷あり。今も丹南郡廣き邑なり。神名帳に狭山神社もあり。記に狭山池を作れることあるへきに。無は漏たるか。又垂仁卷にも。此池のこと見えす。續紀に。天平四年十二月。築河内國丹比郡狭山池。此は別池なるへし。天平寶字六年四月。河内國狭山池堤決。以單功八萬三千人。修造と見え。神名帳に。同郡狭山堤神社。大月次とあり。此は此池の堤を守り坐ため。祭れる神にやあらむ。此社。今も池堀川院後百首に。春深き狭山の池のねねは。くるしげもなく蛙鳴なり。河内志に。丹南郡狭山池。

在狭山村。錦部郡天野小山田二溪。瀦于此爲池。周圍一里許云々。永祿中安見美作守者重修。慶長中片桐東市正因加修補と云り。今もかくれなく。甚大なる池なり。とあり。○埴田水少。神代紀にも天埴田埴田一には埴田の名あり。土性に因て負へる名か。通證に。今作半田爲村名とあり。さて按ふに。狭山の田地。水少か故に。多く池溝を開とあれば。必狭山池は。此時に作り玉へる事明らかし。さなくしては。狭山埴田云々の詔あるへくもあらす。記傳に漏たるかと云れたるは。さることなり。さて印色入日子命の。作狭山池とあるは。なほ其池を作り廣められたるなどにもあるへし。かゝる例は他にもあり。○池溝。溝を宇奈傳と訓る。垂仁紀神功紀等にもあり。八雲御抄に。宇奈傳は溝の名也とあり。名義は井之手なりと。重胤云り。井は水を縦横に引するに附て云。漢新に。溝也。縦横相交構也。とある。宇奈傳は井の手の言義大に近し。手は道なり。繩手曲之手などの手に同じく。井筋の道なり。○以寬民業。重胤云。此詔は。神代に。天照大神喜之曰。是物者。則顯見蒼生可食而活之也。乃云々。とある御政を。受繼せ給へる者にして。いと尊き御言にまむ有ける。農をも業をも。那理波比といふは。上古は貴賤共に。田を佃るを以て。常の産業と爲るか故に。天皇を除ては。皇子等と雖。公オホミ民と申す事。古事記玉垣宮段に所見たり。又御民と云も。天皇の大御田を賜りて。耕れる者なるが故なり。出雲風土記に。出雲郡美談郷。郡家西北九里二百四十步。所造天下大神御子。和加布都努志命。天地初判之後。天御領田之長仕奉坐之。即彼神坐郷中。故云三太三。神龜元年。改三字美談。即有正倉と有も。田の長たるを以て。御民とは云るなり。又姓氏錄和泉國神別

に。民直。天穗日命十七世孫。若桑。足尼之後也。と有を。神名式に。其大鳥郡に。美多彌神社有など
 も。右に同じく田長なる謂なり。景行紀にも。或伺農業と見え。孝徳紀には農月と云ひ。又農
 作月と云事見え。萬葉五に。伊幣爾可幣利提。奈利乎斯麻佐爾。十六に。荒雄良者。妻子之産業平婆。
 不念呂云々。十八に。萬調。麻都流都可佐等。都久里多流。曾能奈里波比乎。安米布良受。日能可佐奈禮
 波。宇惠之田毛。麻吉之波多氣毛云々。と有る。此歌にては。殊に農作の事を。奈里波比と云意知られ
 たり。又靈異記にも。不能營農。令解産業とある産業を。奈里波比と訓み。又收家營造産業と
 とも所見たり。又遊仙窟に。家業を那利波比と訓り。源語に。阿波禮甚塞しや。今年こそ那里波
 比にも恃む所少く。田舎の往來も思係ねは。甚心細けれ。と有を。河海抄に。民業。孟津抄に。稔農の
 字を當られて。此如く農事を云るなり。と云れたるは。いと詳かなり。なほ紀中別業田宅の字を。ナリトコロ。
 宅の由なることな。と訓る。共に農作を營む爲に。設けたる
 ことを云れたり。上に云ると引合すへし。○依網池は。河内國なり。記傳云。和名抄に。攝津國住吉郡大
 羅。佐保與。鄉。神名帳に。同郡大依羅神社四坐。並名神大月。又和名抄に河内國丹比郡依羅。美佐。郷とあり。
 推古卷に。河内國作依網池と見ゆ。如此河内と津國と。二の依網あれとも。丹比郡と住吉郡とは相
 接て。大依羅社も依網池も。殊に此二郡界によりて。相近き地なるを以て見れば。本は一なりしが。二
 國に分屬たるものなり。池は河内國丹比郡の依羅にあるなり。記高津宮段に。作依羅池とあるも同
 じ。今丹比郡池内村と云に池あり。然るを或説には。此御世に作られたるは。推古紀なるは別にして。今も攝津國住吉郡藤井村
 の邊にある池これなり。と云り。然れども其池古の依網池なるべきこと。古書に證も見えず。河内國なるは。此彼と證あればまかひ

なし。此御世に作とありて。又高津宮段にも。推古紀にも作とあるは。元よりあるが。後
 々崩れなせしを。後に又更に。修理直されたらんを。作と云ふべければ。妨なし。明宮段の大御歌に。美豆多麻流。余佐
 美能伊氣能章具比字知。とあるも。此池なりと云り。○折坂池反折池。此二の池。文字何れの本も同
 じ。或本に坂折池と書るもあれと。記に因てさかしらせしにもあるへければ。輒くは從ひかたし。
 また政事要略五十四に。曆録云。崇神天皇六十二年乙酉七月詔曰。農者天下之本也。然特溝池二乃成。宜
 と作池溝。冬十月造依網池。十一月造折坂池反折池。とあるも今と同じ。此二の池詳ならず。記云。
 是之御世作依網池。亦作輕之酒折池也。とあり。記傳云。輕は境岡宮段に出。氏御云。此輕總卷
 折池は。此より外に物に見えず。名の例は。倭建命段に酒折宮あり。武鄉云。景行紀二
 十八年の下に出。折坂は輕坂にて。
 反折は佐加袁理と訓むべきか。若然らば。記も輕之池酒折池なるが。上の池字の脱たるか。又書紀の
 反字。坂の誤か。又一本には及とあるに依時は。武鄉云。並河本。折池なれば。記も酒字池の誤ならむか。
 はた書紀に酒字の脱たるか。左右に。互にまきははして。定め難ければ。姑本の隨に訓つ。さて玉
 垣宮段。應神紀。十一萬葉三の歌に。輕池見え。又同卷十二卷などに。獵路池と訓るも。輕路の池
 なり。と師は云れし。此輕池を酒折池と云しにやあらむ。別にやあらむ。詳ならず。と云れたり。通
 にも。未詳。今大瀨池大島池。混在。狹山管内。疑。此。河内國に見られしなれども。うれも定めかたし。按に新集符官抄。萬
 壽二年六月七日條に。河内國司中云々。築。四尺度池狹山池北池大坂堤。云々。と云こと見たり。尺度池。こまにはよしあらむか考へし。
 ○桑間宮。所在詳ならず。萬葉六に。住吉乃粉濱之四時美とある。古婆麻久波麻と音通へり。もしく
 は一處にや。さらば難波なり。

六十五年秋七月。任那國遣蘇那曷叱知令朝貢也。任那者去筑紫國二千餘里。北阻海以在鷄林之西南。

任那國號の義は。垂仁紀に云ふ。此國の事。漢籍に見えたるは。宋書倭傳に。百濟新羅任那秦韓慕韓とあるを始とす。文献通考には。宋文帝元嘉間。倭王遣使云々。百濟新羅任羅云々。とあり。任羅とも云しなり。欽明紀二十三年の下に。一云。總言任那。別言加羅國。安羅國。斯二岐國。多羅國。卒麻國。古婁國。子佗國。散半下國。乞食國。稔禮國。合十國。とあり。今の朝鮮の慶尙道の南邊にある國々なり。猶次々に云へし。○蘇那曷叱知。集解に。按東國通鑑。賀洛國王名。或曰居叱知。或曰坐知。或曰經知。或曰鉗知。叱知之字方語可知。とあり。此に依らば。叱知は王族の稱なるへし。○令朝貢也。信友校本に。也字一本无とあり。集解には。令字を削りて。朝上皇有令。貢下有也字。とあり。傍訓撰入とあり。されど令字を削られしは。私なり。さて此を通證に。外國朝貢之始と云れたれど。委しからず。そは信友説に。姓氏錄左京吉田連の譜に。崇神天皇の御代。任那國奏曰。臣國東北有上巳改。中巳改。下巳改。地方三百里。土地人民亦富饒。與新羅國相爭。彼此不能攝治。兵戈相尋。民不聊生。臣請將軍令治此地。即爲貴國之部也。天皇大悅。勅群卿令奏應遣之人。卿等奏曰。彥國葺命孫。鹽垂津彥命。頭上有贅。三岐如松樹。其長五尺。力過衆人。性亦勇悍也。天皇令鹽

垂津彥命遣奉勅而鎮守。彼俗稱幸爲吉。故謂其苗裔之姓爲吉氏云々。神龜元年賜吉田連姓云々。と見えたり。此事紀には漏されたれど。十二年紀に。異俗重譯來。海外既歸化。とある頃の事をへきこと疑なし。今年なるは。既に彼幸を置れたる後の事なり。其は此年よりほとなく。六十八年の十二月に。天皇崩玉ひ。垂仁天皇の二年に及びて。蘇那曷叱知を本郷に歸らしめ玉へること見えたるを思ふへし。と云れたるは。けに然る説なるに附て考るに。彼十二年の頃より。幸を置れたらんには。今年六十五年まで。凡五十年ばかりの間に。朝貢といふことなくては。えあるまじければなり。されど其度々のは漏て傳はらず。此時の事の。かく傳はれるか。始の如く思ひ成さるゝなり。此は朝貢の物に見えたる○二千餘里。此は後の令の制なる。六丁一里を以て。大概に語傳へたりしものなるへし。雜令に。凡度地五尺爲一歩。三百步爲一里。さて本の訓に。フタチ・アマリノミチとありては。言足らぬか如し。フタチサト・アマリノミチと訓へし。さては。村里の數を云る如くにて。いかゞなれど。古はかくても通えたりしものと見えて。記の高津宮段なる。枯野と云る船の。燒遣れる材を以て。琴に作りたりしに。其音響七里とあり。此を記傳に。七里は後の制を以て。語傳たるものとすへし。と云れたるも。此の類なり。續後紀蘇我二年興禰寺僧長歌に。如八十里。城野芥子拾布。天人波云々。とあるも同じ。此等の里は。村里の里にはあらず。思まかふ可からず。是則集。旅雁を。いく千里ある道なれやあきことば。雲井の旅を雁のなくらむ。とある千里も里數にて。ことと同じ。○鷄林。即新羅國の事也。鷄林と云ることば。東國通鑑に。新羅脫解王九年春二月。新羅王得小兒闕知。養以爲子。王夜聞

金城西始林間有鷄聲。暹明遣瓠公視之。有金色小積掛樹梢。白鷄鳴於下。瓠公還告。王使人取積。開之有小男兒。在其中。姿貌奇偉。王喜謂左右曰。此豈非天祥我胤乎。名闕智。闕智鄉言小兒之稱。以其出于金積。姓金氏。有鷄怪。改始林一名鷄林。因以爲國號。唐書に。龍朔三年詔以新羅國爲鷄林。とはあれども。鷄林は一名と見えて。なほ其後も。新羅の號を彼國にても用たり。

六十八年
辛卯

六十八年冬十二月戊申朔壬子崩。時年百二十歲。明年秋八月甲辰朔甲寅葬于山邊道上陵。

本に六十八年の上に。天皇踐祚四字あり。今は信友校本に此四字なきに從て削りつ。必後人の撥入なり。かゝる例紀中にあることなし。ざるを通證に。据前後例。天皇二字當移在崩字上。踐祚二字疑衍。と云れ。集解には。按此文獨繫以天皇踐祚四字。與紀例異。蓋史變文也。など云るは。みな窮してかゝる説を立たるなり。○壬子。五日なり。○百二十歲。記には壹佰陸拾捌歲とあり。記傳云。百二十歲とあるに依れば。大御父天皇の九年に生坐るなり。然るに其二十八年正月立爲皇太子。二十九年あるは。一年差へり。其年は二十歲にあたり。若又かの十九とあるに依るときは。崩年百十九な

り。とあり。大日本史云。年一百十九。注據水鏡及本傳立爲太子。年十九之文とあり。さて記に。右の文の次に。戊子年十二月崩。と云七字の細

注あり。記傳云。此は皆後に書加へたる物ぞと。一わたり誰もあもふことなれども。猶熟思ふに。是も其古き事とそおもはるゝ。其故は何れも其支干年月。皆書紀に記せると異なり。たゞ下巻の最末に至りては。書紀と合へり。若いたゞ後世の人の所爲ならむには。必書紀の年紀に依てこそ記すべきに。彼紀と同じからざるは。必他古書に據ありてのことと見えなればなり。支干年月などは。上代のは。必しも書人のならば。たゞひ世にさる古書ともの違ひはありとも。書紀と合はざることあり。其に據まざることあり。さて最末に至りては。書紀と合はるは。近御世にて詳なれば。何れの書も異ならざりしか故なるへし。又此御世より先の段には。か

開化しては崩の年月を記さざりし故なるべし。此はた後世人ならん。必書紀に依て。神武天皇より以來漏さず皆注すべきなり。故思ふに。若くは安麻呂朝臣の一書に據て。自書加へられたる物にもあらむか。たゞひ彼朝臣には非ずとも。必古き世の人のしわざにてはあるへし。と云

れたり。まことにさる言なり。此支干に據て。近き頃種々の考とも論とも多かれど。何れも推測なれは。ここに記さず。此紀を讀ものは。此紀の支干に據てあるより他なし。○明年秋八月甲辰朔云々葬。こゝにかくありながら。又垂仁紀には元年十月癸卯朔癸丑葬とあり。これ一の傳にかくありしに據ら

れたまひしなるへければ。何れを誤とも定め論ふべきにはあらねども。かく忽前後の御紀の違へるを。訂し玉さりしは。思ひ漏されたるなり。○甲寅。十一日也。○山邊道上陵。記には山邊道勾之岡上

とあり。記傳云。諸陵式に。山邊道上陵。磯城瑞籬宮御宇崇神天皇。在大和國城上郡。兆域東西二町

南北二町。守戸一畑。とあり。又余田墓手白香皇女。在大和國山邊郡云々。無守戸。今山邊道勾岡上陵兼守。とあるは。昔紀に依て記されたるなり。然るに此には記の如く。勾岡上陵とあるは。延喜のころも如此申し。行天皇の御陵とまがふべし。又景行天皇の御陵も。山邊道上とあり。此は此記も昔紀も式も同じ。山邊は。和名抄に大和國山邊夜麻郡とありて。神名式に山邊御縣坐神社もあり。さて此郡は城上郡の北に隣ナリへり。後撰集に。初瀬へ詣つとて。山邊と云わたりにて。伊勢。草枕たひとなりなは山のへに。白雲ならぬ我や宿らむ。更科日記 初瀬にまうつる道の處に。東大寺云々。石上云々のつぎ。に。其夜山邊と云處の寺に宿りて。なと見えて。中昔まで山邊と云地もありて。もと其地名より郡名にもなれるなり。さて其山邊と云は。山邊郡の南方より。城上郡へかけて。廣き地名にて。此二の御陵景行 崇神のあたりは。城上郡に屬る地なるなり。かの山邊郡にある余田墓むとあるにて。此御陵の山邊郡の境に近きこと知られたり。されは此御陵の山邊も。隣の郡名の山邊と。本は一なりけり。さて道、勾イカサ之岡は。道は長谷の方より。山城國の方へ往來ふ大道にて。此筋。今世にも大道なり。勾之岡といふは。其大道の曲る處に在故の名なるへし。たゞ山邊勾之岡とは稱すして。道之としも云るは。此御陵大道の近き處なりし故なるべし。昔紀に道上とあるも是故なり。さて勾と名置る地は。大和國內に。此彼見えたれども。此は一別にて。たゞ此國の名なり。さて御陵は。大和志に。在澁谷村南。陵畔有三家四一と云り。とあれど。近き頃諸陵察にて改正になりたる陵墓一覽に。此天皇の御陵を。城上郡柳本村とありて。景行天皇のを。同郡澁谷村と爲たり。彼手白香皇女の御墓を。山邊郡中山村と。同一覽に云へれば。まことに柳本村の方なるへし。既に聖跡圖志。陵墓一隅抄等にも。別所村なるを此天皇のとし。澁谷村なるを。景行天皇のと定めたり。別所村なるを。爾佐牟射山ニサヤと云は。御陵山ユサヤと云ことにて。即柳本村のど一つなるへければ。大和志に云る

方は。誤なりと定むへし。なほ此事。景行天皇御陵の下に委く云を見よ。

日本書紀卷第五終

明治三十五年四月十七日印刷
明治三十五年四月二十日發行

不許
複製

發行者 飯田 永夫

東京市牛込區新小川町壹丁目拾貳番地

發行者 藤森 佐五吉

東京市牛込區南町拾八番地

印刷者 齋藤 章達

東京市日本橋區兜町貳番地

印刷所 東京印刷株式會社

東京市日本橋區兜町貳番地

發賣所

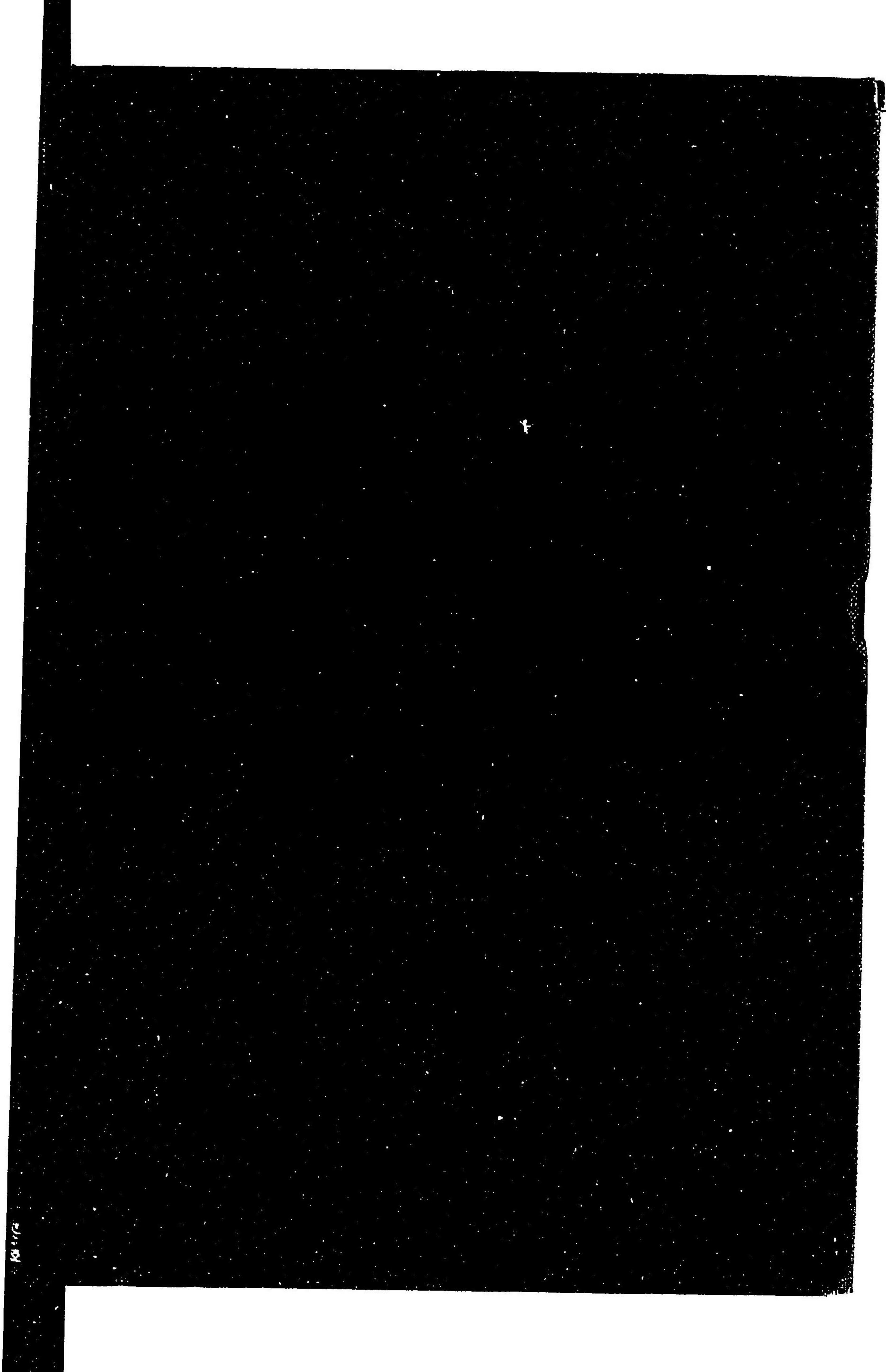
東京市神田區錦町一丁目拾番地

明治書院

發賣所

東京市日本橋區通三丁目六番地

林平次郎



Ⓜ

001608-002-0

210.3-I172nm

日本書紀通釈

飯田 武郷/著

M35

ACB-4231

